

角錐 角錐

曲面體

圓錐 圓錐 球

三角法

三角函數

銳角ノ三角函數 一般角ノ三角函數 二角ノ和及差ノ三角函數

三角形ノ解法

簡易ナル測量

注意

- 一 數學ハ正確ニ理會セシムルノミナラス計算ニ熟シ應用ニ慣レシメンコトヲ要ス
- 二 算術ニ於テハ暗算及筆算ノ外ニ珠算ヲ併セ課スルモ妨ナシ
- 三 幾何ニ於ケル軌跡・作圖・面積及體積ハ適當ナル場合ニ於テ便宜之ヲ授クヘシ

博物

第一學年	植物	動物	每週二時
第二學年	植物	動物	同
第三學年	動物	生理及衛生	同
第四學年	礦物	博物通論	同

凡七十八時

植物

植物ノ教授ハ觀察・實驗ニ基キ適宜左ノ事項ヲ授クヘシ
形態

植物體ノ主要ナル器官 其ノ種々ナル變形

分類

顯花植物 被子植物・裸子植物及其ノ主要ナル科ノ性質・適例

隱花植物 羊齒植物・蘚苔植物・菌藻植物ノ性質・適例

學校所在地方ノ普通植物ノ分類

解剖

根・葉及莖ノ構造

生理

養分 吸收 同化 蒸散 呼吸 成長 運動 刺戟感應 生殖

生態

植物生活ト外界トノ關係及其ノ植物ノ形態・生理・分布上ニ於ケル影響

分布

地理的分布 生態的分布 學校所在地方ニ於ケル分布

應用

主要ナル食用・嗜好料・藥用・有毒・建築用・工業用・觀賞用植物 醱酵・腐敗・傳染病等ノ原因トナル植物
肥料・飼養ニ用フル植物及農林業ニ有害ナル植物採集・栽培・標本調製ノ實習

凡七十八時

動物

動物ノ教授ハ觀察・實驗ニ基キ適宜左ノ事項ヲ授クヘシ
分類

脊椎動物

哺乳類 鳥類 爬蟲類 兩棲類 魚類 附 頭索類・被囊類

節足動物

昆蟲類 蜘蛛類 多足類 甲殼類

軟體動物

頭足類 腹足類 瓣鰓類

蠕形動物

環蟲類 扁蟲類

棘皮動物

海膽類 海星類 沙嚙類

腔腸動物

珊瑚類 水母類

海綿動物
原始動物

形態

動物體ノ主要ナル部分

解剖

骨骼・筋肉・内臟等ノ位置・形狀・關係 他ノ動物トノ比較

生理

消化 循環 呼吸 排泄 運動 神經作用 生殖 發生 變態

習性

習性ノ中其ノ構造トノ關係ノ顯著ナルモノ 自然現象トシテ趣味アルモノ 人生ニ密接關係アルモノ等

寄生・共生・害敵ニ對スル保護等

分布

動物ノ傳播 地理上ノ分布

應用

寄生蟲ニ對スル豫防 病媒介動物ニ對スル注意 農林・水産業上ノ有益動物・有害動物相互ノ關係及其ノ利用

家畜 肥料 水産物ノ利用

食料 衣料 藥品 染料 裝飾品 賞翫用等

第六章 大正八年世界大戦直後に至るまで

採集・飼育・標本調製ノ實習

生理及衛生

人體ノ構造

骨骼系

骨ノ構造・联接・機能・發育

筋肉系

筋肉ノ種類・構造・機能・發育

消化系

飲食物

消化器及其ノ機能

循環系

血液

循環器及其ノ機能

淋巴

呼吸系

呼吸器及其ノ機能

發聲器

排泄系

排泄器及其ノ機能・尿

皮膚

皮膚ノ構造及其ノ機能 脂肪

毛髮 爪

神經系

腦髓・脊髓・神經・五官及其ノ機能・發育

衛生ハ左記ノ事項ニ就キ前記ノ事項ト共ニ若ハ別ニ之ヲ授クヘシ

各機關ノ衛生並普通ノ疾患

全身ニ關スル事項

體溫 新陳代謝 疲勞 恢復 發育 老衰

個人衛生

節制 清潔 運動 休息 睡眠 修學 執業

救急療法 疾患ニ對スル心得

酒・煙草ノ害

公衆衛生

居住地 交通 集會 職業 傳染病

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

礦物

凡五十六時

礦物ノ教授ハ左ノ材料ニ就キ觀察・實驗ニ基キ適宜其ノ形態・性質・成分又ハ組成・成因・變化・産狀・産地・應用等ヲ授ケ又鑑別ヲモ爲サシムヘシ

主要ナル岩石及造岩礦物

火成岩及其ノ造岩礦物

花崗岩 綠岩 石英 長石附陶土 雲母 角閃石附石絨 輝石 電氣石

橄欖岩附蛇紋岩

石英粗面岩 安山岩 熔岩 黑曜石 浮石 火山灰 玄武岩

水成岩及其ノ造岩礦物

砂岩 礫岩 泥岩 粘板岩 凝灰岩 珪岩 石灰岩附方解石

變成岩

片麻岩 結晶片岩

地殼構造概要

地史概要

造岩礦物以外ノ主要ナル有用礦物

金鐵 銀鐵 銅鐵 鐵鐵 鉛鐵 亞鉛鐵 あんちもにー鐵 錫鐵 滿俺鐵 こぼると鐵 くらむ鐵 水銀鐵 あ

るみにうむ鐵 黃鐵鐵 硫黃 螢石 岩鹽 石膏 明礬石 燐灰石 蛋白石 柘榴石 黃玉石 銅玉石 金剛石

石墨 琥珀 石炭 あすふあると 石油

博物通論

凡十六時

動植物三界ノ差異及相互ノ關係

生物體ノ構造

原形質 細胞 組織 器官

生活現象

生活作用 生活法ノ種類 外界ト生活狀態 生活狀態ト生物ノ形態及構造蕃殖・維持

生物ノ進化

生物ノ分布

人生ト動植物三界トノ關係

注意

一 本要目ニ掲ケタル事項ハ土地ノ情況ト季節トニ依リ便宜斟酌スヘシ

二 博物ハ區分シテ之ヲ授クト雖モ常ニ植物・動物・礦物三界ノ相互ノ關係ニ留意シ生徒ヲシテ自然界ノ統一ニ

就キテ明晰ナル概念ヲ得シムヘシ

三 博物ハ特ニ物理及化學・地理・農業ノ學科目ト聯絡シテ之ヲ授クヘシ

物理及化學

物理

第四學年

每週二時

物性

物質・慣性 重力・質量・密度 物質ノ三態 分子力 彈性 液體ノ壓力 比重 氣體ノ壓力 表面張力・毛管現象

熱

溫度 膨脹 比熱 三態ノ變化 潛熱 濕度 熱ノ移動

運動及力

運動・速度・加速度・力 運動量 力ノ作用及反作用 力ノ釣合 力ノ能率・重心 單一機械 摩擦 宇宙引力 落體・拋射體 圓運動 仕事 えねるぎ 熱ノ仕事當量 振子 彈性體ノ振動 波動

第五學年

每週二時

音

音波 強サ 高サ 干涉 調和 音色 共鳴

光

直進 光度 反射 屈折 分散 輻射・吸收 光波

電氣及磁氣

磁石 磁氣感應 磁場 地球磁氣 二種ノ電氣 傳導 電氣感應 空中電氣 電流・電池 電流ノ強サ・電動力

抵抗 電氣分解 電流ト熱 電流ト磁氣 電流相互ノ作用 感應電流 えつゝ寸線 放射能 電波

化學

每週二時

第四學年

空氣 酸素 窒素

水 水素 無水炭酸 炭素

鹽素・臭素・沃素・弗素及其ノ化合物

酸素・硫黃及其ノ化合物

窒素・燐・砒素・あんちもん及其ノ化合物

炭素・珪素・硼素及其ノ化合物

第五學年

每週二時

なとりうむ・かりうむ及其ノ化合物 あむもにうむ化合物

かるしうむ・ばりうむ及其ノ化合物

あるみにうむ及其ノ化合物

錫・鉛・蒼鉛及其ノ化合物

まぐねしうむ・亞鉛及其ノ化合物

鐵・につける・こばると・まんがん・くろむ及其ノ化合物

第六章

大正八年世界大戰直後に至るまで

銅・水銀・銀・金・白金及其ノ化合物

沼氣 えちれん あせちれん 石油

あるこゝる えゝてる あるでひど けとん

有機酸

脂肪・油

しあん化合物 尿素

炭水化物

こゝるたゝる べんぜん あにりん 色素

てるべん

あるかろいと

蛋白質

左ニ掲クル術語・定律・假説等ハ適當ナル場合ニ於テ之ヲ説明スヘシ但シ稍々複雑ナルモノハ成ルヘク後ニ之ヲ授クヘシ

質量不變ノ定律 定比例ノ定律 倍數比例ノ定律 氣體反應ノ定律

分子量・原子量 化學式

酸・鹽基・鹽

溶液ノ性質 電離

可逆反應 化學的平衡

週期律

注意

一 實驗ノ簡易ナルモノハ成ルヘク生徒ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

二 適切ナル場合ニ簡易ナル計算問題ヲ課スヘシ

三 日常生活ニ資スヘキ事項並實業上主要ナル機械・器具並製品及其ノ製方ニ就キテ説明ヲ與フルコトヲ力ムヘシ

法制及經濟

法制

每週二時

國家 憲法 憲法發布ノ勅語

天皇 大權

臣民(服從ノ義務・納稅兵役ノ義務・選舉權ノ行使ニ關スル事項等)

帝國議會 選舉

國務大臣及樞密顧問

中央官廳

地方官廳及公共團體附自治ノ本旨

行政ノ大要

訴訟及行政訴訟

條約附國際關係

人 親族 家 相続 法人附商事會社

物 權利ノ得喪

所有 用役 債權・債務 擔保

罪及刑

裁判所 民刑訴訟ノ大要

法 法ノ重ンスヘキ所以 法ト道德トノ關係等

經濟

生産 分業及協力 企業 機械

物價 貨幣 信用及信用證券 銀行 貿易 交通

地代 貸金 利子 利潤

消費 貯蓄 奢侈 保險

國家ノ財政 自治體ノ財政

注意

一 法制及經濟ハ理論ニ馳セス力メテ簡易實用ヲ主トスヘシ

二 法制ヲ授クルニハ法文ニ拘泥セス制度ノ精神ヲ會得セシムルコトヲ力ムヘシ

三 法制ヲ授クル際便宜登記ニ關スル事項ヲ授クヘシ

四 經濟ヲ授クル際便宜産業組合ニ關スル事項ヲ授クヘシ

實業

農業

農業ハ土地ノ情況ニ依リ本要目中ヨリ便宜選擇分合シテ授クヘシ

第四學年及第五學年

每週二時

土壤

土壤ノ分類・組成及性質 土壤ノ微生物 土壤ノ改良

肥料

肥料ノ分類・配合・評價

主要ナル肥料ノ性質・效用・施用・貯藏等

栽培

作物 品種 選種 種子豫措 整地及其ノ用具 蕃殖法 苗床 移植・除草・中耕及其ノ用具 施肥 收穫・調

製・貯藏及其ノ用具 作付順次

作物病蟲害

主ナル作物病並其ノ防除 主ナル害蟲並其ノ防除 益蟲・益鳥及其ノ蕃殖・保護

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

農業經濟法規

農業ノ要素 農業組織 農業管理 農業簿記 農業ノ發達ニ必要ナル諸機關 農業法規

重要作物

左ノ作物ノ栽培・利用等

禾穀類 荳菽類 工藝作物 飼料作物等

園藝

果樹・蔬菜・花卉ノ蕃殖・管理・利用等 庭園

耕地改良

測量・製圖 灌溉 排水 區畫整理 耕地整理法等

蠶業

蠶室 蠶具 蠶ノ品種 飼育 蠶病 繭ノ利用 製種 製絲等

畜産

家畜・家禽・蜜蜂等ノ品種・蕃殖・飼育・管理・疾病・利用等

造林

林樹 種苗 蕃殖及移植 保護 保安林 利用 經理一般 測量・製圖等

水産

漁船 漁具 水族竝漁場・漁期 漁法 製造 養殖等

注意

一 農業ハ博物・物理及化學ト密接ノ關係ヲ保タシムヘシ

二 農業ニ在リテハ其ノ地方ノ農業學校及農事試驗場等ト密接ノ聯絡ヲ保ツコトヲカムヘシ

三 農業ノ教授ハ適當ノ範圍ニ於テ實驗・實習ヲ課スヘシ

四 教授時數ヲ増減シタル場合ニ於テハ本要目ニ掲ケタル材料ヲ斟酌シテ便宜之ヲ定ムヘシ

商業

第四學年

商事要項及商業算術

每週二時

緒論

商業

商人

商業ノ組織及經理

商業機關

手形・有價證券

賣買

賣買取引ノ條件・手續及方法

賣買取引上重要ナル書類及之ニ關スル計算

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

取引所ノ意義及種類

取引所ニ於ケル取引ノ種類

税關

關稅・戻稅・交附金

船舶出入ノ手續

貨物輸出入ノ手續

關稅ニ關スル計算

倉庫

倉庫業者ノ業務

倉庫證券

貨物出入ノ手續

倉敷料ノ計算

銀行

銀行ノ意義及種類

普通銀行ノ業務

銀行事務ニ關スル計算

鐵道

鐵道業者及運送取扱人ノ業務

旅客及貨物取扱手續並之ニ關スル重要ナル書類

運賃手數料ニ關スル計算

海運

海運ニ依ル物品運送契約及之ニ關スル重要書類

積込及引渡ニ關スル手續

海損

運賃及海損ニ關スル計算

保險

保險ノ意義及種類

保險證券約款

保險ニ關スル手續

保險ニ關スル計算

第五學年

簿記

每週二時

複式簿記

貸借及仕譯ノ意義

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

勘定科目

仕譯ノ練習

帳簿及其ノ記入法

結算

例題記帳及結算練習

主要帳及補助帳ヲ用フル場合ニ於ケル帳簿及諸表ノ種類・關係

特種ノ勘定科目

例題記帳及結算練習

單式簿記

帳簿及其ノ記入法

例題記帳練習

結算

單・複兩式ノ差異及變更ノ手續

銀行簿記

帳簿ノ種類及組織

勘定科目

事務取扱ノ順序及手續

例題記帳練習

商品

其ノ地方ノ重要ナル商品ニ就キ生産・消費・種類・品位・製造・用途・荷造・賣買・單位等ノ大要ヲ説明スヘシ

注意

- 一 商事要項及商業算術ハ成ルヘク其ノ地方ノ商業ノ實際ト聯絡セシムヘシ
- 二 諸證券類ハ成ルヘク雛形ヲ示シ又各種ノ取引上ニ必要ナル書式ハ生徒ヲシテ實地練習セシムヘシ
- 三 簿記ハ記帳練習ニ重キヲ置キ例題ハ實際ノ取引ニ準據センコトヲカムヘシ
- 四 商業算術及簿記ニ於ケル計算ノ際珠算ヲ練習セシムヘシ
- 五 生徒ヲシテ其ノ地方ノ商業機關・商況・貨物ノ集散・交通機關等ニ就キ隨時實地調査セシムヘシ
- 六 地方ノ情況及教授時數ニ應ジ本要目ニ掲ケタル事項ハ適宜斟酌スルヲ妨ケス

手工

第四學年

每週二時

粘土石膏細工

普通ノ粘土細工及之ヲ石膏ニ寫スコト

材料ノ性質・用法及工具ノ使用法

竹細工

普通ノ竹細工材料ノ性質・用法及工具ノ使用法

木工

鉋削及鋸斷練習 簡易ナル日用器具等ノ製作 材料ノ性質・用法及工具ノ使用法
簡易ナル製圖

設計圖 見取圖

第五學年

每週二時

木工

簡易ナル日用器具等ノ製作 材料ノ性質・用法及工具ノ使用法
金工

簡易ナル日用器具等ノ製作 (針金細工・板金細工) 普通金屬ノ加工法 材料ノ性質・用法及工具ノ使用法
簡易ナル製圖

前學年ニ準ス

工業大意

工業ノ種類及之ニ關スル經濟・法規等

注意

- 一 材料ノ性質・用法及工具ノ使用法等ニ關スル事項ハ實習ニ附帶シテ之ヲ授ケ又工具ノ使用法ヲ授クル際ニハ
工具ノ手入法・保存法ヲモ授クヘシ
- 二 圖畫科トノ聯絡ハ勿論數學・物理・化學等トノ關係ニ注意スヘシ

- 三 土地ノ情況ニ依リ便宜蔓細工・柳細工等ヲ加ヘ若ハ之ヲ以テ竹細工ニ代フルモ妨ナシ
- 四 教授時數ヲ増減シタル場合ニ於テハ本要目ニ掲ケタル材料ヲ斟酌シテ便宜之ヲ定ムヘシ

圖畫

第一學年

每週一時

寫生畫 臨畫

幾何形體 器物 模型 植物

考案畫

主トシテ幾何的模様ヲ授クヘシ

寫生畫及臨畫ニテ簡易ナル著色ヲ爲サシメ考案畫ニテ配色ノ應用ヲ爲サシムルモ妨ナシ

第二學年

每週一時

寫生畫 臨畫

器物 模型 植物 動物

考案畫

幾何的模様及天然物ヨリ便化シタル模様ヲ授クヘシ

寫生畫及臨畫ニテ著色ノ練習ヲ爲サシメ考案畫ニテ配色ノ應用ヲ爲サシムヘシ

第三學年

每週一時

寫生畫 臨畫

器物 植物 動物 建築物 人物 景色
考案畫

前學年ニ準ス

色彩ニ關シテハ前學年ニ準ス

幾何畫

直線 角 圓 多角形 曲線

第四學年

每週一時

寫生畫

植物 動物 建築物 人物 景色

考案畫

前學年ニ準シ更ニ器物圖案ヲ授ケ便宜既授ノ模様ヲ之ニ應用セシムヘシ

色彩ニ關シテハ前學年ニ準ス

幾何畫

立體ノ平面圖 立面圖 側面圖

第五學年

每週一時

幾何畫

前學年ニ準シ更ニ切斷面・展開圖・等角圖ヲ加ヘ又透視畫法ノ一斑ヲモ授クヘシ

注意

- 一 自在畫ハ初ヨリ幾何畫ト聯絡ヲ保タシムルコトニ注意シ又時々記憶畫及見取畫ヲ練習セシムヘシ
- 二 色彩ヲ授タルニハ著色法ノ外六色及其ノ明色ト暗色トノ區別ヲ知ラシメ更ニ色ノ性質・對比及調和ヲ示スヘシ
- 三 幾何畫ヲ授タル際ニハ成ルヘク幾何ノ知識ト聯絡ヲ保タンコトヲ力ムヘシ
- 四 生徒ヲシテ成ルヘク名作品又ハ其ノ複製品ヲ見シメ趣味ノ涵養ニ資スヘシ

唱歌

第一學年

每週一時

基本練習

發聲練習 音程練習 聽音練習 呼吸練習

歌曲

平易ナル單音唱歌

每週一時

第二學年

基本練習

前學年ニ準ス

歌曲

單音唱歌 平易ナル輪唱歌

二一一

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

基本練習

毎週一時

前學年ニ準ス

歌曲

單音唱歌 輪唱歌 平易ナル重音唱歌

注意

- 一 唱歌ノ教授ニハ總テ本譜ヲ用フヘシ
- 二 歌曲ハ歌詞・曲調共ニ高尚優雅ナルモノヲ選フヘシ
- 三 歌曲ハ其ノ數多キヲ求メスシテ十分ニ之ニ熟達セシメンコトヲ期スヘシ
- 四 歌曲ヲ授クル際ニハ便宜樂典上ノ近易ナル事項ヲ附帶シテ教授スヘシ
- 五 生徒中變聲期ニ際セル者ニハ唱歌セシメサルコトヲ得

大正二年三月六日文部省令第三號を以て左の如く中學校令施行規則中に改正が行はれた。

明治三十四年文部省令第三號中學校令施行規則申左ノ通改正ス

第十八條第三項削除

第二十條第一項中「四百人以下」ヲ「六百人以下」ニ「六百人マテ」ヲ「八百人マテ」ニ改ム

第三十六條第一項中「校舍」ヲ「位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更、校舍」ニ改ム

第四十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第二十條中の改正に依り従來中學校の生徒數は四百人以下を本則とし、特別の事情ある場合には六百人まで増加し得ることとなつて居たのを改めて六百人以下を本則とし、特別の事情ある場合には八百人まで増加し得ることとしたのである。

第四十七條第二項の改正は學校長の見込に依り學期試験又は學年試験を行はざることを得る旨を定めたものである。

大正二年三月十四日勅令第十八號を以て左の如く高等中學校令中に改正が行はれた。

高等中學校令申左ノ通改正ス

第九條 本令施行ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 削除

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此の如くにして明治四十四年に文相小松原が苦心の結果漸くに作り上げた高等中學校令は、其施行期日たる大正二年（明治四十六年）四月一日の少し前に、時の文相奥田義人の手に依て無期延期とせられたのであつた。

第十二條「高等學校大學豫科ハ本令施行ノ際現ニ在學スル者ノ爲ニ明治四十八年八月三十一日迄之ヲ存置ス」との規定も施行期日延期の爲に存置すべからざるものとなり削除せられたのである。

師範學校及中學校に於ける物理化學の教授方法を改善し、生徒の實驗に重きを置くことを獎勵す。趣旨を以て、大正七年二月五日北海道廳、府縣に對する左記文部省訓令第一號が發せられた。

理化學ノ研究ヲ獎勵シ其ノ知識ノ普及ヲ圖リ以テ殖産興業其ノ他苟モ國力ノ充實ニ資スヘキ事業ノ健全ナル發達ヲ期スルハ實ニ今日ノ急務タリ各學校ニ於テハ固ヨリ夙ニ此ノ趣旨ニ基キ理化學教授ニ努ムル所アリト雖國家ノ將來ニ積フレハ一層其ノ教授方法ヲ改善シ特ニ重キヲ實驗ニ置キ努メテ形式ニ流レ注入ニ陥ルノ弊ヲ防キ以テ國民生活ノ實際ニ適切ナル知識技能ヲ確實ニ會得セシメ兼テ獨創自發ノ精神ヲ涵養センコトヲ要ス

此ノ目的ヲ貫徹セシメンカ爲メ師範學校中學校ニ於ケル物理及化學ノ生徒實驗ニ關スル設備ニ對シ國費ヲ支出シテ其ノ完成ヲ助タルト共ニ茲ニ該科生徒實驗要目ヲ制定セリ地方長官ハ宜シク各學校長ヲ督勵シ本要目ニ準據シテ生徒ニ實驗ヲ課シ以テ理化學教授ノ效果ヲ完ウスルニ於テ遺憾ナキヲ期セシメラルヘシ

師範學校物理及化學生徒實驗要目 (略)

中學校物理及化學生徒實驗要目

本要目實施上ノ注意

- 一、本要目ニ掲ケタル事項及其ノ順序ハ學校ノ設備其ノ他ノ事情ニ依リ適宜斟酌ヲ加フルモ妨ナシ但シ事項ノ省略ヲナス場合ニ於テハ*印ヲ附シタルモノノ中ヨリ之ヲナスヘシ
- 二、生徒ノ實驗ハ教授ト相關聯シテ課スルヲ可トス
- 三、危險ノ虞アル實驗及劇藥毒藥等ノ取扱ハ生徒ノ實驗ニ習熟セサル時期ニ於テハ成ルヘク之ヲ避ケシムヘク又之ヲ課スル際ニハ特ニ周到ナル注意ヲ要ス

四、火災ノ危險並生徒衛生上ノ危害ノ豫防等ニ就キテハ設備上ニ十分ナル注意ヲ拂フヘシ

物 理

長さノ測定

體積ノ測定

水ノ深サト壓力トノ關係

あるきめですノ原理

固體ノ比重測定

液體ノ比重測定

ぼけるノ定律

*ふつくノ定律

*力ノ能率

力ノ平行四邊形

*重心

斜面附仕事ノ原理

振り子

*重力ノ加速度測定

寒暖計ノ二基點ノ検査

膨脹

蒸發及露點

溫度ト蒸汽張力トノ關係

固體ノ比熱測定

寒劑

* 音ノ速サノ測定

氣柱ノ共鳴附波長及音叉ノ振動數測定

* 光度ノ測定

平面鏡ノ像及反射ノ定律

* 凹面鏡

屈折率測定

凸れんす

蟲眼鏡ノ倍率測定

れんすノ組合セ

すべくとる

磁石

靜電氣

電池附電動力

電流ト磁石トノ關係

そのいど及電磁石

おゝむノ定律及導線ノ電氣抵抗

感應電流

* 電流ノ發熱作用附じゆるノ定律

電燈

だいなも及もゝとる

* 簡易蓄電池ノ充電ト放電

化 學

硝子細工及こるくノ取扱

水ノ濾過及蒸溜

固體ノ溶解及溶解度

* 金屬ヲ空氣中ニテ熱スル時ノ變化

空氣ノ組成

酸素ノ製法・性質

水素ノ製法・性質

鹽化水素ノ製法・性質

酸、鹽基、酸ト鹽基トノ中和、鹽

無定形炭素

焰

無水炭酸ノ製法・性質

燃燒竝呼吸ニ依リテ生スル炭酸瓦斯

硫黃

硫化水素ノ製法・性質

無水亞硫酸ノ製法・性質

硫酸

* 鹽素ノ製法・性質

* 臭素及沃素ノ製法・性質

あむもにやノ製法・性質

硝酸

磷及磷酸鹽

* 無水亞砒酸

* 電解質ト非電解質

* 複分解ニ於ケル化學的平衡

重炭酸ソーダ及炭酸ソーダ

灰汁ヨリ粗炭酸カリノ採取

* 酸素ノ二・三・四立ノ重量

炭酸石灰、生石灰、消石灰、石灰水

硬水、軟水

漂白粉、漂白

あるみにうむ、明礬

* 水素トまぐねしうむトノ化學當量

* 亞鉛及其ノ重要ナル化合物

鉛及其ノ重要ナル化合物

鐵及其ノ重要ナル化合物

銅、硫酸銅、結晶水

水銀及其ノ重要ナル化合物

硝酸銀、電鍍

* 白金ノ接觸作用

普通金屬ノいおん化傾向ノ比較

焰色反應及還元ニ依ル金屬ノ檢出

* 主ナルいおんノ檢出

* 飲料水ノ檢査

木材或ハ石炭ノ乾溜

あせちれん

澱粉及糖類

あるこゝる

* 食酢及果實中ノ酸ノ定量

にすてる

脂肪・油及石鹼

* 汚點拔キ

衣服ノ材料

蛋白質ノ反應

* 牛乳ノ主要成分

* 小麥粉ノ主要成分

* 茶ノ主要成分

黒色いんき

藍及ありざりん

* 簡易ナル染色

尙ほ右の訓令中にもある如く、文部省は中學校師範學校に於ける物理及化學の生徒實驗に關する設備に對し、臨時補助費金二十萬五千二百圓を支出した。

大正五年十月に成立した寺内内閣は多年の懸案たる學制改革問題を解決することを以て其重要なる使命とし、大正六年九月子爵平田東助を總裁とし、男爵久保田讓を副總裁とし、教育に關係ある朝野の有識者を網羅せる内閣直屬の臨時教育會議を設け、之に諮詢して教育制度全般に關する改革を行はんとし、同會議は大正六年十月以後一年有餘に亙り慎重審議して其意見を答申した。而して寺内内閣に代つた原内閣の時に、右の答申に基ける諸規程の改正は着々と行はれ、就中大正七年十二月勅令第三百八十九號高等學校令の制定に依り、學制改革問題の中心たる大學豫科に代るべき最高等普通教育機關の確立及大學に至るまでの修業期間短縮の二大事項は初めて其決定を見るに至り、大學豫科制度の爲に二十餘年間高等普通教育の範圍から全く其影を没して居た最高等普通教育は再び其本然の領域に立歸ることとなつた。

臨時教育會議は「男子ノ高等普通教育ニ關シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要點及方法如何」といふ内閣總理大臣の諮問に對し、大正七年一月十七日左の答申を爲した。

答 申

諮問第二號高等普通教育ニ關スル件ハ其ノ制度ト内容トニ互リ改善ヲ施スヘキモノ尠カラスト雖就中高等學校ノ制度ハ多年ノ懸案ニシテ緊急ノ解決ヲ要スルモノト認メ先ツ之カ改善ニ關シ左ニ掲クル綱領ヲ審議決定セリ當局者ニ

於テハ此ノ綱領ニ依據シ適當ノ制ヲ立テラレムコトヲ望ム面シテ爾餘ノ事項ニ關シテハ逐次審議ノ上答申セムコトヲ期ス

右及答申候也

- 一、高等學校ハ高等普通教育ヲ授クル所トス
- 二、高等學校ノ修業年限ハ三年トス
- 三、高等學校第一學年ニハ中學校第四學年修了者ヲ入學セシム
- 四、高等學校ハ官立、公立、私立(財團法人ノ設立)トス
- 五、高等學校ハ單獨ニ之ヲ設置シ又ハ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シム
- 六、高等學校及七年制高等學校高等科ノ學科ヲ分チテ文科及理科トス
- 七、高等學校及七年制高等學校高等科ニ於テハ第二外國語ハ之ヲ隨意科目トス
- 八、高等學校及七年制高等學校高等科ノ第三學年ヲ卒リタル者ハ帝國大學ニ入學スルコトヲ得シム
- 九、高等學校及七年制高等學校高等科ニハ其ノ第三學年ノ上ニ更ニ修業年限一年ノ課程ヲ置クコトヲ得シメ此課程ヲ卒リタル者ニハ相當ノ稱號ヲ附與ス
- 一〇、七年制高等學校ノ尋常科並中學校ニハ豫科ヲ置クコトヲ得シム
- 一一、現在ノ高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス
- 一二、中學校ノ修業年限ハ現制ノ通トス

理由

諮問第二號ハ帝國ノ中堅國民タルヘキ男子ノ高等普通教育改善ノ要點及方法ニ關スルモノニシテ範圍廣汎其ノ制度ト内容トニ互リ改善ヲ要スヘキモノ勸カラス抑々現行ノ制度ニ依レハ小學校ヨリ進ンテ帝國大學ヲ卒業スルニ至ルマテノ期間長キニ過クルカ故ニ學制ヲ改正シ以テ教育年限ノ短縮ヲ圖ルヘントハ二十年來我國教育上ノ一大問題トシテ論議セラレタル所ナリ而シテ此ノ問題ノ解決ハ主トシテ之ヲ高等學校及中學校ノ制度ノ改正ニ求メサルヘカラサルカ故ニ高等學校ニ關シテハ嘗テ高等教育會議ノ決議ヲ經テ勅令ヲ發布セラレタリト雖次テ其ノ施行ヲ延期セラレ更ニ教育調查會ニ於テ慎重ナル審議ヲ重ネ而カモ尙未タ其ノ解決ヲ見ルニ至ラスシテ今日ニ及ヘリ本會議ハ特ニ中外ノ情勢ニ照シ國家ノ將來ニ稽ヘ教育ニ關スル制度ヲ審議シ其ノ振興ヲ圖ラシメ給ハムトノ優渥ナル聖旨ニ基キテ設置セラレタルモノニシテ固ヨリ此ノ多年ノ懸案ヲ解決スヘキ重大ナル職責ヲ有スルモノト云フヘシ而シテ高等學校ヲ以テ現制ノ如ク帝國大學ノ豫科タラシムヘキカ或ハ高等普通教育ヲ授クル機關タラシムヘキカ將又其ノ修業年限、入學資格ヲ如何ニスヘキカ等ノ問題ハ此ノ懸案ヲ解決スルニ重要ナル關係ヲ有シ其ノ決定ハ最モ緊急ヲ要スルモノト認メ本會議ニ於テハ高等普通教育改善ノ諸問題中先ツ高等學校制度ノ改善ニ關シテ慎重審議ノ上其ノ綱領ヲ決定セリ尙高等普通教育ノ制度及内容ノ改善ニ關スル爾餘ノ諸問題ニ付テハ逐次審議ノ上答申セムコトヲ期ス

一、高等學校ハ高等普通教育ヲ授クル所トスル所以ハ

- (一) 現時男子ノ高等普通教育ハ尋常小學校卒業ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ中學校ニ於テ之ヲ施スト雖國家ノ中堅タル中流階級ニ對スル教育トシテハ國運ノ進歩ニ鑑ミ更ニ精深ナル高等普通教育ヲ必要トス勿論中學校ノ教育ハ之ヲ改善シテ一層其ノ效果ヲ増サシムルコトヲ得ヘキモ現下ノ情況ニ徴シ將來ノ要求ニ察スルニ

ハ地方ニ於テ各種事業ノ經營者トナリ或ハ地方行政ニ從事スル官吏トナリ或ハ地方自治體ノ名譽職トナルモノノ如キハ中學校ニ比シテ更ニ完全ナル高等普通教育アル者ヲシテ之ニ當ラシムルコト益々必要ナルヘシ即チ其ノ目的ニ副フノ學校ヲ設ケムトスルモノ其一ナリ

(二) 大學教育ハ之ヲ受クルニ相當ノ準備教育ナカルヘカラス現時ニ於テハ帝國大學ノ準備教育ハ高等學校大學豫科ニ於テ之ヲ授クト雖本來專門ノ教育ハ普通教育ノ基礎ノ上ニ立ツヘク大學教育モ亦完全ナル普通教育ヲ其ノ基礎トスルハ相當ノ事ト云ハサルヘカラス之ヲ外國ノ事例ニ徵スルモ獨逸ノ「ギムナジウム」佛國ノ「リセー」等ノ如キ何レモ高等普通教育ヲ授クル學校ニシテ其ノ卒業生ハ直ニ之ヲ大學ニ入學セシムルノ制ナリ故ニ我國ニ於テモ中學校ニ比シ更ニ一層精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ授ケ之ヲ以テ一面帝國大學ノ基礎教育タラシムルコトヲ適當トス是レ高等學校ヲ高等普通教育ノ機關タラシムル理由ノ二ナリ

二、高等學校ノ修業年限ヲ三年トスルハ

(一) 高等學校ハ第五項ニ定ムルカ如ク單獨ニ之ヲ設置スルコトヲ得ルカ故ニ此ノ場合ニ於テハ生徒ハ各地方ノ各中學校ヨリ集合スルヲ以テ之ヲ收容シ一定ノ校風ノ下ニ訓練シテ陶冶ノ實ヲ擧ケ生徒ノ學力ヲ進メ教育ノ效果ヲ完ウセムカ爲ナリ

(二) 高等學校ニ於テハ第七項ニ定ムルカ如ク第二外國語ハ之ヲ隨意科目トスルモ第一外國語ハ必修科目タラサルヘカラス而シテ第一外國語ハ英佛獨語ノ一タルヘキヲ以テ高等學校ニ於テハ中學校ニ於テ修メタル外國語ニ對シテ必要ニ應シ他ノ外國語ニ轉換ヲ許ササルヘカラス而シテ語學轉換ノ場合ニ於テハ到底三年以下ノ修業年限ヲ以テシテハ高等普通教育トシテノ外國語教授ノ效ヲ收ムルコト不可能ナルニ因ル

三、高等學校第一學年ニハ中學校第四學年修了者ヲ入學セシムルハ之ニ依リテ帝國大學卒業ニ至ルマテノ教育年限ニ對シ現制ニ於ケルヨリモ一年ヲ短縮セムトスルニ因ル

我國ニ於テハ國語ノ習得ノ困難ナルニ加フルニ高等普通教育トシテモ亦專門ノ學術ヲ修ムル準備トシテモ言語ノ系統ヲ異ニセル英佛獨等ノ外國語ヲ學フノ必要アリ此等學習ノ困難ナルカ爲ニ外國ニ比シテ多少教育年限ノ延長スルノ止ムヲ得サルモノアルヘシト雖出來得ル限り教育年限ヲ短縮シテ以テ社會ニ於ケル活動力ヲ大ナラシムヘシトハ二十年來學制改革ノ骨子トシテ唱道セラレタル所ナリ固ヨリ現今大學卒業ノ年齢ノ長スルハ其ノ原因タル制度ノ上ニノミ存スルニアラスト雖制度上ニ於テモ成ルヘク教育年限ノ短縮ヲ圖ルコト適當ノ措置タラスンハアラス而シテ高等學校ノ修業年限ハ前述ノ如ク三年タルコトヲ要スルヲ以テ教育年限ノ短縮ハ之ヲ中學校ト高等學校トノ聯絡關係ニ求メサルヲ得ス是レ中學校第四學年修了者ヲ高等學校ニ入學セシムルモノトナセル所以ナリ而シテ現制ニ於テハ中學校ノ上級學年ト高等學校ノ下級學年トノ間ニハ學科課程ノ重複ヲ見ルモノアリ此等學科課程ノ重複關係ヲ整理スルハ勿論高等學校ノ學科課程ニ改正ヲ加フル等相當ノ方法ヲ講セハ帝國大學入學者ノ學力ニ於テ現制ニ比シテ敢テ低下ヲ來スカ如キコトナカルヘシ固ヨリ此ノ如ク定ムルモ競争試驗等ノ關係上中學校卒業後高等學校ニ入學スル者尠カラサルヘシト雖穎才ニ在リテハ優ニ中學校第四學年ヨリ高等學校ニ入學スルコトヲ得ルニ至ルヘシ

四、高等學校ヲ官立、公立、私立(財團法人ノ設立)トスルハ現在ノ高等學校ハ帝國大學ノ豫科ナルカ故ニ官立ニ限ルモ高等普通教育ヲ施スヘキ高等學校ハ中學校ト等シク公立及私立ヲモ許スノ要アルニ因ル

五、高等學校ハ單獨ニ之ヲ設置シ又ハ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得

蓋シ高等學校ハ完全ナル高等普通教育ヲ授クル所ナルヲ以テ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ小學校卒業後一貫シタル教育ヲ授クルハ有效ナル教育法ナルカ故ニ此ノ制ニ依ル學校ノ設置ヲ認メタリ然レトモ此ノ種ノ學校ハ今直ニ其ノ設置ノ各地方ニ普及セムコトハ容易ニ望ミ得ヘカラス其ノ普及セサルニ當リテハ該學校所在地以外ノ入學志望者ニ對シテハ不便ヲ免レス此等ノ關係ヲ考慮シ高等學校ハ單獨ニ之ヲ設置シ又七年制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シムルコトトセリ

六、高等學校及七年制高等學校高等科ノ學科ヲ分チテ文科及理科トスルハ此ノ程度ノ教育ニ於テハ出テテ直ニ社會ノ實務ニ從事セムトスル者モ帝國大學ニ進入セムトスル者モ一般ノ素養トシテ其ノ長所及將來ノ志望ニ應シ文科及理科ニ區分スルコト適切ナルヲ認メタルニ因ル

七、高等學校及七年制高等學校高等科ニ於テ第二外國語ハ之ヲ隨意科目トスルノ理由ハ我國ノ高等普通教育ニ在リテハ英佛獨語ノ一ニ習熟セシムルヲ必要トス然ルニ二箇以上ノ外國語ニ就キ其ノ素養ヲ十分ナラシムルハ決シテ容易ノ業ニアラス更ニ又帝國大學ノ關係ヨリ考フレハ學術技藝ノ蘊奧ヲ攻究スル學者タラムトスル者ニ在リテハ獨リ二三ノ近世外國語ノミナラス他ノ近世語及古代語ニモ習熟スルヲ要スルコトナシトセス而モ此等ハ到底大學ノ豫備教育期間ニ於テ一般生徒ヲシテ之ヲ全ウセシムルヲ得ヘキニアラス又大學ヲ卒リテ直ニ社會ノ實務ニ從事セムトスル者ニ對シテハ二箇以上ノ外國語ニ習熟スルコト固ヨリ望マシキコトナルモ必スシモ缺クヘカラサルモノナリト云フヲ得ス故ニ高等學校ニ於テハ第一外國語ハ固ヨリ之ヲ必須ノ學科目トスヘキモ第二外國語ハ之ヲ隨意科目トナシ一般ニハ一外國語ヲ課シ特ニ希望スル者ニ對シテハ隨意科目トシテ更ニ一外國語ヲ

課スルコトトセリ而シテ中學校高等學校ノ間ニ於テ外國語ハ之ヲ轉換ヲ許スヘキモノタルハ既ニ述ヘタル所ノ如シ

八、高等學校及七年制高等學校高等科ノ第三學年ヲ卒リタル者ヲ帝國大學ニ入學スルコトヲ得シムルハ現制ニ於ケル高等學校大學豫科卒業者ニ比シ學力ノ低下セサルノミナラス前ニ述ヘタル如ク高等普通教育ノ完成ハ大學ノ基礎教育トシテ適當ナルニ因ル

九、高等學校及七年制高等學校高等科ニハ其ノ第三學年ノ上ニ更ニ修業年限一年ノ課程ヲ置クコトヲ得シメ此ノ課程ヲ卒リタル者ニハ相當ノ稱號ヲ附與スル所以ハ之ニ依リテ最高等ノ普通教育ヲ受ケタル紳士ヲ養成シ且ツ特殊専門ノ學術ヲ修メタルニアラサルモ米國ノ「カレッジ」卒業者カ相當ノ學位ヲ有スルカ如ク其ノ教育アル地位ヲ表彰セムトスルノ趣旨ニ出ツ

一〇、七年制高等學校ノ尋常科並中學校ニハ豫科ヲ置クコトヲ得シムルハ初等教育時代ヨリ將來高等ノ教育ヲ受ケムコトヲ望ム者ノ爲ニ一貫シタル教育ヲ施スコトヲ得シムルノ途ヲ開カムトスルモノニシテ既ニ往々此ノ種ノ施設ヲナスモノアリ將來ニ於テモ便宜之ヲ設クルコトヲ得シメムトスルニ在リ

一一、高等學校ノ制度ヲ前述ノ如ク改メムトスルノ結果現在ノ高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止スルノ必要アリ

一二、中學校ノ修業年限ハ現制ノ通トスルハ高等學校ニハ中學校第四學年修了者ヲ入學セシムルモ中學校自身ハ五年ノ修業年限ヲ以テ一貫セル教育ヲ完成スルモノトスル主義ハ適當ニシテ之ヲ改ムヘキニアラス是レ高等學校ノ新制度ヲ設クルモ尙中學校ノ修業年限ハ現制ノ通トナス所以ナリ

臨時教育會議は男子高等普通教育の改善に關し大正七年五月二日左の如き第二回の答申を爲した。

答 申

高等普通教育ノ改善ニ關シテハ既ニ答申ヲ爲シタルモノノ外更ニ當局ニ於テ左記事項ヲ實施セラルルノ必要アリト認ム

右及答申候也

- 一、高等普通教育ニ從事スル教員ニ對シ精神的並物質的優遇ノ途ヲ講シ且ツ其ノ德操ヲ向上シ學識能力ヲ増進セシムルカ爲適當ナル施設ヲ爲スノ必要アリト認ム
- 前項物質的優遇ニ就テハ國庫モ亦相當ノ支出ヲ爲スノ必要アリト認ム
- 二、高等普通教育ニ於テハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ體得セシメ殊ニ國體ノ觀念ヲ鞏固ニシ廉恥ヲ重シ節義ヲ尊フノ精神ヲ涵養シ剛健質實眞ニ國家ノ中堅タルヘキ人物ヲ陶冶スルニ主力ヲ注クノ必要アリト認ム
- 三、高等普通教育ニ於テハ一層各學科ノ聯絡統一ヲ圖リ理會力ト獨創力トノ啓發ニ努メ且ツ上級學校入學ノ準備ニ汲々タルノ弊風ヲ除去シ高等普通教育ノ本旨ヲ完カラシムルノ必要アリト認ム
- 四、中學校ノ學科課程ヲ整理按排シ殊ニ上級ニ於ケル學科目ノ選擇範圍ヲ廣クシ或ハ分科ノ制ヲ設クルノ途ヲ開キ地方ノ情況ニ應シ實際生活ニ一層適切ナル教育ヲ施サシムルノ必要アリト認ム
- 五、中學校ノ教授要目ヲ改定シテ教科書ノ編纂ニ工夫ヲ施スノ餘地ヲ與フルト共ニ模範教科書ヲ編纂スルノ方途ヲ講シ且ツ感化ヲ與フルニ一層有力ナル材料ヲ加フルノ必要アリト認ム
- 六、中學校ノ外國語トシテ英語ノ外ニ獨語又ハ佛語ノ採用ヲ獎勵スルノ必要アリト認ム

- 七、中學校高等學校等ノ入學ニ就テハ年齢ニ拘ラス俊才ノ爲ニ速進ノ路ヲ開クノ必要アリト認ム
- 八、家庭並社會ノ生徒ニ及ホス影響ハ青年時代ニ於テ最モ痛切ナルヲ以テ高等普通教育ニ於テハ學校ト家庭トノ協力課外讀物ノ選擇等ニ關シテ格段ノ注意ヲ加フルノ必要アリト認ム
- 九、高等普通教育改善ノ關係ヨリ考フルモ健全ナル國民思想ノ源泉タル學術文藝ノ振興ヲ圖ルノ急務ナルヲ認ム
- 一〇、高等普通教育ノ改善ヲ圖ルニハ前各項ノ外教員養成及視學ノ制度ニ關シ別ニ之ヲ攻究スルノ必要アリト認ム

理 由

男子ノ高等普通教育ニ於テ改善ヲ要スヘキ諸點ニ關シテハ曩ニ答申シタルモノノ外審議ノ末更ニ別紙十項ヲ決議スルニ至レリ而シテ其ノ各項決議ノ理由ハ左ニ開陳スルカ如シ

- 一、高等普通教育ノ内容ヲ改善シテ其ノ效果ヲ完カラシムルニハ優良ナル教員ヲ得ルヨリ先ナルハナシ然ルニ近時經濟界ノ發展ニ伴ヒ有爲ノ人材ニシテ新ニ就職ニ就カムトスルモノ漸次減少スルノ傾向アルノミナラス在職中ノ教員ニシテ其ノ優良ナル者ハ他ノ方面ニ轉職スルモノ亦尠シトセス我國高等普通教育ノ前途寒心ニ堪ヘサルモノアリ故ニ此ノ際適當有力ナル方途ヲ講シテ教員優遇ノ實ヲ擧ケ教育界ニ有爲ノ人材ヲ招致スルト共ニ優良教員ノ轉職ヲ防止スルハ寔ニ刻下ノ急務ナリトス而シテ其ノ精神的優遇ノ方法トシテハ或ハ一般官吏ト官等ノ制ヲ同シクシ或ハ一層階級等ヲ進メ或ハ特殊ノ勳章ヲ制定シテ之ヲ授與スル等其ノ途一ニシテ足ラサルヘク當局ニ於テ速ニ十分ノ調査ヲ遂ケラルヘシ其ノ物質的待遇ニ至テハ任務ノ重大ナルニ比シ頗非薄ニ失スルハ現時高等普通教育ニ從事スル教員ノ俸給平均月俸僅ニ五十圓内外ニ過キサルヲ見テ知ルヘシ明治四十三年度一般官吏ノ増俸ヲ行ヒ今回亦判任官ニ對シ戰時手當ヲ支給セラルルニ拘ラス獨リ中等教員ハ其ノ俸給國庫支辨ニア

ラサルヲ以テ依然トシテ待遇改善ノ途ヲ講セラルルコトナシ方今國費多端ノ際ナリト雖高等教育振興ノ爲
 國庫ヨリモ相當ノ支出ヲ爲シ特ニ年功加俸ノ制ヲ設ケテ勤績者ヲ獎勵シ又特別加俸ノ制ヲ設ケテ優良ナル教員
 ニ對シ特遇ノ途ヲ開クカ如キハ實ニ必要ナル施設ニシテ且ツ緊急實施ヲ要スヘキモノト信ス而シテ地方費支辨
 タル本俸ヲ増スノ要アルハ言フ俟タス

教員優遇ノ途ヲ開クト同時ニ一方ニ於テハ亦教員ノ資質ヲ改善スルノ要アリ從來講習會等ノ方法ニ依リテ其ノ
 學力ヲ増進スルノ途ヲ講セサルニアラスト雖更ニ一層適切ナル工夫ヲ凝シ以テ教員ノ德操ヲ向上シ學識ヲ増進
 シ且ツ特ニ教育者タルノ自覺ヲ強ウシ教育者タルノ能力ヲ進ムルコトヲ努メサルヘカラス

二、高等普通教育ハ將來國家ノ中堅タルヘキ人物ヲ養成スルニ在ルヲ以テ其ノ德性涵養ニ主力ヲ傾倒シ教育ニ關ス
 ル勅語ノ聖旨ヲ了解セシムルノミナラス十分ニ之ヲ體得セシメ確固タル道德的信念ヲ陶冶シ特ニ皇統連綿金甌
 無缺ノ歴史ヲ明ニシテ我國體ニ關スル觀念ヲ鞏固ニスルノ最モ緊要ナルヤ言フ俟タス從來各學校ニ於テ此ノ目
 的ノ貫徹ニ努力スル所アリタリト雖之カ實行ノ方法ニ至リテハ尙未タ盡ササルモノアルカ如シ將來一層深ク青
 年ノ心理ヲ考ヘ且ツ時勢ノ趨向ヲ察シ適切ナル工夫ヲ凝シテ以テ其ノ貫徹ニ努メサルヘカラス又近來人心ノ弛
 廢ニ鑑ミテ特ニ廉恥ヲ重シ節義ヲ尊フノ精神ヲ涵養シ浮華輕佻ヲ戒メテ益々剛健質實ノ氣風ヲ作興シ以テ時
 弊ノ匡救ニ努メサルヘカラス

三、學校教育ニ於テ各學科ノ聯絡統一ヲ圖ルノ要アルハ敢テ言フ俟タサル所ナリ高等學校及中學校ニ於テハ教員各
 其ノ學科ヲ分擔教授スルノ組織ナルヲ以テ動モスレハ互ニ聯絡ヲ缺キ統一ヲ失スルノ弊ナキニアラス故ニ將來
 一層此ノ點ニ留意シテ同一學年ノ擔任教員會議並同一學科目ノ擔任教員會議ヲ催ス等以テ各學科課程ノ聯絡統

一ヲ圖リ教育ノ徹底ヲ期セサルヘカラス又高等普通教育ニ於ケル教授ハ動モスレハ多知多識ヲ街ヒ無益ノ記憶
 ニ心力ヲ徒費スルノ傾向ナキニアラス此等ノ情弊ヲ一掃シテ觀察實驗ヲ旨トシ常ニ根本ノ理會ニ重キヲ置キ應
 用獨創ノ能力ヲ啓發スルニ努メ他日專門教育ニ進ムニ於テ將又社會ノ實務ニ從フニ於テ遺憾ナカラシムコト
 ヲ期スヘシ夫ノ上級學校ニ入學セシムトスルノ一念切ナルカ爲高等普通教育ノ本旨ヲ沒却シテ專ラ之カ試驗
 準備ニ汲々タルカ如キ現今ノ弊風ニ關シテハ特ニ匡正ノ途ヲ講スルノ緊要ナルヲ認ム

四、現行中學校ノ學科課程ハ其ノ制定以來茲ニ二年アリ社會ノ進步ニ伴ヒ既往ノ實驗ニ徵シテ改善整理ヲ要スヘキモ
 ノナシトセス就中各學科目ノ程度及排列ニ關シテハ當局ニ於テ一層攻究ヲ爲スノ餘地アリト認ム又中學校ニ於
 テハ其ノ學年ノ進ムニ從ヒ地方ノ情況ニ應シ生徒將來ノ志望ニ副ハシムカ爲學科目ノ取捨選擇ノ範圍ヲ廣ク
 シ教育ノ效果ヲ完ウスルノ要アリ近來當局ニ於テモ此ノ點ニ着眼スル所アリト雖更ニ一層歩ヲ進メ或ハ文科理
 科實科等ノ分科ヲ設クルノ途ヲ開キ以テ實際生活ニ適切ナル效果ヲ收メシムコトヲ期スヘシ

五、中學校ノ教授要目ハ教授ノ内容ヲ指示スルニ於テ今日尙其ノ必要アルヘシト雖現行ノ教授要目ハ宜シク之ヲ改
 善シテ其ノ煩細ニ過クルモノハ之ヲ簡約ニシ依テ以テ教科書ノ編纂ニ特色ヲ發揮シ新工夫ヲ施スノ餘地ヲ與フ
 ルノ要アリ又當局ニ於テ自ラ著手シ若ハ私人ニ援助ヲ與フル等適宜ノ方法ニ依リ模範教科書ヲ編纂スルノ方途
 ヲ講スルノ要アリ從來ノ教科書ハ其ノ記述事例等ニ常軌ニ適ヒ瑕疵ノ指摘スヘキモノナキヲ主トスルカ爲動
 モスレハ平凡ニ失シ生徒ニ感化ヲ與フルノ力薄弱ナルノ傾向ナキニアラス故ニ修身、歷史、國語及其ノ他ノ教
 科書ノ編纂ニ當リテモ生徒ニ對シ感化ヲ與フルニ有力ナル材料ヲ加ヘ以テ教育ノ效果ヲ一層適切ナラシムコ
 トヲ期スヘシ

六、中學校ニ於ケル外國語ハ英語、獨語、佛語ノ一ヲ選擇セシムルニ拘ラス全國中學校中獨語、佛語ヲ課スルモノ僅ニ一二ニ止リ其ノ他ハ悉ク英語ヲ課スルノ情況ナリ是レ固ヨリ各種ノ事情ニ基因スヘシト雖現在ノ中學校ト高等學校トノ聯絡ニ缺クル所アルモ亦其ノ一因タラスンハアラス曩ニ答申シタル如ク高等學校ニ於テハ英語、獨語、佛語ノ一ヲ正課トシ他ノ一ヲ隨意科トナシ成ルヘク外國語ノ教授ヲ一貫セシムルノ要アルヲ以テ當局ハ特ニ此ノ點ニ留意シテ適當ノ方法ヲ講シ英語ノ外獨語佛語ノ採用ヲ一層獎勵セラルヘシ

又中學校ト高等學校トノ聯絡上學年ノ始期ヲ同一ニスルノ要アリ曩ニ答申シタルカ如ク七年制ノ高等學校ヲ認メ又中學校第四學年ヲ了ヘテ直ニ高等學校ニ進入スルノ道ヲ開クトキハ今後中學校ト高等學校トノ間學年開始ノ時期ヲ同カラシムヘキハ必然ノ結果ナラサルヲ得ス

七、學校ノ入學ニ就テハ生徒心身ノ發育等ノ關係ヨリ或ハ一般ノ通則トシテハ其ノ最低年齢ヲ定ムルノ要アルヘシト雖之カ爲ニ穎才ヲシテ徒ニ歲月ヲ空費セシムルノ餘儀ナキニ至ラシムルハ取ラサル所ナリ故ニ例外トシテ身體ノ發育十分ニシテ且ツ特ニ能力卓越シタル者ニ對シテハ學校長ノ證明ニ依ル等弊害ナキ方法ヲ講シ其ノ年齢ニ拘ラス入學ノ途ヲ開カムコトヲ要ス

八、高等普通教育ヲ受クル青年ノ時代ニ於テハ家庭及社會ノ之ニ及ホス感化影響ノ痛切ナルモノアリ就中社會ノ上流ニ位スル者ニシテ往々敗徳汚行ヲ傳ヘラルルカ如キハ其ノ青年ノ心理ニ惡影響ヲ及ホスコト極メテ大ナリ故ニ高等普通教育ノ效果ヲ完カラシムルニハ晉ニ學校ノ努力ヲ以テ足レリトセス家庭ニ於テ深甚ノ注意ヲ拂フヲ要スルハ勿論社會ノ風教ヲ振作シ特ニ上流人士ノ覺醒ヲ促シ國家ノ法制ニ於テモ道德的慣習ト相背馳セルモノハ之ニ改正ヲ加ヘ任免黜陟賞罰等ニ關シテモ深ク思フ風教ノ振興ニ致シ以テ不良ナル感化ヲ青年ニ與ヘサラム

コトヲ要ス又近年軟文學ノ青年ニ及ホス感化ハ實ニ恐ルヘキモノアリ學校ニ於テハ家庭社會ト相協力シテ十分ニ課外讀物ノ選擇ニ留意シ且ツ當局ニ於テモ適當ノ方法ニ依リ健全ナル讀物ノ供給ヲ圖リ其ノ他通俗教育ニ關シテモ一段ノ力ヲ盡スノ必要アルヘシ

九、社會ノ風教ヲ改善シテ健全ナル國民思想ヲ作ラムニハ主トシテ其ノ源泉タル學術文藝ノ振興ヲ圖ラサルヘカラスト特ニ青年ハ時代思想ノ影響ヲ蒙ルコト著シキヲ以テ高等普通教育改善ノ關係ヨリ考フルモ學術文藝ノ振興ヲ急務トス而シテ之カ爲文科大學ノ振興ヲ圖ルハ有力ノ一方法タルヲ信ス

一〇、高等普通教育ノ改善ニ關シテハ前各項ノ外尙教員ノ養成方法及教育ノ視察監督ニ關スル制度ヲ改善シテ一層其ノ效果ヲ完カラシムルコトヲ期セサルヘカラスト雖此等ノ諸點ハ別ニ一括シテ之ヲ審議スルノ要アルヘシ其ノ他學校ノ設置及廢止等ニ關シテハ從來當局ニ於テモ常ニ相當ノ調査ヲ經テ之ヲ決定スルハ固ヨリ疑ヲ容レスト雖將來官立ノ外公私立ノ高等學校ヲモ認ムルニ至テハ其ノ設置廢止ニ關シテハ一層慎重ノ注意ヲ加ヘテ之ヲ處理スルノ必要アリト信ス又現在ノ私立中學校等ハ自ラ公立ノ施設ノ不足ヲ補フノ關係アルヲ以テ一層深ク其ノ監督指導ニ留意シ高等普通教育ノ機關トシテ其ノ效果ヲ完カラシムルニ遺憾ナキヲ期セサルヘカラスト特ニ之ヲ附言ス

大正七年十二月六日勅令第三百八十九號高等學校令は臨時教育會議の答申を骨子として作られたものである。其正文は左の通である。

高等學校令

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス

第二條 高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス

第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス

第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五十萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者、尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ
一學級ノ生徒定數ハ四十人以上トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業科入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徴シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ

得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

新高等學校令の要點を擧げると凡左の如きものである。

(一) 高等學校は男子に最高普通教育を施すを以て目的とし特に國民道德の充實に力むべきものたること。

高等學校は中學校に於て授くる程度の高等普通教育よりも一層精深なる高等普通教育、即ち最高普通教育を授くるものであつて高等學校令第一條に「男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ」と規定して居るのは即ち此最高普通教育を意味するものに外ならぬ。高等學校は下は小學校に接続し、上は大學に聯絡して此兩者間の階梯となり、小學校より大學に至るまでの教育系統の中心を成すものである。高等學校は中學校に相當する尋常科と従前の大學豫科に相當する高等科との二部に分れ、高等科を卒りたる者は直に大學に入學する資格を有するが故に此點より見れば高等學校は大學に入る爲の準備教育を爲す所なりとも言ひ得るのであるが、然も大學豫

科とは全く其精神を異にする。大學豫科は大學に從屬し大學に入らんとする者に豫備教育を施すものであり、大學の存在を前提として初めて存立し得るものである。大學を離れては大學豫科なるものは有り得ない。高等學校は之に反して大學に關係なく獨立して最高普通教育を行ふことを目的とするものなるが故に、假りに大學なくとも高等學校は其存在の意義を有するのである。即ち高等學校は大學の存在を前提とせず、却て大學が高等學校の存在を前提とし之を基礎として初めて成立し得る關係にある。大學豫科に在ては其目的が大學入學者の豫備教育であるから、其學科課程等に就きても自然大學の掣肘を受け其要求に應ぜねばならぬこととなるが、高等學校に在ては之に異なり、其目的とする所は大學入學者の豫備教育に在らずして高等普通教育の完成に在るが故に、毫も大學の爲に左右せらるることなく高等普通教育といふ独自の見地より其學科課程を定め、其教養の方法を定めることが出来る。而して大學は此の如くにして養成せられたる高等學校の卒業者を收容して満足すべきものである。凡そ大學と最高普通教育との關係は此の如くなるべきが當然であつて、此ことは彼の「ギムナジウム」や「リセー」の場合の如く最初は大學の附屬豫科であつたものが、漸次獨立して純然たる最高普通教育機關となつたといふ諸外國の事例に徴しても明である。右の如き次第であるから實際我國に於ては大學豫科たると高等學校高等科たるとを問はず、其卒業者の殆ど全部が大學入學を希望する状態であるとしても、大學豫科が獨立した最高普通教育を授くる高等學校に變つたといふことは其精神より見て大なる意味を有するのである。尙ほ「特ニ國民道德ノ充實ニ努ムヘキモノトス」といふ規定は下は小學校より上は大學に至るまで、總ての教育を通じて人格陶冶國民精神涵養に力を盡すべしといふ學制改革の大趣旨に依て今回特に加へられたものである。高等學校は官立、公立又は私立としたること。

(二)

従來の大學豫科は官立の帝國大學に入る者の爲に設けた豫備教育機關であるから、之を官立に限つたのであつたが今回の高等學校は大學の豫科ではなく、純然たる最高等普通教育を行ふものであるから廣く公立私立のものを認めたのである。而して公立高等學校を北海道立、府縣立に限つたのは我國に於ては從來學校經營と公共團體との關係に於て、市町村をして初等普通教育及之と同等位の實業教育のことに當らしめ、道府縣をして中學校程度の高等普通教育及之と同等位の實業教育のことに當らしめることを本則として居るのであり、高等學校は中學校程度より高き高等普通教育を行ふ學校であるから、最上級の團體たる道府縣に限り之を設立せしむることとしたのである。次に私立のものは廣く之を認むるのではあるが、高等學校は其基礎最確實なることを必要とするが故に財團法人たることを要する。其財團法人は學校即ち法人なる場合か若くは特別の場合として學校經營のみに目的とする財團法人が其事業の一として高等學校を設立する場合に限ることとし、右の財團法人は高等學校に必要な設備又は之に要する資金及少くとも高等學校を維持するに足るべき収入を生ずる基本財産少くとも五十萬圓以上を有するを必要とし、此五十萬圓だけは現金又は國債證券其他文部大臣の定むる有價證券とし之を日本銀行に供託することを必要とする。

(三) 高等學校は尋常科四箇年高等科三箇年通じて修業年限七箇年たることを本則とし、場合に依ては高等科のみを置き得るものとしたること。

高等學校の修業年限を七箇年としたといふことは寺内内閣の學制改革中の最重要なる點であり、多年改革論者の唱へた大學に至るまでの修業期間の短縮、及大學豫科に代るべき一貫したる最高等普通教育機關の確立といふ二大問題が之に依りて初めて解決せられたのである。即ち從來は尋常小學校卒業後修業年限五箇年の中學校を卒

更に修業年限三箇年の大學豫科を経、都合八箇年を費して大學入學の資格を得たのであるが、今回は尋常小學校卒業後七箇年課程の高等學校を卒りて大學入學の資格を得るのであるから其間一箇年を短縮せられる譯である。而して高等學校は尋常科四箇年、高等科三箇年通じて七箇年を以て高等普通教育を完成するのであつて、修業年限よりいへば彼の下階四箇年上階三箇年より成る佛國の「リセー」と同様のものとなつたのである。

小學校より大學に至るまでの修業年限を短縮するに就て、或は二箇年若くは三箇年を短縮すべしといふが如き過激論を唱ふる者もあつたが、此の如きは到底言ふべくして行ふべからざることであり、臨時教育會議に於ては先づ一箇年短縮を目標とし如何にして之を行ふべきやに就て調査審議したのであつた。中學校の修業年限は其儘とし其上に修業年限二箇年の高等學校を置くの案に對しては、其卒業者の學力低下は暫く別とするも修業年限二箇年の學校は學校としての管理統制上大なる困難ありて、訓育に於ても到底十分なる効果を擧ぐる能はずとの反對があり、又中學校の修業年限を一箇年短縮することは中學校教育の低下を來し中堅國民の養成に支障あるのみならず、専門學校入學者の基礎教育としても不十分となるを免れずとの非難があつて結局中學校は其儘とし、最高等普通教育を受けんとする者に對しては中學校第四學年の課程を終りたる上に更に三箇年修學して其間に學力を充實せしめ、以て從來の大學豫科修了者に略匹敵する學力を得しむべしといふに決した。依て高等學校は中學校第四學年までの課程に相當する尋常科四箇年其上に高等科三箇年合計七箇年を通じ一貫して最高等普通教育を行ふものたるを本則とし、其外に高等科のみを置く高等學校をも認むることとしたのである。既に七年制高等學校を本體としながら高等科のみを置く高等學校を認むるといふことは不徹底のやうではあるが、これは中學校との關係から已むを得ざるに出でたものである。當時中學校の數は數百の多きに上り從來の高等學校大學豫科には皆此

中學校の卒業者が入學したのである。今若し新高等學校令に於て高等學校を絶對的に七年制のものみに限定したりとせば、從來大學豫科を置いた官立高等學校は皆其下に尋常科を置きて其修了者を入學せしむることとなり、中學校第四學年修了者の入學の路を杜絶することとなる。勿論後に述べる如く高等學校令に於ては高等學校高等科の幅員を尋常科の二倍とし以て中學校方面からの入學者にも餘地を與へては居るが、それにしても此等の者は尋常科設置の爲に從來の半數の外は入學し得ざることとなり中學校に取りては非常なる打撃となる。然らば中學校が其上に高等科を置きて七年制高等學校に變形し得るかといふに、これ亦容易のことではない。中學校中其設備等も比較的整頓し最も高等學校に變形し易き、例へば地方廳所在地の中學校の如きは年來入學希望者の多數なるが爲に漸次其規模を擴張し生徒定員は八百人にも及んでゐる。然るに新高等學校令に於ては成るべく生徒數を少くして訓育の徹底を期せんが爲に、七年制高等學校生徒定員を八百人に限り尋常科の定員は之を三百二十人に限定して居るから、右の如き中學校を七年制高等學校に變形せんとすれば其尋常科の收容力は中學校時代の約二分一に減少せらるることとなり入學希望者に取りてはこれ亦非常なる打撃である。此の如き關係であるから中學校第四學年修了者の入學に便する爲には七年制高等學校の外に高等科のみを置く高等學校を許すことは是非共必要であり従て高等學校令に於ても之を認め、而して從來の官立高等學校（大學豫科）は何れも此種の高等學校に變更せられたのである。

尙ほ臨時教育會議の答申には七年制高等學校を本體とすべきことを明言せず、其文字に拘はりていふと寧ろ三年制のものを本體とし、七年制のものをも併せて認むべしとする意味に解せらるれども、これは七年制高等學校を直に全國に普及するが如きは事情の許さざるものがあり、新令に依て先づ高等學校に變形せらるるものは從來の

三年制大學豫科であるから、臨時教育會議は此等の關係を考慮して右の如き答申を爲したものであつて、其精神は七年制高等學校を本體とするに在つたことは明であるので（學制改革問題の款參照）勅令制定の際には右の精神に依て七年制を本則とし三年制を例外とすることとしたのである。

(四)

高等學校高等科を分て文科及理科としたること。

高等學校高等科に於て行ふ教育は最高等の普通教育である。普通教育は必ずしも劃一不動のものたるを要しない。否進みたる高等普通教育に於ては人の才能嗜好等の異なるに従ひ幾分の變化あり或程度の分科あることが寧ろ當然である。佛國の「リセー」の上階（Deuxième cycle）に於て種々の選擇科目を認め最上級が哲學級（Classe de philosophie）及數學級（Classe de mathématiques）に分れて居るのも、獨逸に「ギムナジウム」「リアルギムナジウム」「オーバーレアル・シュレ」「ドイッチェ・オーバーシュレ」等數種の最高等普通教育機關のあるのも皆右の趣旨から來て居るのである。從來の大學豫科に於ては卒業者が入學せんとする大學の學部及學科の區別に従ひ種々煩雜なる區分を設けて居たのであるが、新高等學校は大學豫科ではないから大學との關係より來る右の如き區分は之を設けず、唯大體より見て之を文科及理科の二部に分つこととしたのである。而して卒業者の大學入學の關係から見ると高等科卒業者は其文科卒業たると理科卒業たるとを問はず等しく何れの大學學部にも入學し得る資格を有し、又文科卒業者は第一順位として法科、經濟科、商科、文科の如き何れの文科的大學學部にも入學することを得、理科卒業者は第一順位として醫科、工科、理科、農科の如き何れの理科的大學學部にも入學することを得るのであるから（大學教育及大學豫備教育附學位の款參照）、例へば文科卒業者の志望が法學部入學に偏傾し、理科卒業者の志望が醫學部入學に偏傾するが如きことがあり、然も如何に多數の志望者があつて

も悉く之を入學せしめて差支なき程に大學各學部の收容力を備へ置くことは到底不可能の事に屬するが故に、第一志望の學部に入學し得ざる者が甘んじて他の餘裕ある學部に入學することの外には、卒業者の志望と學部の收容力との間の過不足を調節するの途なく、彼等にして第一志望以外の學部に入學するを肯んぜざるに於ては結局大學に入學することを得ないこととなる。如上の關係は獨り學部と學部との間に起るのみならず、一學部中の或學科と他の學科との間にも亦起り得るのである。これは新制度に於ては避くべからざることである。大學豫科に於ては初より某分科大學若しくは某分科大學中の某學科の收容力に相應する幾多の隘路を作り、各人をして其卒業後の志望に應じて別々に此隘路に入らしめ、之を通過して卒業せしめるのであるから、卒業者の志望と之に對する大學の學部若しくは學科の收容力との間には過不足を生ずることなく、大學入學の關係は極めて圓滑に行はれ得る。故に此一點より見れば大學豫科の方が遙に長所を有するものと言ひ得るであらう。然し大學豫科の仕組には一方に於て種々の缺點が伴うて居ることを注意せねばならぬ。即ち (一) 凡そ青年をして其將來專攻すべき専門學科を選択せしむるには其常識が長じ、眼界が廣まり、各専門學科の社會の事物に對する關係、自己の長短適不適等を相當見極め得るだけの判斷力を備ふるに至つた後にするを良しとするのであるのに、大學豫科の場合に於ては僅に中學校を卒つたか卒らぬといふ際即ち未だ十分の判斷力の發達せぬ時に早くも専門學科を選択するを餘儀なくせしむるの弊があり (二) 大學豫科に於ては法科、文科、醫科、工科、理科、農科等に向はんとする者の爲に幾多の區分を設け此區分毎に入學試験を行つて生徒を收容するのであるから、競争の激甚なる部分に於ては相當の秀才も落第の不幸を免れず、之に反して競争の烈しからざる部分に於ては劣等生も入學を僥倖し得ることとなり、其間に非常なる不公平を生じ、人物經濟の上より見ても其當を得ざるの弊があり (三) 大學豫科の教育は

大學の豫備教育といふ所より自然大學との關係に制せられて、獨立の最高等普通教育たる眞精神を發揮し得ざるの弊があるのである。而して此等の弊害は新制度に依て之を除き得るのであるから假令大學入學の關係に於て多少の不便ありとするも、之を以て直に新制度を非難するは當らぬのである。

(五) 高等學校には高等科を卒りたる者の爲に修業年限一箇年の專攻科を置き得ることとし、專攻科卒業者は得業士と稱することを得しめたること。

高等學校の教育は屢述べる如く大學豫備教育に非ずして獨立の最高等普通教育であるから、生徒の中には別に大學入學を目的とせずして其儘社會の實務に就かんとする者も亦有り得るのである。高等學校の專攻科は此等の人の爲に其學力を補充する機關として設けらるるものである。

(六) 七年制の高等學校には特別の必要ある場合に於て、最下學年に入學せんとする者の爲に豫科を置き得ることとしたること。

右は後に述べる如く中學校に豫科を置き得ることとしたのと同一の精神に出でたものである。故に後に中學校の豫科に關して述べると同一のことが高等學校の豫科に就ても言へるのである。

(七) 高等學校尋常科の入學資格は當該學校豫科修了、尋常小學校卒業又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力あることとし、高等科の入學資格は當該學校尋常科修了、中學校第四學年修了又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力あることとしたること。

前述べた如く大學に至るまでの修業期間を一箇年短縮するの必要より、中學校の上に高等學校高等科を築き上げることが出來ず、中學校第四學年修了を高等科の入學資格としたことは已むを得ざるに出でたことであるが、之

が爲に中學教育を攪亂するに至つたといふ非難があり、此聲は今日に於ても依然として繼續しつつあるのは注意すべきことである。

(八) 高等學校の生徒定数は高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内とし、高等科のみを置く高等學校に在ては専攻科を除き六百人以内としたること。但し大學豫科を變形した官立の高等學校(高等科のみを置く)には生徒數六百人の制限を當分適用せざることとしたること。

高等學校令に於ては訓育の徹底を期するが爲に一學校の生徒數を成るべく少くせんとし、高等科に在ては四十人編制の學級毎學年四學級三學年を通じて十二學級生徒數四百八十人以内、尋常科に在ては四十人編制の學級毎學年二學級四學年を通じて八學級生徒數三百二十人以内とし、高等科のみを置く三年制の高等學校に在ては四十人編制の學級毎學年五學級三學年を通じて十五學級生徒數六百人以内としたが、大學豫科から變形せらるべき官立高等學校では從來少きは十八學級多きは三十學級を抱擁して居たので、收容力の急激なる減少を避けんが爲に此等の學校には當分の内生徒數の制限を適用せざることとしたのである。而して七年制高等學校の場合に於て高等科の毎學年收容力を百六十人以内、尋常科の毎學年收容力を八十人以内とし、即ち高等科の幅員を尋常科の二倍としたのは高等科に於て尋常科修了者と同數までは中學校第四學年修了者をも收容し得る餘地を残し、以て一般中學校より高等學校高等科に進入せんとする者の爲に便利を圖るの趣旨に出でたものである。然るに此處に問題となるのは高等學校令の規定には高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内とあつて、四百八十人とか三百二十人とかといふ絶對數を定めて居るのでないから、或學校に於て尋常科生徒定數を三百二十人とし高等科生徒定數を四百八十人以内即ち三百二十人として、事實上中學校第四學年修了者を容るる餘地を残さざるが如き仕組と

(九) することが可能なりや否といふことである。これは正面より規定に抵觸するのではないから直に之を違法といふことは出来ぬが、規定の精神は尋常科修了者にも中學校第四學年修了者にも高等科入學に關して公平に均等の機會を與へんとするに在るから、公租を以て維持せらるる官立公立の高等學校に於て此の如きことを爲すのは正當でない。故に文部省に於ても官公立學校に對しては之を許さぬ方針を取て居る。然も私立學校に在ては稍事情を異にするものがあるから此の如きことを許しても別に差支ないものと思はれる。

(十) 高等學校に於ては同科同學年の生徒を以て學級を編制すべきこととし、一學級の生徒數は四十人以内とし、但し文部大臣の定むる所に依り學科目の種類に従ひ學級の異なる生徒を合して同時に之を教授し得ることとしたこと。

中學校や高等女學校に關しては文部省令を以て之と同様の制限を設けて居るのであるが、高等學校に關しては勅令を以て直接に制限規定を設けて居る。立法者が如何に最高等普通教育を重要視して居るかが之に依て窺はれるのである。

(十一) 高等學校の教員は文部大臣の授與したる高等學校教員免許狀を有する者たるを要し、但し文部大臣の定むる所に依り免許狀を有せざる者を以て之に充つるを得ることとしたこと。

(十二) 公立私立の高等學校は直接に文部大臣の監督に屬するものとし、文部大臣は公立私立の高等學校に對し報告を徴し、檢閲を行ひ其他監督上必要な命令を爲すを得ることとしたこと。

(十三) 高等學校令に依らざる學校は勅定規程に別段の定ある場合の外高等學校と稱し、又は其名稱に高等學校たることを示すべき文字を用うるを得ざることとしたこと。

例外規程のことに關して法律勅令といふが如き文字を用ゐずして廣く勅定規程というて居るのは、例へば皇室典範の系統に屬する皇室令の規定に依り學習院高等學校を設くるが如き場合をも豫想した爲である。

尙ほ學制改革の結果高等學校に於ける外國語に關し、從來の二外國語主義を改めて一外國語主義とすることとなつたが、之に關する規定は高等學校規程の中に現はれるのであるから後に同規程を説く際に之を述べることにする。

大正八年二月七日勅令第十一號を以て左の如く中學校令中に改正が行はれた。

中學校令中左ノ通改正ス

第一條 中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニ力ムヘキモノトス

第二條第二項中「府縣」ヲ「北海道及府縣」ニ改ム

第三條中「北海道及沖繩縣ヲ除ク外」ヲ「北海道地方費又ハ」ニ改ム

第四條中「又ハ町村學校組合」ヲ「市町村學校組合及町村學校組合」ニ改ム

第九條 中學校ノ修業年限ハ五年トス

中學校ニハ補習科ヲ置クコトヲ得

中學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得

補習科及豫科ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 中學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科を修了シタル者、尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者タルヘシ

第十四條 削除

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正も亦臨時教育會議の答申に基きて爲されたものである。第一條中學校の目的の處に「特ニ國民道德ノ養成ニ力ムヘキモノトス」といふ文字を加へたのは、下は小學校より上は大學に至るまで一貫して精神教育に重きを置くべしとする學制改革の大趣旨に依るものである。其他第九條第二項の「中學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得」といふ規定も臨時教育會議の希望に依り今回新に加へられたものである。我國に於ては明治五年の「學制」以來小學校を以て總ての上級學校に進入する基本階梯とするの大主義を立て、爾來少しも渝る所なく之を持續しつつあつた處に、今回中學校に豫科を設け得ることを規定するが如きは一見逆轉の如くに思はれるが、其實これは從來の主義を變更せんとするが如き深い意味から來たものではなく、私立の中學校に於て小學校より第一學年に移らんとする者の爲に多少入學前後の接續を圓滑にし、急激なる境遇の變化を避けしめんとする趣旨を以て豫科を設けんとする場合には之を認むるも可なりといふ位の意味に外ならぬのであつて、彼の「ギムナジウム」や「リセー」の豫備科の如く全く小學教育に代るべき豫科を豫想して居るのではない。故に後に述べる如く中學校令施行規則に於ては中學校の豫科の修業年限は二箇年以内とし、即ち尋常小學校の第五學年以上に相當するものに限ることとして居る。又文部省の方針として官立公立の中學校には豫科を置くことを許さぬこととして居るのである。

次に重要なことは中學校の入學資格に關することである。從來は年齢十二年以上といふことを入學資格の一としたのであるが、今回は臨時教育會議の「中學校高等女學校等ノ入學ニ就テハ年齢ニ拘ラス俊才ノ爲ニ速進ノ路ヲ開クノ必要

アリト認ム」といふ決議の趣旨に基き、秀才に對しては尋常小學校卒業以前に於ても之を入學せしめ得ることとなさんとしたので、年齢十二年以上といふ規定があつては之が支障となる所から、此年齢制限を撤廢することとしたのである。尙ほ秀才の爲に特別の途を開くことに關する委細のことは、中學校令の中にはなく施行規則の中に規定せられるのであるから、後に同規則のことを説く際に之を述べることにする。

其他の改正は北海道が自治體となつたが爲に夙に改正せらるべくして其儘となつて居た規定を整理したり、市制町村制の改正に伴うて自然必要となつた規定を加へた位のものに過ぎぬ。

第十四條の削除といふことは従來同條に「公立中學校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外地方長官之ヲ定ム」といふ規定があつたのを、此等のことは何等の規定なくとも地方長官に於て當然爲し得べきことであるといふ意味に於て之を廢止したのである。

大正八年三月二十九日文部省令第七號を以て左の如く中學校令施行規則中に改正が行はれた。

中學校令施行規則中左ノ通改正ス

第一條第三項ヲ削ル

第一條ノ二 中學校ニ於テハ中學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ養成ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ課ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第九條中「又便宜實驗ヲ課スヘシ」ヲ「又實驗ヲ課スヘシ」ニ改ム

第十條ノ二第二項ヲ左ノ如ク改ム

實業ハ農業、工業、商業等ノ中ニ就キ土地ノ情況ニ應シ適切ナル事項ヲ選擇シテ之ヲ授ケ又成ルヘク實習ヲ課ス

ヘシ

第十四條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身		一	一	一	一	一
國語及漢文		八	八	六	五	五
外國語		六	七	七	五	五
歴史		三	三	三	三	三
地理		三	三	三	三	三
數學		四	四	五	四	四
博物		二	二	二	二	四
物理及化學				二	四	四
法制及經濟						二
實業					二	二
圖畫		一	一	一	一	二
唱歌		一	一			一

體	三	三	三	三	三	三
操	三	三	三	三	三	三
計	二九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

實業ノ實習ハ前表ノ教授時數外ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得

第四學年及第五學年ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ生徒ノ全部又ハ一部ニ對シ修身及體操ヲ除キ前表各學科目ノ每週教授時數ヲ彼此増減シテ之ヲ課スルコトヲ得但シ一學科目ノ每週教授時數ハ二時以上ヲ増加スルコトヲ得ス
法制及經濟、實業又ハ唱歌ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ每週教授時數ハ便宜他ノ學科目ニ配當スヘシ
體操ハ前表ノ教授時數ヲ三時以內増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

補習科ノ修業年限ハ一箇年以內トシ其ノ學科目ハ第一條ノ學科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ

第十五條ノ二 豫科ノ修業年限ハ二箇年トス

豫科ノ學科目、教授ノ要旨及其ノ程度竝ニ每週教授時數ニ關シテハ小學校令第十九條竝ニ小學校令施行規則第一條乃至第十條第十二條第十七條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

前項學科目ノ外外國語ヲ加フルコトヲ得

外國語ハ簡易ナル英語、獨語又ハ佛語トス

外國語ノ每週教授時數ハ三時トシ國語、圖畫及唱歌ノ每週教授時數各一時ヲ減シテ之ニ充ツヘシ

第十五條ノ三 豫科ノ教科書ニ關シテハ小學校令第二十四條第一項乃至第三項及小學校令施行規則第五十三條ノ規

定ヲ準用ス

特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ依ラサルコトヲ得

第十五條ノ四 生徒身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル學科目ハ之ヲ其ノ生徒ニ課セサルコトヲ得

第十七條中「第一學年乃至第四學年」ヲ「豫科及第一學年乃至第四學年」ニ改ム

第二十條第四項ヲ左ノ如ク改ム

豫科ノ生徒數ハ第一學年ニ入學セシムヘキ生徒數及學級數ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ

前二項ノ生徒數ハ第一項ノ生徒數ニ算入セス

第二十三條中「第四學年以上」ヲ「豫科又ハ第四學年以上」ニ改ム

第三十八條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 各科ノ生徒定員

第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第一學年入學ニ關シ尋常小學校卒業者ト同等以上ノ學力アル者ト認ム

一 他ノ中學校又ハ高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者

二 國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依ル試驗ニ合格シタル者

前項ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ノ者タルヘシ但シ尋常小學校第五學年ノ課程ヲ修了シ學業優

秀且身體ノ發育十分ニシテ中學校ノ課程ヲ修ムルニ足ルコトヲ當該學校長ニ於テ證明シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條 豫科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校第四學年ノ課程ヲ修了シタル者又ハ年齢十以上

ニシテ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

第四十三條ノ二 當該中學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ第一學年入學志願者ノ數入學セシムヘキ人員ヲ超過スルトキハ試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ

第四十四條中「第二學年以上」ヲ「第二學年以上又ハ豫科第二學年」ニ改ム

第四十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

豫科ニ關シテハ小學校令施行規則第二十三條ヲ準用ス

第四十九條中「卒業證書ヲ授與スヘシ」ヲ「卒業證書、豫科ヲ修了セリト認メタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ」ニ改ム

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ各學年ノ學科目並其ノ程度ニ關シテハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

右の中學校令施行規則の改正が臨時教育會議答申の精神を取入れて爲されたものであることは前に掲げた同會議の答申の簡條と對照して見ると明である。而して特に一言を要するは第四十二條の規定即ち中學校に入學するを得る者は、尋常小學校卒業者及年齢十二年以上にして當該中學校に於て尋常小學校卒業程度に依り行ふ檢定試験に合格したる者たるを本則とするに拘らず、尋常小學校第五學年の課程を修了し學業優秀且身體の發育十分にして、中學校の課程を修むるに足ることを當該學校長に於て證明したる者に對して特に右の檢定試験を受くることを許した點である。これは秀才の爲に途を開く趣旨よりいへば實に結構なことではあるが、其實施の迹に徴すると動もすれば勢力ある父兄等が一種の

虚榮心より校長を壓迫し、別に優秀兒にもあらざる自己の子弟の爲に證明を爲さしむる等の弊害が少くなく、爲に此制度に對する反對の聲が高くなつて居るのは遺憾のことである。

尙ほ今回の改正に依り從來第四學年及第五學年に配當せられて居た物理及化學が第三學年第四學年及第五學年に配當せらるることとなつた。

同日文部省令第八號を以て左の如く高等學校令の施行規則たる高等學校規程が定められた。

高等學校規程左ノ通定ム

高等學校規程

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、圖書、唱歌、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身		一	一	一	一

國語及漢文	八	八	六	六
外國語	六	七	七	七
歷史	三	三	三	三
地理	三	三	三	三
算學	四	四	五	四
博物	二	二	二	二
物理及化學	一	一	二	四
國畫	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一
體操	三	三	三	三
計	二九	三〇	三〇	三一

體操ハ前表ノ教授時數ヲ三時以內増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地

質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勸語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス
修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス
歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

シ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖畫ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)

學 科 目	年		
	第一學年	第二學年	第三學年
歷 史	三		四
地 理	二		
哲 學 概 說			三
心 理 及 論 理		二	二
法 制 及 經 濟			二
數 學	三		
自 然 科 學	二	三	
體 操	三	三	三
計	(三九)	(三九)	(三八)

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學 科 目	年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一一	一〇	一〇
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三四)	(三四)	(三〇)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學 科 目	年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修 身	一	一	一
國 語 及 漢 文	四	二	六
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數 學	四	四	四
物 理 學		三	三
化 學		三	三
植 物 及 動 物	二	二	實講 實講 實講 驗義 驗義 驗義 二 二 二
礦 物 及 地 質	二	二	四
心 理		二	
法 制 及 經 濟	二	二	
國 畫	三	三	三
體 操	三	三	三
計	(三八)	(三八)	(三八)

第三學年ノ數學()及圖畫()ト第三學年ノ植物及動物(講義ニ實驗ニ)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシ

ムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三三〇)	(三三)	(三三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得

學年ハ分テテ三學期トス但シ專攻科ニ在リテハ學期ヲ分クサルコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上、專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合

シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數並專任教員及兼任教員ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ
第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室等ヲ備フヘシ
校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一、學則、日課表及教科用圖書配當表
 - 二、職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
 - 三、生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
 - 四、試験ノ問題、答案及成績表
 - 五、資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄
- 生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試験ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一 名稱
 - 二 高等學校令第七條ノ事項
 - 三 學則
 - 四 各科ノ生徒定數
 - 五 位置及校地
 - 六 校舍ノ圖面及建設ノ設計
 - 七 開校ノ期日
 - 八 經費及維持ノ方法
- 前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ
第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス但シ缺員アルトキハ第二學期ノ始ヨリ十日以内ニ臨時入學セシムルコトヲ得

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ
 第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ試験ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數尋常科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ尋常小學校卒業ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リテ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
- 二 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ限り入學ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限り試験ニ依ラサルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考査シテ之ヲ定ムルコトヲ得

得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ、専攻科ヲ卒業シタル者ニハ得業證書ヲ、尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 引續キ一年以上缺席シタル者

四 正當ノ事由ナクシテ引キ續一箇月以上缺席シタル者

五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一 學年、學期及休業日ニ關スル事項

二 學科課程、教授時數ニ關スル事項

三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シテ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マテニ卒業セサルヘキモノハ之ヲ

高等學校高等科ノ相當學年ニ編入ス

高等中學校規程、明治四十一年文部省令第九號、高等學校大學豫科入學者無試験檢定規程及高等學校大學豫科入學者選拔試験規程ハ之ヲ廢止ス

新規定に依る學科課程と舊大學豫科の學科課程とを比較すると大なる差違がある。後者は大學豫備教育といふ立場より卒業者が進入せんとする大學の學部若しくは學部内の學科の區別に従て煩瑣なる區別を設けて居たのであるが、前者は獨立の最高等普通教育といふ立場より之を文科理科の二大別に止め、文科理科各自の中に於ては大體何れの科目をも共通にし（唯外國語の關係に就てのみ第一外國語を英語とするか佛語）、一體に外國語の時數を減少し、又文科の科目中に數學及

自然科學を加へ、理科の科目中に國語漢文及法制經濟を加へて居る。殊に臨時教育會議の答申に基き從來の二外國語主義を廢して一外國語主義とし第二外國語を隨意科目としたことは注意すべきことである。

同日文部省令第九號を以て左の如く高等學校高等科入學資格試驗規程が定められた。

高等學校高等科入學資格試驗規程左ノ通定ム

高等學校高等科入學資格試驗規程

- 第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケントスル者ハ年齡滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全、品行方正且現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ
- 第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ
- 第三條 試驗ハ中學校第四學年マテノ必須各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ
- 第四條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スヘシ
- 第五條 高等學校高等科入學資格試驗ノ問題、答案及成績表ハ五年以上保存スヘシ
- 第六條 中學校ニ於テハ本令ノ試驗ニ付試驗手数料ヲ徵收スルコトヲ得

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又文部省令第十號を以て高等學校教員規程が定められた。これは學校等職員關係の款に於て之を述べる。

大正八年四月十日文部省告示第百號を以て左の如く高等學校高等科入學資格試驗を行ふ中學校に關する件が定められた。

高等學校高等科入學資格試驗規程第二條ニ依リ高等學校高等科入學資格試驗ヲ行フ中學校左ノ通定ム

- 一 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ヲ行フコトヲ得ル中學校

大正八年四月十六日左記文部省令第十三號が發せられた。

新潟縣新潟市ニ新潟高等學校ヲ、長野縣松本市ニ松本高等學校ヲ、山口縣山口町ニ山口高等學校ヲ、愛媛縣松山市ニ松山高等學校ヲ設置シ本年九月ヨリ授業ヲ開始ス

右は寺内内閣の當時豫算に計上せられた四高等學校創立の事業が進捗して愈開校の運びとなつたが爲である。同年四月十四日勅令第百十二號を以て直轄諸學校官制中に改正が行はれて四校が追加せられ、新潟高等學校長には八田三喜、松本高等學校長には茨木清次郎、山口高等學校長には新保寅次、松山高等學校長には由比質が任ぜられた。

大正八年四月十九日文部省令第十四號を以て左の如く官立高等學校高等科入學者選抜試驗規程が定められた。

官立高等學校高等科入學者選抜試驗規程左ノ通定ム

官立高等學校高等科入學者選抜試驗規程

- 第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選抜試驗ヲ行フ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數、選抜試験ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ其ノ都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選抜試験ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス但シ外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選ハシム

前項ノ試験ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選抜試験ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ
指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

文科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

文科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

選抜試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類ニ箇以上(同一科内ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限り佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類ニ限ル

第六條 入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

- 一 各高等學校ニ於テ各科毎ニ其ノ科ニ入學セシムヘキ人員ノ總數ト同數ノ人員ヲ試験ノ成績順ニ依リ選出ス
 - 二 前號ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル
 - 三 前二號ニ依リ選出セル人員ニ就キ試験ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配當ス
 - 四 前號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類既ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニ配當ス
 - 五 本人ノ指定スル類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得サルモノトス
- 前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ入學スルコトヲ得サリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前に述べた如く大正六年高等學校大學豫科の時代に一旦綜合試験制が復活せられたが、新令に依る高等學校となつて再び各學校別の試験に變更せられたのである。

大正八年四月二十一日文部省令第十五號を以て私立の大學及高等學校の基本財産供託に關する件が定められた。其正文は大學教育及大學豫備教育附學位の款に於て之を掲げることとしたから此處には之を省略する。(大學教育及大學豫備教育附學位の款參照)

大正八年六月二十一日左記文部省令第二十四號が發せられた。

明治三十四年文部省令第十一號ハ之ヲ廢止ス

廢止せられた明治三十四年文部省令第十一號は師範學校及小學校を除く外學校及圖書館の名稱には費用負擔の區別に従ひ道廳府縣立、郡立、市町村立又は私立等の文字を冠すべしとの件である。

右は男子高等普通教育にのみ關する事柄ではないが前々からの關係で便宜此處に之を述べるのである。

第五款 女子高等普通教育(高等女學校教育)

明治四十年七月十八日勅令第二百八十一號を以て左の如く高等女學校令中に改正が行はれた。

高等女學校令中左ノ通改正ス

第九條第一項中「伸縮」ヲ「延長」ニ改ム

第十條 高等女學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學

力ヲ有スル者タルヘシ

第十五條中「文部大臣ノ認可ヲ經テ」ヲ「別段ノ規定アルモノヲ除クノ外」ニ改ム

第十七條第二項中「授業料入學料等ニ關スル規則」ヲ「授業料入學料等ノ額」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十條ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

修業年限三箇年ノ高等女學校ハ本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ノ卒業ニ至ル迄仍之ヲ存続スルコトヲ得

修業年限四箇年ノ尋常小學校ノ課程ヲ卒リタル者ノ入學ニ付テハ第十條施行後ト雖仍從前ノ例ニ依ル

第九條の改正は高等女學校の修業年限に關するものである。高等女學校の修業年限は四箇年を本則とし、從來の規定では一箇年の伸縮を許し之を延長して五箇年とするも、之を短縮して三箇年とする事も自由であつたが、今回之を改め修業年限を三箇年に短縮した高等女學校は之を認めざることとしたのである。

第十條の改正は前に中學校に就て述べたと同じく義務教育延長に伴ふものである。

第十五條の改正は公立高等女學校職員ノ俸給旅費其他諸給與に關する規則を定めることに關したものである。

明治四十一年一月文部省令第一號を以て「明治三十三年文部省令第十五號教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得ル規定」第四條第一項が改正せられ、中學校高等女學校に於て新に採用せんとする者を加算し、教員免許狀を有せざる者の數教員免許狀を有する者の二分の一を超過する場合には文部大臣の認可を要することとし(從來は無資格者の數有資格者の數を超過する場合には認可を要する)明治四十一年四月一日より施行することとして、無資格教員の採用を一層制限するに至つたことは前に中學校の處で述べた通である。

明治四十一年五月十三日文部省令第二十號を以て左の如く高等女學校令施行規則中に改正が行はれた。

明治三十四年文部省令第四號高等女學校令施行規則中左ノ通改正ス

第一章 學科及其ノ程度

第一條 高等女學校ノ學科目ハ修身、國語、外國語、歴史、地理、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操ト

ス

外國語ハ英語又ハ佛語トス

外國語ハ之ヲ缺キ又ハ隨意科目トナスコトヲ得

圖畫、音樂ノ一科目又ハ二科目ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ缺クコトヲ得

第一項ノ學科目ノ外文部大臣ノ認可ヲ受ケ隨意科目トシテ土地ノ情況ニ依リ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得
生徒身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル學科目ハ之ヲ其ノ生徒ニ課セサルコトヲ得

第七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

數學ハ算術ヲ授クヘシ又必要ニ應シ代數ノ初歩及幾何ノ初歩ヲ授クルコトヲ得

第十四條及第十五條削除

第十六條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
國語	六	六	六	五
外國語	三	三	三	三
歷史		三	三	二
地理		三	三	二
數學	二	二	二	二

修業年限ヲ延長シタルトキハ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	二	二	二	二	二
國語	六	六	六	五	五
外國語	三	三	三	三	三
歷史		三	三	二	二
地理		三	三	二	二
數學	二	二	二	二	二
理科	二	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一	一
音樂	二	二	二	二	二
裁縫	四	四	四	四	四
家事					
園藝	一	一	一	一	一
體操	三	三	三	三	三
計	二八	二八	二八	二八	二八

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	二	二	二	二	二
國語	六	六	六	五	五
外國語	三	三	三	三	三
歷史		三	三	二	二
地理		三	三	二	二
數學	二	二	二	二	二
理科	二	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一	一

家事	四	四	二	四	四
裁縫	四	四	四	四	四
音樂	二	二	二	二	二
體操	三	三	三	三	三
計	二八	二八	二八	二八	二八

外國語、圖畫、音樂ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ每週教授時數ハ便宜前二表中ノ學科目ニ配當スヘシ
裁縫ノ每週教授時數ハ六時以內増加スルコトヲ得

第一條第五項ニ依ル加設科目ニ充ツル爲各學年ノ每週教授時數ヲ六時以內増加スルコトヲ得但シ加設科目中實習ニ屬セサルモノニ充ツル爲増加スル時數ハ二時ヲ超ユルコトヲ得ス

前二項ノ外土地ノ情況ニ依リ前二表中各學科目ノ各學年ノ配當又ハ每週教授時數ヲ變更スルノ必要アルトキハ其ノ事由ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ各學年每週教授時數ノ増加時數ハ二時ヲ超ユルコトヲ得ス

前三項ノ規定ニ依リ每週教授時數ヲ増加スルトキハ其ノ増加時數ハ合計六時ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條 技藝專修科ノ學科目及其ノ程度ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
技藝專修科ノ學科目中ニハ修身、國語及體操ヲ加フヘシ

第二十二條 補習科、技藝專修科及專攻科ノ每週教授時數ハ三十時以內トス但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ三十四時マテ之ヲ増スコトヲ得

第二章 學年、教授日數及式日

第二十三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ノ規定ハ補習科ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十四條 教授日數ハ每學年二百日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十五條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ事由アルトキハ地方長官ハ道府縣立以外ノ高等女學校ノ休業ヲ命スルコトヲ得
前二項ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ遲滯ナク文部大臣ニ届出ツヘシ

第二十六條 紀元節、天長節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三條 編制

第二十七條 高等女學校ノ生徒數ハ四百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ六百マテ之ヲ増スコトヲ得
補習科及專攻科ノ生徒數ハ前項ノ生徒數ニ算入セス

第二十八條 學級ハ同學年ノ生徒ヲ以テ之ヲ編制スヘシ
一學級ノ生徒數ハ五十人以下トス

第二十九條 修身、裁縫、音樂、體操及隨意科目ハ教授上支障ナキ場合ニ限り學科、學年又ハ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第三十條 教員ノ數ハ五學級以下ノ學校ニ於テハ一學級毎ニ二人以上トシ五學級以上一學級ヲ加フル毎ニ一人半以

上ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ但シ一學級毎ニ一人ハ他ノ職ヲ兼ネス又ハ他ノ職ヨリ兼ネサルコトヲ要ス

第四章 設備

第三十一條 高等女學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

道府縣立高等女學校及之ニ代用スヘキ公立高等女學校ニ於テハ前項ノ外成ルヘク寄宿舎ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ教育上並ニ衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ハ教授上、管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ圖書、器械、器具、標本、模型及表簿等トス

第三十五條 高等女學校ニ於テ備フヘキ表簿ノ種類左ノ如シ

- 一 高等女學校ニ關係アル法令
- 二 學則、日課表、教科用圖書配當表及學校醫視察簿
- 三 職員ノ名簿、履歷書、出勤簿並ニ擔任學科目及時間表
- 四 生徒ノ學籍簿、出席簿及身體檢查ニ關スル表
- 五 試驗ノ問題、答案及成績表
- 六 資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書器械器具標本模型ノ目錄
- 七 往復書類

前項ノ表簿中生徒學籍簿ハ十箇年以上之ヲ保存シ其ノ他ノ表簿ハ五箇年以上之ヲ保存スヘシ

第三十六條 土地ノ情況ニ依リ學校長、舍監及教員ノ住宅ヲ設クヘシ

第三十七條 校舍、寄宿舎ノ建設又ハ變更ハ道府縣立高等女學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘク其ノ

他ノ高等女學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可シタルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘシ

第五章 設置及廢止

第三十八條 高等女學校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一 名稱
- 二 各學科ノ修業年限
- 三 各學科ノ生徒定員
- 四 開校年月
- 五 經費及維持ノ方法

前項ノ事項ノ外公立學校ニ就キテハ地方長官ニ於テ位置ノ認可ヲ申請シ私立學校ニ就キテハ設立者ニ於テ位置ヲ具シ申請スヘシ

第一項第一號乃至第四號及位置ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但第三號ノ變更ニシテ總定員ニ増減ヲ生セサル場合ニ於テハ文部大臣ニ届出ツヘシ

前二項ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、地質、屋外體操場ノ區域、面積並ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第三十九條 高等女學校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請

スヘシ

第四十條 公立高等女學校ノ費用負擔者ヲ變更シ私立高等女學校ヲ公立高等女學校ニ公立高等女學校ヲ私立高等女學校ニ變更セントスルトキハ第三十八條第一項第一號乃至第三號第五號及變更ノ年月日ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六章 入學、在學、退學及懲戒

第四十一條 第一學年入學志願者中尋常小學校ノ課程ヲ卒ラサル者ニ就キテハ試験ニ依リテ其ノ學力ヲ檢定スヘシ 第一學年入學志願者中尋常小學校ノ課程ヲ卒リタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チテ入學ヲ許スコトヲ得

第四十二條 前條第一項ノ試験ハ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

第四十三條 第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ相當年齢ニ達シ相當ノ學力ヲ有スル者タルヘシ 前項ノ學力ハ試験ニ依リ之ヲ檢査スヘシ

第四十四條 高等女學校生徒ニシテ退學シタル者一箇年以内ニ其ノ高等女學校若ハ他ノ高等女學校ニ入學ヲ志願シタルトキハ試験ニ依ラスシテ原學年以下ノ學年ニ入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十五條 他ノ高等女學校ニ轉學ヲ志望スル生徒アルトキハ學校長ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限り其ノ生徒ノ在學證明書及成績表ヲ移轉先學校ニ送付スヘシ

移轉先學校ニ於テハ缺員アル場合ニ限り前項生徒ノ轉學ヲ許可スルコトヲ得 轉學スル生徒ハ試験ヲ行ハスシテ同一學年ニ編入スルコトヲ得

第四十六條 各學年ノ課程ノ修了又ハ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業ヲ考査シテ之ヲ定メ又ハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等女學校ヲ卒業シタル者タルヘシ

第四十八條 技藝專修科ノ入學資格ハ年齡滿十二年以上學力尋常小學校卒業ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

入學ニ關シテハ第四十一條乃至第四十三條ノ規定ニ依ルヘシ

第四十九條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十條 學校長ハ修業年限ノ終リニ於テ高等女學校ノ學科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ補習科又ハ專攻科ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書ヲ授與スルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ左ノ各項ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 成業ノ見込ナシト認メタル者

三 出席常ナラサル者

第五十二條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 補則

第五十三條 高等女學校ノ學則ヲ定メタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一 休業日ニ關スル事項

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項
- 六 寄宿舎ニ關スル事項

第五十四條 道府縣立以外ノ高等女學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

前項ノ文書中、學校ノ設置及廢止ニ關スル申請ニ就キテハ地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第五十五條 本令中、學校長トアルハ私立學校ニ在リテハ其ノ學校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ヲ包含ス

第八章 附則

第五十六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十七條 明治三十四年文部省令第四號高等女學校令施行規則第三十七條及第三十八條ノ規定ハ本令ニ依リ其ノ效力ヲ失フコトナシ

第五十八條 第一條第五項ノ學科目ニシテ從來ノ規定ニ依リ加設セルモノハ總テ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

明治四十一年十一月六日文部省令第三十一號を以て左の如く高等女學校令施行規則中に改正が行はれた。
 明治三十四年文部省令第四號高等女學校令施行規則中左ノ通改正ス

第十七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

補習科ノ學科目ハ當該學校ノ學科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル他ノ學科目ヲ加フルコトヲ得

第四十五條第一項中「在學證明書」ノ下「及」ヲ削除シ「成績表」ノ下ニ「及其ノ學校ノ學科課程表」ヲ加フ

明治四十三年十月二十六日勅令第四百二十四號を以て左の如く高等女學校令中に改正が行はれた。

高等女學校令中左ノ通改正ス

第三條 前條ノ高等女學校ノ經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第十一條 高等女學校ニ於テハ主トシテ家政ニ關スル學科目ヲ修メムトスル者ノ爲ニ實科ヲ置キ又ハ實科ノミヲ置クコトヲ得

實科ノミヲ置ク高等女學校ノ名稱ニハ實科ノ文字ヲ冠スヘシ

高等女學校ニ於テハ其ノ卒業者ニシテ某學科目ヲ專攻セムトスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得但シ實科ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第十一條ノ二 實科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

第十一條ノ三 實科ノ修業年限ハ左ノ例ニ依ルヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ延長スルコトヲ得

一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル場合ニ於テハ四箇年

第六章 大正八年世界大戦直後に至るまで

- 二 高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル場合ニ於テハ三箇年
- 三 修業年限二箇年ノ高等小學校卒業程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル場合ニ於テハ二箇年
- 第十一條ノ四 修業年限二箇年ノ實科高等女學校ノ設置ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第十七條ノ二 第二條ノ規定ハ實科高等女學校ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ技藝專修科ニ在學スル者ノ卒業ニ至ル迄ハ技藝專修科ヲ存置スルコトヲ得

右の改正の主要なる點は高等女學校に實科を置き、又は實科のみを置く高等女學校を設置することを認めたることである。

第十七條ノ二は北海道、府縣は高等女學校を設置すべしといふ第二條の規定を實科高等女學校には適用せざることを規定したものである。附則に技藝專修科のことを規定してゐるのは、實科を認めることとなつた結果從來の技藝專修科は之を認めないこととなつたから之が經過規定を設けたものである。

尙ほ右の高等女學校に實科を置き又は實科のみを置く高等女學校を認むるの件は、時の文相小松原英太郎が學制改革の一部として家政科を設くる案を高等教育會議に諮問し、同會議に於て之を實科と修正して可決した結果、高等女學校令中の改正として實施せらるることとなつたものである。(學制改革問題の款參照)

明治四十三年十月二十七日文部省令第二十三號を以て左の如く高等女學校令中の改正に伴ふ施行規則中の改正が行は

れた。

明治三十四年文部省令第四號高等女學校令施行規則中左ノ通改正ス

第十八條 實科ノ學科目ハ修業年限四箇年ノモノ及三箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、歴史、數學、理科及家事、裁縫、圖畫、唱歌、實業、體操トシ修業年限二箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫、實業、體操トス

唱歌及實業ハ之ヲ缺キ又實業ハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

實科ノ每週教授時數ハ其ノ修業年限ニ依リ甲號表、乙號表又ハ丙號表ニ依ルヘシ但シ高等女學校令第十一條ノ三但書ニ依リ修業年限ヲ三箇年ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ學科目及每週教授時數ハ丙號表ニ準シ適宜之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

甲號表

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	一	一
國語	六	六	六	六
歴史	二	二		
數學	二	二	二	二
理科及家事	二	二	三	三
裁縫	一四	一四	一八	一八

乙號表

計	體操	實業	唱歌	圖畫	裁縫	理科及家事	數學	歷史	國語	修身	學年			
											第一學年	第二學年	第三學年	
											一	二	三	四
計	三	三	二	一	一四	二	二	二	六	二	一	二	三	四

丙號表

計	體操	實業	裁縫	家事	數學	國語	修身	學年					
								第一學年	第二學年	第三學年			
								一	二	六	一	二	三
計	三	三	一八	三	二	六	一	一	二	六	一	二	三

土地ノ情況ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケ每週教授時數ヲ變更シ又ハ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得
 第十九條 實科ノ學科目ハ第二條、第三條、第五條、第七條乃至第十三條ノ規定ニ準據シテ教授スヘシ
 實業ハ實業ニ關シ生活上必要ナル知識技能ヲ得シメ兼テ勤勞ヲ尙フノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス
 實業ハ農業、工業、商業ノ中ニ就キ當該地方ニ必要ニシテ且女子ニ適切ナル事項ヲ選擇シ又成ルヘク實習ヲ課ス
 ヘシ

刺繍、造花、編物等女子ニ適切ナル手藝ハ便宜之ヲ裁縫若ハ實業ノ中ニ加設シ教授スルコトヲ得

第二十二條 補習科及專攻科ノ每週教授時數ハ三十四時以内トス但シ實科ノ補習科ニ在リテハ三十六時マテ之ヲ増スコトヲ得

第二十三條 第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ改ム

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

第二十八條 第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ實科ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三十條ニ左ノ一項ヲ加フ

實科ニ在リテハ特別ノ事情アル場合ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第四十條ノ二 實科高等女學校ハ高等小學校ニ併設スルコトヲ得

前項ノ場合ニ限リ實科高等女學校ノ修業年限ヲ二箇年ト爲スコトヲ得

第四十二條ノ二 高等小學校第一學年修了以上ノ程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル高等女學校實科若ハ實科高等

女學校ノ入學ニ關シテハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ第四十二條ノ試驗學科目ニ關シテハ裁縫ヲ加フ

第四十八條 實科ノ學科目中一科目又ハ數科目ヲ學修セムトスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得

第五十三條 第二項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一學年及休業日ニ關スル事項

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ技藝專修科ニ在學スル生徒ハ試驗ヲ行ハスシテ實科ノ相當學年ニ編入スルコトヲ得

前項ニ依リ實科ニ編入セラレタル生徒ニ關シテハ學科目及每週教授時數ヲ便宜斟酌スルコトヲ得

右の改正は主として新に認められた實科に關することであつたが、高等女學校に於て九月學年を置き得るの件も併せて規定せられたのである。

明治四十三年十月二十七日文部省は前記高等女學校令及施行規則の改正に關して北海道廳、府縣に對する左記同省訓令第二十三號を發した。

今般勅令第四百二十四號ヲ以テ高等女學校令中ニ改正ヲ加ヘラレ文部省令第二十三號ヲ以テ高等女學校令施行規則ノ一部ヲ改正セリ

近時女子教育ノ進歩ニ伴ヒ實科的各種學校ノ設置ヲ企畫スルモノ漸ク多キヲ加ヘントス然ルニ郡市町村等ノ如キ公共團體ニ於テハ之ヲ設置セントスルニ何等規定ノ據ルヘキモノナクシテ不便ヲ感スルコト尠シトセス而シテ從來高等女學校ニ於テハ土地ノ情況ニ應シテ其ノ學科課程ニ斟酌ヲ加フルノ餘地ヲ存セサルニアラスト雖主トシテ家政ニ關スル學科目ヲ修メントスル者ニ對シテ未タ適切ナラサルノ憾アリ是レ今回ノ改正ニ於テ高等女學校ニ實科ヲ置クコトヲ得シメ其ノ學科課程ニ於テ特ニ裁縫ニ重キヲ置キ實業ヲ加ヘ且ツ土地ノ情況ニ應シ學科目及其ノ每週教授時數ヲ變更スルコトヲ得シメ又選科生ヲ置キテ事情已ム能ハサル者ノ爲ニ簡易學修ノ途ヲ開キタル所以ナリ故ニ改正令ヲ實施スルニ當リテハ學科目及其ノ程度ノ選定宜シキヲ得務メテ土地ノ情況ニ適應セシメント期セラレハシム

且ツ夫レ女子ノ教育ハ特ニ學校ト家庭ト相俟チテ始メテ其ノ訓育ノ效果ヲ完ウシ得ヘキモノニシテ女子ヲシテ修學ノ爲遠ク父母ノ膝下ヲ離レシムルカ如キハ訓育上頗ル考慮ヲ要スル所ナリトス是レ從來ノ高等女學校ノ外ニ一般公共團體ヲシテ單獨ニ實科高等女學校ヲ設置シ又ハ之ヲ高等小學校ニ併設スルヲ得シメ以テ其ノ設置ヲ簡易ニシ地方ノ女子ヲシテ成ルヘク其ノ地方ニ於テ必要ノ教育ヲ受クルノ便ヲ得シメ學校ト家庭トヲ密接ナラシメントスル所以ナリ然レトモ之カ爲ニ濫設ノ弊ニ陥ルカ如キハ改正ノ本旨ニアラサルコト言フ俟タサル所ナルカ故ニ之ヲ設置スルニ方リテハ須ク地方經濟ノ情況ト教員供給ノ如何トニ鑑ミ施設其ノ宜シキヲ失ハサラシメンコトニ注意セラレハシ又新ニ實業ノ學科目ヲ設ケタルハ實業ノ趣味ヲ涵養スルト共ニ女子ヲシテ家業ヲ重シ勤勞ヲ厭ハサルノ美風ヲ失ハサラシメ質素勤勉ノ氣風ヲ養成セシメ中産ノ家庭ニ生育シタル女子ニシテ其ノ主婦タルコトヲ得サルカ如キノ時弊ニ匡救セントスルニ因ル唯姑ク之ヲ缺クコトヲ得ルコトヲ規定シタルハ畢竟教員ヲ得ルノ困難ト地方經濟ノ如何ヲ顧慮シタルニ因ルモノナルカ故ニ其ノ設置ハ成ルヘク之ヲ獎勵セラレハシ

本大臣ハ各地方長官カ能ク改正ノ趣旨ヲ體シ女子教育改善ノ實ヲ舉タルニ於テ遺算ナカラシコトヲ望ム

明治四十四年七月二十九日文部省訓令第十二號を以て左の如く高等女學校及實科高等女學校教授要目が定められた。今般高等女學校及實科高等女學校教授要目左ノ通之ヲ定ム地方長官ハ宜シク各學校長ヲシテ本要目ニ準據シテ適切ナル教授細目ヲ編成セシメ以テ各學科目教授ノ内容ヲ充實シ克ク當該學校教育ノ本旨ヲ貫徹セシメンコトヲ期セラレハシ

高等女學校及實科高等女學校教授要目

本要目實施上ノ注意

- 修身
- 國語
- 外國語
- 歷史
- 地理
- 數學
- 理科
- 圖畫
- 家事
- 裁縫
- 音樂、唱歌

本要目實施上ノ注意

一 各學科目ヲ教授スルニハ其ノ固有ノ目的ヲ達スルコトヲカムルト共ニ互ニ聯絡補益シテ統一ヲ保タンコトヲ要ス

二 本要目ニ掲ケタル事項及順序ハ斟酌ヲ加フルモ妨ナシ

三 教授ハ漫ニ繁多ノ事項ヲ注入シ又ハ形式ニ流ル、コトナク生徒ヲシテ正確ニ理會シ應用自在ナラシメ以テ實用

ニ資セシメンコトヲカムヘシ

四 教授ハ學年ノ始ニ精シクシテ其ノ終ニ粗ナルカ如キ弊ニ陥ラザランコトヲ要ス

五 教授用具ハ教授上差支ナキ限り成ルヘク日用品ヲ利用シ又ハ教員自ラ製作シテ之ニ充テシコトヲカムヘシ又諸
學科目ニ通スル用具ハ成ルヘク之ヲ兼用スヘシ

六 實科高等女學校ニ於ケル理科及家事ハ交互連結シテ之ヲ授ケテ可ナリ

修身

高等女學校

第一學年及第二學年

每週二時

生徒心得

學校・家庭・國家及社會ニ關聯シテ日常心得ヘキ事項ヲ教授シ生徒タルノ本分ヲ明ニ悟ラシムヘシ
教育ニ關スル勅語

勅語ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦・暗寫セシムヘシ

道德ノ要領

誠實 勤勉 貞淑 溫良 忍耐 廉恥 節制 身體ノ鍛鍊等

孝行 友愛等

敬愛 從順 信義 恭儉 禮節 同情 寬恕 謝恩等

忠君 愛國等

以上ノ事項ハ適切ナル例話ヲ舉ケテ平易ニ教授スヘシ

作法

第三學年及第四學年

每週二時

戊申詔書

詔書ノ全文ニ就キテ述義シ聖旨ノ存スル所ヲ知ラシムヘシ

道德ノ要領

皇位及皇室

國 國體 臣民

家 祖先 父母 兄弟・姉妹 親族 僕婢

夫婦 舅姑 夫ノ兄弟・姉妹 子女

社會ノ秩序 風俗 公益 職業 名譽 財產

人格 女子ノ本分

我國道德ノ特質

我國道德ノ由來 祖先尊崇 忠孝一致 愛國奉公

作法

修業年限五箇年ノモノニ在リテハ本要目中第三學年第四學年ニ掲ケタル事項ヲ第三學年第四學年及第五學年ノ三學
年ニ互リ適宜ニ配當シテ教授スヘシ

實科高等女學校

修業年限四箇年ノモノ

第一學年及第二學年

每週二時

高等女學校第一學年及第二學年ニ準ス

第三學年及第四學年

每週一時

高等女學校第三學年及第四學年ニ準シ適宜斟酌シテ教授スヘシ

修業年限三箇年ノモノ

第一學年

每週二時

高等女學校第一學年及第二學年ニ準シ適宜斟酌シテ教授スヘシ

第二學年及第三學年

每週一時

高等女學校第三學年及第四學年ニ準シ適宜斟酌シテ教授スヘシ

修業年限二箇年ノモノ

第一學年及第二學年

每週一時

生徒心得

教育ニ關スル勅語 戊申詔書

勅語・詔書ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ聖旨ノ存スル所ヲ悟ラシムヘシ

道德ノ要領

高等女學校第三學年及第四學年ニ準シ適宜斟酌シテ教授スヘシ

作法

注意

- 一 教育ニ關スル勅語ハ第一學年ニ於テ之ヲ授ケ第二學年以上ニ於テハ每學年適宜若干ノ時間ヲ以テ復習セシムヘキノミナラス常ニ教授ノ歸趣ヲ此ニ求メ聖旨ノ存スル所ヲ切實ニ領得セシムヘシ
- 二 修身ノ教授ハ生徒ノ思想年齡ニ應セシメ又力メテ實際ノ生活ニ適切ナラシメンコトヲ要ス
- 三 本要目中何レノ事項ニ就キテモ本邦古來ノ女子ノ美風ニ鑑ミテ適切ナル教授ヲ爲シ婦徳ヲ養成センコトヲ力メ殊ニ「家」ニ就キテハ意ヲ用ヒテ教授センコトヲ要ス
- 四 本要目中責務ノ對照ヲ示セルモノニ就キテハ主トシテ之ニ對スル責務ヲ説キ且之カ實踐ニ必要ナル諸徳ノ涵養ヲ力メンコトヲ要ス
- 五 作法ヲ教授スルニハ克ク其ノ精神ノ存スル所ヲ知ラシメ應用宜シキヲ得シメンコトヲ要ス
- 六 教訓ニ資スヘキ事件ノ偶發シタル時又ハ國民ノ記念スヘキ日及忠良賢哲ノ記念日等ニ於テハ適宜教訓スルヲ可トス

國語

高等女學校

講讀

講讀ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書讀文・韻文ヲ交フ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ何レモ平易ニシテ作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足り話方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
書牘文ハ平易ニシテ繁縟ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
韻文ハ新體詩・短歌・今様・俳句等ニ互リテ格調高雅ナルモノタルヘシ

右諸種ノ文章ハ我國體及民族ノ美風ヲ記シ國民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ヘ温良貞淑ノ女徳ヲ涵養スルニ足ルモノ、古今東西ノ美德善行アル女子ノ事蹟又ハ忠良賢哲ノ言行ヲ敘シ修養ニ資スヘキモノ、高尚ナル趣味ニ富ミ心情ヲ優雅ナラシムヘキモノ及日常ノ生活ニ裨益シ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルヘシ

作文ハ現代文及書牘文ヲ主トシ口語文ヲ併セ課スヘシ

文法

文法ハ現代文ニ通有セル法則ヲ説明スヘシ

習字

習字ハ楷書・行書・草書ノ三體及假名トシ大字・細字ヲ練習セシムヘシ但シ假名ハ主トシテ平假名ヲ授クヘシ
第一學年 毎週六時

讀

讀本ハ尋常小學校トノ聯絡ヲ圖リ現代文ヲ主トシ口語文・書牘文ヲ交ヘ間々韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ
讀方及解釋 發音ヲ明確ニシ句讀ヲ正シクシ假名遣、漢字ノ字畫・用法及語句・文章ノ意義ヲ領得シテ全文ノ大

毎週四時

意ヲ把握セシメ文意・文勢ヲ誦讀ノ上ニ表サシメ材料ニ應シテ文章ノ妙味ヲ玩味セシメ布置・結構ヲ説明シテ
思想排列ノ法ヲ知ラシムヘシ

話方 主トシテ讀本所載ノ事項ニ就キ談話ヲ練習セシム其ノ際發音ニ注意シ方言・訛言ヲ矯正センコトヲ力ムヘシ

暗誦 隨時適當ナル章句・文章及格言等ヲ暗誦セシムヘシ

書取 讀本若ハ讀本以外ノ語句・文章ヲ筆記セシメ假名遣ヲ正シ漢字ノ字畫・用法ヲ正確ニシ且速記ノ習慣ヲ養フヘシ

毎週一時

作文

主トシテ自作文ヲ課シ便宜生徒既習ノ事項ニ關聯シテ文話ヲ爲シ又正誤法・敷衍法・短縮法・改作法(復文)等種々ノ練習ヲ行フヘシ

習字

自作文ハ種類ニ就キテハ記事文・敘事文・書牘文トシ文體ニ就キテハ文語文ヲ主トシ口語文ヲ併セ課スヘシ

毎週一時

楷書・行書及假名ノ大字・細字

毎週六時

講讀

前學年ニ準ス

毎週四時

作文及文法

毎週一時

作文

前學年ニ準ス

文法

品詞類ノ大要

習字

前學年ニ準ス

第三學年

每週一時

每週五時

講讀

讀本ハ現代文ヲ主トシ近世文・口語文・書牘文ヲ交ヘ間ト韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ
讀方及解釋 話方 暗誦 書取

每週三時

前學年ニ準ス

作文及文法

作文

前學年ニ準ス但シ自作文ハ其ノ種類ニ就キテハ書牘文ノ比ヲ多クスヘシ

每週一時

文法

文章論ノ大要

習字

每週一時

行書・草書及假名ノ大字・細字

第四學年

每週五時

講讀

讀本ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交ヘ間ト書牘文・韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ
讀方及解釋 話方 暗誦 書取

每週三時

前學年ニ準ス

作文

前學年ニ準ス但シ自作文ハ其ノ種類ニ就キテハ書牘文ヲ主トシ記事文・敘事文及論說文ヲ加ヘ文體ニ就キテハ專
ラ文語文ヲ用フヘシ

每週一時

習字

每週一時

行書・草書及假名ノ細字

修業年限五箇年ノモノ、第五學年ニ於テハ第四學年ニ準シ稍ト進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

實科高等女學校

講讀

講讀ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書牘文ヲ交フ但シ多少ノ韻文ヲ加フルモ妨ナシ
普通文ハ現代文ヲ主トシ數篇ノ近世文・近古文ヲ交フ

普通文・口語文及書牘文等ノ選擇上ノ標準ハ高等女學校教授要目ニ據ル但シ一層實際ニ適切ナランコトニ注意

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

第二編 本 論

三〇〇

シ高等女學校ニ比シテ不足セル學科目ノ材料ハ便宜之ヲ加フヘシ

作文

高等女學校ニ準ス但シ修業年限二箇年ノモノニ在リテハ口語文ヲ缺ク

文法

習字

高等女學校ニ準ス

修業年限四箇年ノモノ

第一學年

每週六時

講讀

每週四時

讀本ハ尋常小學校トノ聯絡ヲ圖リ現代文ヲ主トシ國語文・書讀文ヲ交ヘテ組織セルモノタルヘシ

讀方及解釋 話方 暗誦 書取

高等女學校第一學年ニ準ス

作文

每週一時

習字

每週一時

高等女學校第一學年ニ準ス

第二學年

每週六時

講讀

每週四時

第一學年ニ準ス

作文及文法

每週一時

習字

每週一時

高等女學校第二學年ニ準ス

第三學年

每週六時

講讀

每週四時

讀本ハ現代文ヲ主トシ口語文・書讀文ヲ交ヘテ組織セルモノタルヘシ

讀方及解釋 話方 暗誦 書取

高等女學校第三學年ニ準ス

作文及文法

每週一時

習字

每週一時

高等女學校第三學年ニ準ス

第四學年

每週六時

講讀

每週四時

讀本ハ現代文ヲ主トシ書讀文ヲ交ヘテ近世文・近古文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ

讀方及解釋 話方 暗誦 書取

高等女學校第四學年ニ準ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

三〇一

作文
習字

每週一時
每週一時

高等女學校第四學年ニ準ス

修業年限三箇年ノモノ

第一學年乃至第三學年

每週六時

修業年限四箇年ノモノ、第二學年乃至第四學年ニ準ス

修業年限二箇年ノモノ

第一學年及第二學年

每週六時

修業年限四箇年ノモノ、第三學年及第四學年ニ準ス但シ文法ハ高等女學校第二學年及第三學年ノ要目ニ據リ便宜講
讀・作文等ニ附帶シテ教授スヘシ

注意

- 一 各分科ノ教授ハ互ニ聯絡補益センコトヲ力ムヘシ
- 二 講讀ノ際ニハ常ニ他ノ學科目ト相俟テ生徒ノ思想・感情ヲ啓發陶冶センコトヲ期スヘシ
- 三 漢字ヲ教授スル際ニハ普通ニ行ハル、字音並俗字・和字・略字等ノ字體ヲ避ケス實用ニ適センコトヲ主トシテ煩瑣ナル考證ニ趨ラサランコトヲ要ス
- 四 字畫及語意ノ異同ハ常ニ相對比シテ教授シ又其ノ語ヲ部分トセル普通ノ熟語ヲ附帶シテ教授スヘシ
- 五 故事・古語等ハ大體ノ説明ヲ與フルニ止メ其ノ出典等ニ關シテ煩瑣ナル穿鑿ニ趨ラサランコトヲ要ス

- 六 適當ノ時期ニ於テ字書ノ用法ヲ授ケ其ノ使用ニ慣レシムヘシ
- 七 作文ハ達意ヲ主トシ用語ノ爲ニ思想ヲ拘束スルノ弊ニ陥ラサランコトヲ期スヘシ
- 八 書牘文ハ上級ニ進ムニ隨ヒ草案ヲ起サス直ニ用紙ニ認ムル習慣ヲ養フヘシ
- 九 作文ハ添削ノ際批正スヘキ部分ニシテ生徒ノ自ラ訂正シ得ヘキモノハ符號ヲ附シテ推蔽ヲ促シ共通セル誤謬又ハ參考ニ資スヘキ事項ハ之ヲ一般ニ知ラシムル等常ニ其ノ成績ヲ利用センコトヲ力ムヘシ
- 十 作文ハ初ハ主トシテ即題ヲ課シ學年ノ進ムニ隨ヒテ漸ク之ヲ減シ宿題ト相半スルニ至ラシムヘシ
- 十一 文法ハ本要目ニ示シタル順序ニ依ラス品詞論ト文章論トヲ相聯結シテ教授スルモ可ナリ
- 十二 文法ハ特ニ其ノ時間ヲ設ケサル學年ニ在リテモ便宜講讀作文等ニ附帶シテ之ヲ教授シ又ハ練習セシムヘシ
- 十三 文法ハ實例ニ就キテ歸納的ニ教授シ實用ニ適切ナラシメンコトヲ要ス
- 十四 習字ヲ教授スル際ニハ間架・結構ノ大要ヲ知ラシムヘシ但シ專ラ實用ニ適切ナラシメンコトヲ主トシ徒ニ繁雜ナル書論ニ互ルコトヲ避クヘシ
- 十五 作文其ノ他書寫ノ際ニモ毎ニ習字ニ關スル注意ヲ與ヘ又普通ニ用ヒサル變體假名ヲ避ケシムヘシ

外國語

高等女學校

外國語ノ各分科ニ於テ授クル事項左ノ如シ

發音 綴字

單語ニ就キテ單音・連音ニ「あくせん」と「及文字ノ組合セテ授ク

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

讀方及譯解

文章ノ聽方・讀方及解釋ヲ授ク

話方及作文

話方ニ於テハ對話ノ聽方・言方ヲ授ク

作文ニ於テハ凡左ノ諸例ニ準シ適宜之ヲ課ス

一 讀方及譯解又ハ話方ニ於テ練習セル事項ヲ應用シテ記述セシムルモノ

一 國語ヲ外國語ニ譯セシムルモノ

一 記述スヘキ事項ノ梗概ヲ授ケ又ハ使用スヘキ語句ヲ示シテ之ヲ綴ラシムルモノ

書取

文章ヲ監寫セシメ又ハ之ヲ朗讀シテ筆記セシム

習字

書寫文字ノ書方ヲ授ク

文法

他ノ分科教授ノ際便宜簡易ナル事項ヲ知ラシム

第一學年

每週三時

發音 綴字

初ハ專ラ發音・綴字ヲ授ケ後ニハ他ノ分科ニ關聯シテ之ヲ練習セシムヘシ

讀方及譯解 話方及作文 書取

近易ナル文章ニ就キテ讀方及譯解ヲ授ケ之ト關聯シテ近易ナル話方及作文・書取ヲ練習セシムヘシ

習字

成ルヘク既習ノ語句・文章ニ就キテ之ヲ授クヘシ

第二學年

每週三時

讀方及譯解 話方及作文 書取

前學年ニ準シ稍々進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

習字

前學年ニ準ス

每週三時

第三學年及第四學年

讀方及譯解 話方及作文 書取

前學年ニ準シ更ニ進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

修業年限五箇年ノモノ、第五學年ニ於テハ第四學年ニ準シ稍々進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

注意

一 發音ハ何レノ學年ニ於テモ之ヲ忽ニスヘカラスト雖モ初期ノ教授ニ於テハ特ニ注意シテ之ヲ正スヘシ

二 發音ヲ授クルニ際シ必要アルトキハ舌・齒・唇等ノ位置ヲ説明シ又ハ發音圖ヲ示スヘシ

三 綴字ヲ授クルニ際シテハ便宜羅馬字綴ヲモ授クヘシ

- 四 讀方及譯解ニ於テハ場合ニ依リ實物・繪畫等ヲ用ヒ又彼我風俗・習慣等ノ相違ヲ説キテ意義ノ了解ヲ助クヘシ
- 五 教授中教師ハ生徒ノ了解シ得ル程度ニ於テ成ルヘク外國語ヲ使用スヘシ
- 六 生徒ノ學力ニ應シ正確明瞭ニ會得セル文章ニ就キ時々暗誦ヲ課スヘシ
- 七 適當ノ時期ニ於テ豫習ヲ課シ又辭書ノ用法ヲ授クヘシ

歴史

高等女學校

日本歴史

第一學年

每週一時

神代 皇基ノ遼遠

神武天皇

崇神天皇 垂仁天皇

日本武尊

三韓 任那及三國 神功皇后 文物ノ傳來

仁德天皇

大陸トノ交通 朝鮮半島ノ變遷

佛教ノ傳來 蘇我・物部兩氏ノ爭亂

聖德太子 支那ヘノ使節派遣

佛教ノ興隆 美術・工藝ノ進歩
蘇我氏ノ無道

大化ノ新政

蝦夷ノ服屬

朝鮮半島ノ變遷

奈良奠都 隼人及西南諸島ノ服屬

聖武天皇 光明皇后 奈良時代ノ佛教・文物

和氣清麻呂及廣虫

平安奠都 蝦夷ノ鎮定

朝鮮半島ノ變遷 渤海ノ入貢

佛教ノ新宗派

攝政・關白

菅原道眞

地方ノ情況 承平・天慶ノ亂

平安時代ノ文物

刀伊ノ入寇 前九年・後三年ノ役
後三條天皇 僧兵

源平二氏ノ隆替 平氏ノ滅亡

第二學年

毎週二時

源賴朝 鎌倉幕府

鎌倉時代ノ佛教・文物

蒙古ト高麗 元寇

朝廷ト幕府

北條氏ノ滅亡

建武中興 足利尊氏ノ反 楠木正成、新田義貞等ノ勤王

吉野ノ朝廷

室町幕府

關東管領

應仁ノ亂

室町時代ノ佛教・文物

群雄割據

明トノ交通 高麗ト朝鮮 歐羅巴人ノ來航

織田信長

豐臣秀吉 朝鮮征伐

德川家康 關ヶ原ノ戰 豐臣氏ノ滅亡

江戸幕府 德川家光

海外諸國トノ交通 天主教ノ禁 島原ノ亂

德川綱吉 德川吉宗

江戸時代ノ佛教・文物 西洋學術ノ傳來

諸藩ノ治

國史古典ノ研究 尊王論

露國人ノ來航 海防論 蝦夷地ノ開拓

亞米利加合衆國使節ノ來朝 開港・攘夷ノ論 和親條約

安政ノ大獄 幕府ノ衰頹

長州征伐

大政奉還

鳥羽・伏見ノ戰 明治戊辰ノ役

現代ノ一般

第四學年 第二學期ノ後半及第三學期

每週二時

明治維新 東京奠都

版籍奉還 廢藩置縣

外交 歐米文物・制度ノ採用 徵兵ノ制

朝鮮トノ關係 征韓論

清國トノ修好 臺灣事件

北海道ノ拓殖 千島・樺太ノ交換

地方ノ騷亂

朝鮮トノ修好

朝鮮京城ノ變 天津條約

內閣制度ノ創立 地方自治制ノ實施

憲法發布 帝國議會

法典編纂 條約改正

明治二十七八年戰役 戰後ノ經營

明治三十三年清國事變 日英同盟

明治三十七八年戰役

戰後ノ經營 諸外國トノ關係

韓國併合

學術ノ進歩 交通機關ノ擴張 産業・貿易ノ振興

世界ニ於ケル日本ノ地位

外國歴史

第三學年

每週一時

甲 支那ヲ中心トセル東方諸國

上代ノ支那 夏・殷・周ノ三代

春秋・戰國 秦ノ統一

孔子

兩漢ノ興亡

西域トノ交通 佛教ノ東流

三國 晉ノ統一

南北朝 隋ノ統一

唐ノ興亡 五代 宋ノ統一

遼・金ノ興亡

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

蒙古ノ勃興 宋ノ滅亡

元ノ衰亡 明ノ統一

明ノ衰運 滿洲ノ勃興

莫臥兒帝國 葡萄牙・和蘭等ノ東洋經略

清ノ統一

聖祖 高宗 清・露ノ交渉

鴉片戰役

長髮賊 英・佛軍ノ侵入

露國ノ滿洲及中央亞細亞經略

佛國ノ印度支那經略 清・佛戰爭

清國ト歐米列強トノ關係

第四學年 第一學期、第二學期ノ前半

乙 西洋諸國

太古ヨリ中古ノ末ニ至ル西洋諸國ノ沿革概要

中古末ニ於ケル地理上ノ發見

宗教改革

南洋及東洋ニ於ケル葡萄牙・西班牙・和蘭・英吉利

每週二時

ペートル大帝

フレデリック大王

殖民地ニ於ケル英・佛人ノ衝突

亞米利加合衆國ノ獨立

十八世紀ニ於ケル歐洲諸國ノ情勢

佛蘭西革命 ナポレオン一世

亞米利加諸國及希臘ノ獨立

ナポレオン三世

伊太利ノ統一

獨逸ノ統一

露・土戰役

歐洲諸國ノ形勢

亞細亞・亞非利加及大洋洲ニ於ケル歐米諸國ノ經營

最近文明ノ進歩

修業年限五箇年ノモノニ在リテハ左ノ要目ニ依ルヘシ

第一學年

修業年限四箇年ノモノ、第二學年ニ準ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

每週一時

第二編 本 論

三一四

第二學年

每週二時

修業年限四箇年ノモノ、第二學年ニ準ス

第三學年 第一學期及第二學期

每週二時

修業年限四箇年ノモノ、第三學年ニ準シテ外國歴史ノ甲支那ヲ中心トシタル東方諸國ノ部ヲ授ケ特ニ本邦ニ關スル事項、東亞ノ大勢ニ關スル事項ヲ稍々詳ニ授クヘシ

第三學年 第三學期

每週二時

第四學年

每週一時

修業年限四箇年ノモノ、第四學年第一學期及第二學期前半ニ準シテ外國歴史ノ乙西洋諸國ノ部ヲ授ケ特ニ本邦ニ關スル事項、東亞ノ大勢ニ關スル事項ヲ稍々詳ニ授クヘシ

第五學年

每週一時

修業年限四箇年ノモノ、第四學年第二學期後半及第三學期ニ準ス

實科高等女學校

修業年限四箇年ノモノ

日本歴史

第一學年及第二學年

每週二時

修業年限二箇年ノ高等小學校ノ日本歴史ニ準シ稍々精深ノ程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

修業年限三箇年ノモノ

日本歴史

第一學年

每週二時

高等小學校ニ於ケル既授ノ事項ト聯絡シテ之ヲ授ケ維新以後ノ事蹟ハ特ニ詳ニ教授スヘシ

注意

- 一 歴史ヲ授クルニハ社會ノ變遷、邦國ノ盛衰ニ關スル明晰ナル概念ヲ得シメ特ニ我國體ノ特異ナル所以及大義名分ヲ明カナラシムルコトヲ主トシ徒ニ細密ナル事實ノ穿鑿ニ流レテ其ノ要領ヲ失ハサランコトヲ要ス
- 二 偉人ノ事蹟ヲ授クルニ當リテハ其ノ性行・事業及當時ノ事情ヲ詳ニシ生徒ノ德性涵養ニ資センコトヲ力ムヘシ
- 三 有名ナル詩歌・文章・傳記等ニシテ歷史上ノ事蹟ノ説明ニ資スヘキモノハ便宜之ヲ引用シテ興味ヲ助クヘシ
- 四 實科高等女學校ニ於テ日本歴史教授ノ際ニハ本邦ニ關係アル主要ナル外國歴史ノ事項ヲモ便宜附帶シテ教授スヘシ
- 五 特ニ學校所在地方ニ關係多キ事蹟ハ稍々詳ニ之ヲ授クルヲ可トス
- 六 外國歴史ハ特ニ我國ニ關係アル事項ニ留意シテ之ヲ授ケ又我國體ト背馳スルカ如キ事歴ニ就キテハ彼我國情ノ異ナル所以ヲ明ニシ生徒ヲシテ誤解ヲ生セサランコトヲ期スヘシ
- 七 對照年表ヲ用ヒテ紀年ノ聯絡ヲ知ラシメ又成ルヘク地圖・實物・圖畫・標本等ヲ示シテ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムヘシ
- 八 地名・人名等ノ稱呼ハ必シモ此ノ要目ノ示ス所ニ依ルコトヲ要セス

地理

高等女學校

第一學年

日本地理

每週二時

帝國ノ位置

地方誌

尋常小學校地理トノ聯絡ヲ圖リ地方又ハ府縣ニ就キ重要ナル事項ヲ選擇シテ補習セシムヘシ

總括

地勢

山川 湖沼 平野 海岸 島嶼等

氣候及天產物

生業及物產

農業 林業 水産業 鑛業 工業 商業等

住民

人口 都會等

政治

立法 行政 司法 兵備 外交等

教育・神社・宗教

每週一時

交通

道路 鐵道 航路 郵便 電信・電話等

第二學年及第三學年

滿洲地理

關東州

位置 境域 地勢 氣候 生業 交通 住民 政治 都會 沿革等

滿洲

關東州ノ項ニ準ス

世界地理

亞細亞洲

總說

位置・境域・地勢・氣候・天產物・生業・交通・住民・區劃等ノ概要ヲ授クヘシ以下之ニ倣フ

各說

各國又ハ各地方ニ就キテ位置・境域・地勢・氣候・生業・交通・住民・政治・都會等ノ事項ヲ授クヘシ但シ國ノ大小、我國トノ關係ノ多少等ニ依リ教授事項ノ分量ヲ斟酌スヘシ以下之ニ倣フ

清國

亞細亞露西亞

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

亞細亞土耳其 亞刺比亞

イラン地方

印度

印度支那

馬來諸島

歐羅巴洲

總說

各說

露西亞

スカンヂナビヤ半島

丁抹

獨逸

奧地利・洪牙利

瑞西

佛蘭西

白耳義

和蘭

英吉利

イベリヤ半島

伊太利

バルカン半島

亞弗利加洲

前例總說記載事項ノ外更ニ政治・都會等ノ事項ヲ加フヘシ

北亞米利加洲

總說

各說

加奈陀及ニューファウンドランド

亞米利加合衆國

墨西哥

中央亞米利加

西印度諸島

南亞米利加洲

亞弗利加洲ノ項ニ準ス

大洋洲

亞弗利加洲ノ項ニ準ス

第四學年

地理概説

每週一時

太陽系

地球及其ノ運動

月及其ノ運動

曆

陸界ノ狀態

海洋ノ狀態

氣界ノ狀態 天氣及氣候

地勢・氣候・生物相互ノ關係

自然ト人類トノ關係

住民及其ノ狀態

生業及重要產物ノ分布

交通

世界主要諸國ノ國力比較

世界ニ於ケル本邦ノ地位

修業年限五箇年ノモノ、第五學年ニ於テハ日本地理ヲ中心トシ既授ノ事項ヲ補習シテ地理ノ大要ヲ授クヘシ

注意

一 地理ヲ授クルニハ成ルヘク事實ノ比較・聯合ヲ力メ外國地理ヲ授クルニ當リテハ特ニ我國ノ狀勢ヲ以テ比較ノ基礎ト爲スヘシ

二 學校ノ所在府縣及之ト密接ノ關係アル地方ノ地理ハ稍々詳細ニ教授スヘシ

三 世界地理ニ於テ政治ヲ授クルニ當リテハ必要ニ應ジ其ノ沿革ノ大要ヲ説クヘシ

四 實地ニ觀察シ得ヘキ事項ハ成ルヘク直接ニ觀察セシメ其ノ他ハ常ニ地圖・標本・寫眞・繪畫・表等ニ依リ又之ヲ幻燈等ニ映寫シテ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムヘシ

五 地圖ヲ使用スルニ當リテハ其ノ讀方ニ注意セシメ又略圖ノ書方ニ慣レシムヘシ

六 地理概説ハ特ニ我國ニ關スル事項ニ留意シテ之ヲ授ケ其ノ人文ニ關スルモノハ時々ノ異動ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

七 地理ヲ授クルニハ必要ニ應ジテ歴史等トノ關係ニ留意スヘシ

八 地名ノ稱方・書方ハ必シモ此ノ要目ノ示ス所ニ依ルコトヲ要セズ

數學

高等女學校

第一學年

每週二時

算術

第六章

大正八年世界大戰直後に至るまで

整數及小數
諸等教

第二學年

每週二時

算術

約數及倍數

分數

比例

比 比例 複比例

第三學年

每週二時

算術

比例

比例配分 混合

步合算

步合 利息

第四學年

每週二時

算術

關平

求積

既授事項ノ練習

代數ノ初步・幾何ノ初步ヲ授クル場合ニハ次ノ要目ニ依リ第三學年以上ニ於テ之ヲ授クヘシ

代數

簡易ナル代數式及方程式

幾何

簡易ナル平面圖形及立體圖形

修業年限五箇年ノモノ、第五學年ニ於テハ既授事項ノ復習及補習ヲ行フヘシ

實科高等女學校

修業年限四箇年ノモノ

高等女學校ニ準ス

第一學年

每週二時

高等女學校第一學年及第二學年ニ準シ適宜斟酌シテ教授スヘシ

第二學年

每週二時

高等女學校第三學年ニ準ス

第三學年

每週二時

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

三二三

高等女學校第四學年ニ準ス

三二四

修業年限二箇年ノモノ

第一學年

每週二時

高等女學校第一學年・第二學年及第三學年ニ準シ適宜斟酌シテ教授スヘシ

第二學年

每週二時

高等女學校第四學年ニ準ス

注意

- 一 數學ハ正確ニ理會セシムルノミナラス計算ニ熟シ應用ニ慣レシメンコトヲ要ス
- 二 算術ハ小學校ニ於ケル既授事項トノ聯絡ヲ保チテ之ヲ授クヘシ
- 三 算術ニ於テハ暗算及筆算ノ外成ルヘク珠算ノ加減乗除ヲ課スヘシ
- 四 代數及幾何ハ算術トノ聯絡ヲ保チテ之ヲ教授シ特ニ代數ヲ授クル場合ニハ開平ハ之ト共ニ授ケ幾何ヲ授クル場合ニハ求積ハ之ト共ニ授クヘシ

理科

高等女學校

第一學年及第二學年

每週二時

植物

凡四十四時

植物ノ教授ハ主要ナル植物ノ觀察・實驗ニ基キ適宜左ノ事項ヲ授クヘシ

主要器官及其ノ構造

養分 吸收 同化 呼吸 蒸散 成長 運動 生殖等

生態・分類・分布ノ大要

應用(主要ナル食用・嗜好料・藥用・有毒・建築用・工業用・觀賞用植物、肥料・飼料ニ用フル植物及農林業ニ有害ナル植物等)

標本ノ調製及植物栽培ノ實習ヲモ爲サシムヘシ

凡四十四時

動物

動物ノ教授ハ主要ナル動物ノ觀察・實驗ニ基キ適宜左ノ事項ヲ授クヘシ

外部形態

骨格・筋肉・內臟等ノ位置・形狀・關係 他ノ動物トノ比較

消化 循環 呼吸 排泄 運動 神經作用 發生等

寄生・共生・害敵ニ對スル保護等習性ノ大要

分類・分布ノ大要

應用(寄生蟲ニ對スル豫防 病毒媒介動物ニ對スル注意 農林・水産業上ノ有益動物・有害動物相互ノ關係及其

ノ利用 家畜 肥料 食料 衣料 藥品 裝飾品等)

標本ノ調製及動物飼養ノ實習ヲモ爲サシムヘシ

生理及衛生

凡三十八時

人體ノ構造

骨格・筋肉

消化器・飲食物

循環器

呼吸器

排泄器

皮膚

腦髓・脊髓・神經・五官

體溫・新陳代謝・疲勞・恢復・發育・老衰等

衛生ハ左記ノ事項ニ就キ前記ノ事項ト共ニ教授シ又ハ別ニ之ヲ授クヘシ

各機關ノ衛生致普通ノ疾患

節制 清潔 運動 休息 睡眠 修學 執業

鑛物

鑛物ノ教授ハ左ノ材料ニ就キ觀察・實驗ニ基キ適宜其ノ形態・性質・成分又ハ組成・成因・產地・應用等ヲ授ケ又鑑別ヲモ爲サシムヘシ

土

岩石附帶岩鑛物

凡十八時

主要ナル火成岩

主要ナル水成岩

主要ナル變成岩

有用鑛物

主要ナル金屬鑛物

主要ナル非金屬鑛物

地殼ノ構造及變遷

博物ヲ教授スル際ニハ便宜植物・動物・鑛物相互ノ關係ヲ授クヘシ

物理

運動・力 重量 力ノ釣合 挺子・天秤 滑車 斜面・螺旋 摩擦 落體 宇宙引力 仕事 振子・時計

物質ノ三態 分子力 彈性 液體ノ壓力 浮力 比重 大氣ノ壓力・晴雨計 ぼんぶ 毛氈現象

熱・溫度・寒暖計 熱ノ移動 膨脹 比熱 三態ノ變化 潛熱 濕度 蒸氣機關

音 音ノ強サ及高サ 音色 絃・風琴管 蓄音機

光 反射・鏡 屈折・れんず 分散・ぶりすむ 吸收・色 光學機械

磁石 地球磁氣 電氣 電氣感應・起電機 雷・避雷針 電池・電流・電流計 電鈴・電信機・電話機 電燈 電氣分解 感應電流・だいなも・發動機 えつくし線 無線電信

第三學年

每週二時

第四學年

每週一時

凡五十四時

化學

凡五十四時

三二八

空氣 酸素 窒素

水 水素

炭酸がす 炭素

食鹽 鹽酸 漂白粉

硫黃 硫酸

硝石 硝酸 あむもにあ

磷 まつち

苛性ソーダ 炭酸ソーダ 炭酸かり 石灰

硝子 陶磁器 せめんと

普通ノ金屬及其ノ主要ナル化合物 合金

石油

澱粉 砂糖 酒 醋

せるろーす

脂肪及油 石鹼

蛋白質

煙草 茶

石炭がす こゝるたゝる 石炭酸 染料

修業年限五箇年ノモノニ在リテハ博物ノ内鑛物ハ第三學年ニ於テ之ヲ授クヘシ

實科高等女學校

修業年限四箇年ノモノ

第一學年

每週二時

高等小學校第一學年用理科書ノ項目ニ準ス

第二學年

每週二時

高等小學校第二學年用理科書ノ項目ニ準ス

修業年限三箇年ノモノ

第一學年

每週二時

高等小學校第二學年用理科書ノ項目ニ準ス

注意

一 高等女學校ノ要目ハ各分科ニ就キ區分シテ之ヲ掲クト雖モ適宜分合シテ之ヲ授クルモ可ナリ

二 理科ハ成ルヘク生徒既知ノ事實ニ關聯シテ之ヲ授ケ特ニ家事科ト相待チテ日常生活ノ應用ニ資セシメンコトヲ

期スヘシ

圖畫

高等女學校

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

三二九

第二編 本 論

第一學年

寫生畫 臨畫

幾何形態 器物 模型 植物

考案畫

主トシテ幾何的模様ヲ授クヘシ

寫生畫及臨畫ニテ簡易ナル著色ヲ爲サシメ考案畫ニテ配色ノ應用ヲ爲サシムルモ妨ナシ

第二學年

寫生畫 臨畫

器物 模型 植物 動物

考案畫

幾何的模様及天然物ヨリ便化シタル模様ヲ授クヘシ

寫生畫及臨畫ニテ著色ノ練習ヲ爲サシメ考案畫ニテ配色ノ應用ヲ爲サシムヘシ

第三學年

寫生畫 臨畫

器物 植物 動物 建築物 人物 景色

考案畫

前學年ニ準ス

三三〇

每週一時

每週一時

每週一時

色彩ニ關シテハ前學年ニ準ス

第四學年

寫生畫

植物 動物 建築物 人物 景色

考案畫

前學年ニ準シ更ニ器物圖案ヲ授ケ便宜既授ノ模様ヲ之ニ應用セシムヘシ

色彩ニ關シテハ前學年ニ準ス

修業年限五箇年ノモノ、第五學年ニ於テハ第四學年ニ準シ更ニ進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

實科高等女學校

修業年限四箇年ノモノ

第一學年

寫生畫 臨畫

幾何形態 器物 模型 植物 動物

考案畫

幾何的模様及天然物ヨリ便化シタル模様ヲ授クヘシ

寫生畫及臨畫ニテ著色ノ練習ヲ爲サシメ考案畫ニテ配色ノ應用ヲ爲サシムヘシ

第二學年

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

三三一

每週一時

每週一時

寫生畫 臨畫

器物 植物 動物 建築物 人物 景色

考案畫

前學年ニ準ス

修業年限三箇年ノモノニ在リテハ本要目ニ準シテ寫生畫・臨畫・考案畫ヲ授クヘシ

注意

一 幾何畫ヲ授クル際ニハ直線・角・圓・多角形・曲線ヲ授クヘシ

二 寫生畫・臨畫ニ在リテハ寫生畫ヲ主トシテ教授スヘシ

三 自在畫ヲ教授スル際ニハ成ルヘク陰影畫法及透視畫法ニ就キ簡易ニ其ノ理法ヲ説明スヘク又時々記憶畫及見取

畫ノ練習ヲ爲サシムヘシ

四 生徒ヲシテ成ルヘク名作品又ハ其ノ複製品ヲ見シメ趣味ノ涵養ニ資スヘシ

家事

高等女學校

第三學年

每週二時

家内ノ整理

住居ノ修理・保存 掃除 室内ノ設備 衣服什器ノ選擇・保存及其ノ整頓 裝飾 戶締 火ノ用心等

家事衛生

採光 換氣 排水 洗濯 清潔法等

飲食物ノ調理

日常食品 嗜好食品 飲料水 飲料 調理 獻立 貯藏等

調理ニ關聯シテ食品・庖厨具及燃料ニ關スル事項ヲ授クヘシ

實習

洗濯 張物 シミヌキ 掃除 磨キ物 飲食物ノ調理等

第四學年

每週二時

育兒

懷妊中ノ心得 出産 嬰兒ノ取扱方 哺乳 離乳後ノ食物 小兒ノ衣服 運動 睡眠 疾病 言語 動作 遊戲

玩具 躰方 就學 學校ト家庭トノ關係等

教育ヲ授クル場合ニハ言語以下ヲ省ク

養老及看病

衣食住ノ注意 介抱 藥用 危篤者ノ取扱 應急手當

傳染病及其ノ豫防 消毒法

家事經濟

家計簿記

實習

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

前學年ニ準シ更ニ應急手當ヲ加フ

修業年限五箇年ノモノニ在リテハ第四學年ニ於テ家内ノ整理・家事衛生ヲ授ケ其ノ實習トシテハ洗濯・張物・シミ
ヌキ・掃除及磨キ物ヲ爲サシメ第五學年ニ於テ飲食物ノ調理・育兒・養老及看病・家事經濟・家計簿記ヲ授ケ其ノ
實習トシテハ飲食物ノ調理・應急手當等ヲ爲サシムヘシ

實科高等女學校

修業年限四箇年ノモノ

第三學年及第四學年

每週三時

高等女學校第三學年及第四學年ニ準シ實習ノ度数ヲ増スヘシ

修業年限三箇年ノモノ

第二學年及第三學年

每週三時

高等女學校第三學年及第四學年ニ準シ實習ノ度数ヲ増スヘシ

修業年限二箇年ノモノ

第一學年及第二學年

每週三時

高等女學校第三學年及第四學年ニ準シ實習ノ度数ヲ増スヘシ

注意

- 一 家事ヲ授クルニハ其ノ地方實際ノ事情ニ適切ナラシメントニ注意スヘシ
- 二 家事ヲ授クルニハ理論ニ偏スルコトナク成ルヘク實習ヲ多カラシムヘシ

- 三 他ノ學科目ニ於テ授ケタル事項ハ力メテ之ヲ家事ノ實際ニ應用スルノ法ヲ知ラシムヘシ
- 四 土地ノ情況ニ依リ便宜蔬菜ノ栽培ヲ爲サシムルモ可ナリ

裁縫

本要目中單ニ衣類ノ名稱ノミヲ掲クルモノハ仕上ケニ至ル迄生徒ヲシテ實習セシメ「説明」ノ二字ヲ加フルモノ
ハ必要ナル事項ノ説明ニ止メテ實地ノ仕立ヲ省クヘシ

高等女學校

第一學年

每週四時

基礎的技術ノ練習

運針法 絲ノ結ヒ方・留メ方・縫キ方 縫ヒ合セ方 襷掛ケ方 拵ケ方等
各種襦袢ノ裁チ方練習

一ツ身單衣

四ツ身單衣

三ツ身袷

一ツ身綿入

綿布ノ繕ヒ方

第二學年

每週四時

本裁男女單衣

第六章

大正八年世界大戰直後に至るまで

本裁女袴

本裁男袴

本裁女綿入

本裁男綿入ノ説明

片面物及中幅・大幅物ニテ小裁・中裁・本裁ノ裁チ方・積リ方

第三學年

每週四時

女袴

小裁・中裁女袴ノ説明

本裁女綿入羽織

本裁男綿入羽織ノ説明

本裁男袴羽織

小裁・中裁羽織ノ説明

小裁・中裁・本裁被布 中一枚仕上ケ

片面物及中幅・大幅物ニテ羽織・被布ノ裁チ方・積リ方

腹合セ帯

第四學年

每週四時

絹布單衣

毛織單衣ノ説明

絹布・毛織ノ繕ヒ方

男袴

小裁・中裁男袴ノ説明

本裁男單羽織

丸帶・男帶 中一筋仕上ケ

本裁女小袖

本裁女小袖重ネ物ノ説明

しやつ・づぼん下

足袋・涎掛ノ類

修業年限五箇年ノモノニ在リテハ本要目第四學年ノ教授事項ニ長襦袢・股引・夜著(雛形)・蒲團(雛形)等ヲ加ヘ
適宜之ヲ第四學年・第五學年ノ二學年ニ配當シ又本要目中説明ニ止メタルモノニ就キテ實習セシムヘシ

實科高等女學校

修業年限四箇年ノモノ

第一學年

每週十四時

基礎的技術ノ練習

運針法 絲ノ結ヒ方・留メ方・繼キ方 縫ヒ合セ方 懸掛ケ方 拵ケ方等

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

小裁・中裁襦袢

本裁男女襦袢

一ツ身單衣

三ツ身單衣

四ツ身單衣

一ツ身袷

三ツ身袷

四ツ身袷

一ツ身綿入

三ツ身綿入

四ツ身綿入

本裁女單衣

本裁男單衣

第二學年

前衿裁袷

本裁女袷

本裁男袷

每週十四時

本裁女綿入

本裁男綿入

片面物及中幅・大幅物ニテ小裁・中裁・本裁ノ裁チ方・積リ方ノ説明

長襦袢

一ツ身袖無綿入羽織

四ツ身綿入羽織

本裁女綿入羽織

本裁男綿入羽織

本裁男袷羽織

片面物及中幅・大幅物ニテ羽織ノ裁チ方・積リ方

手提袋ノ類

子供腹掛

涎掛

女袴

小裁・中裁女袴

第三學年

綿布男袴

每週十八時

第二編 本 論

小裁・中裁綿布男袴

絹布女單衣

絹布ノ繕ヒ方

一ツ身袖無被布

四ツ身被布

本裁被布

片面物及中幅・大幅物ニテ被布ノ裁チ方・積リ方

被布合羽

腹合セ帶

みしん使用法

西洋涎掛・西洋前掛各種

しやつ類

づぼん下類

毛織單衣

毛織ノ繕ヒ方

絹布本裁女袴

絹布本裁男袴

絹布本裁男袴羽織
絹布本裁男綿入羽織

第四學年

絹布本裁男單羽織

絹布本裁女單羽織

絹布本裁女袴羽織

絹布本裁女綿入羽織

本裁女小袖一重

本裁男小袖一重

本裁單衣重(雛形)

比翼(雛形)

絹布本裁男袴

丸帶

男帶

男股引

女股引

足袋

女兒洋服ノ下著類

簡易ナル小兒洋服

小兒帽子類

夜著(雛形)

蒲團(雛形)

蚊帳ノ説明

修業年限三箇年ノモノ

第一學年

每週十四時

第二學年

每週十八時

第三學年

每週十八時

修業年限四箇年ノモノ、第二學年・第三學年・第四學年ニ準シ適宜同第一學年ノ教授事項ヲ加ヘ授クヘシ

修業年限二箇年ノモノ

第一學年

每週十八時

第二學年

每週十八時

修業年限四箇年ノモノ、第三學年・第四學年ニ準シ適宜同第一學年・第二學年ノ教授事項ヲ加ヘ授クヘシ

注意

一 本要目ニ示シタル事項ハ土地ノ情況ニ依リテ取捨選擇ヲ加ヘ力メテ實用ニ適切ナラシムル様教授スヘシ

二 本要目中説明ニ止ムルモノ又ハ特別ナル練習ヲ課スルモノ、外ハ通常裁チ方・積リ方・寸法・標付ケ方・縫ヒ方順序ヲ授ケテ仕上ケシムルニアレトモ其ノ物ノ性質ニ隨ヒ便宜或ル事項ヲ加ヘ若ハ之ヲ省クヘシ例ヘハ帶ニ

於テハ裁チ方・積リ方ヲ省キ袴ニ於テハ寸法割出シ方・襷取り方等ヲ加フルカ如シ

三 新ニ授クルモノニテ其ノ縫ヒ方ノ緊要ナル部分ニ就キテハ特ニ部分縫ヲ課スヘシ例ヘハ袂ノ丸メ方・襷縫ヒ方等ノ如シ

四 本要目中「説明」トシテ掲ケタルモノハ材料ノ性質ニ依リテハ教師ヨリ説明ヲ與フルコトナク既授事項ノ應用トシテ生徒ニ自ラ考案セシムヘシ

五 模範トナルヘキ實物・雛形等ヲ示シテ其ノ要點ヲ說キ生徒技能ノ發達ヲ助クヘシ

六 實習ノ際家事科・圖畫科ト聯絡ヲ保チテ便宜衣服ノ目的・服地ノ種類・其ノ鑑別法・色ノ配合・染色・洗濯等

衣服ニ關シテ注意スヘキ事項ヲ授クヘシ

七 高等女學校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リみしんノ使用法ヲ授クヘシ

八 曲尺ヲ用フル地方ニ在リテハ殊更ニ鯨尺ニ改ムルコトヲ要セス

音樂、唱歌

音樂

高等女學校

第一學年

每週二時

樂典

譜表・音名・音部記號・音符・休止符・縱線・拍子・嬰變及本位記號・速度標語・發想記號及雜記號

基本練習

第二編 本論

三四四

發聲練習・音程練習・聽音練習・呼吸練習

歌曲

平易ナル單音唱歌

第二學年

每週二時

樂典

前學年ニ準シ更ニ音程論ノ大意ヲ授クヘシ

基本練習

前學年ニ準ス

歌曲

單音唱歌

第三學年

每週二時

樂典

音階論ノ大意

基本練習

前學年ニ準ス

歌曲

單音唱歌 二部ノ輪唱歌及二部ノ重音唱歌

樂器

おるがんノ構造及各部ノ名稱・使用法・基礎的練習・簡易ナル樂曲

但シびあの若ハばいおりんノ奏法ヲ授クルコトヲ得

第四學年

每週二時

樂典

和聲ノ初歩

基本練習

前學年ニ準ス

歌曲

單音唱歌 二部三部ノ輪唱歌及二部三部ノ重音唱歌

樂器

前學年ニ準シ程度稍々進ミタル樂曲

修業年限五箇年ノモノ、第五學年ニ於テハ左ノ事項ヲ教授スヘシ

歌曲 樂器

第四學年ニ準シ稍々進ミタル程度ニ於テ授クヘシ

唱歌

實科高等女學校

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

三四五

修業年限四箇年ノモノ

第一學年及第二學年

毎週二時

高等女學校音樂第一學年及第二學年ニ準シ樂典ヲ除ク但シ歌曲ヲ授クル際樂典ニ關スル事項ヲ附帶シテ教授スルコトヲ得

修業年限三箇年ノモノ

第一學年

毎週二時

高等女學校音樂第二學年ニ準シ樂典ヲ除ク但シ歌曲ヲ授クル際樂典ニ關スル事項ヲ附帶シテ教授スルコトヲ得

注意

- 一 樂典ハ平易ナル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ又之カ爲ニ特ニ時間ヲ設ケス歌曲ヲ授クル際ニ適宜附帶シテ教授スルモ可ナリ
- 二 唱歌及樂器ノ教授ニハ總テ本譜ヲ用フヘシ
- 三 歌曲ハ歌詞・曲調共ニ高尚優雅ナルモノヲ選フヘシ
- 四 歌曲ハ其ノ數多キヲ求メスシテ十分之ニ練熟セシメンコトヲ期スヘシ

大正二年三月六日文部省令第四號を以て左の如く高等女學校令施行規則中に改正が行はれた。

明治三十四年文部省令第四號高等女學校令施行規則中左ノ通改正ス

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

體操ハ體操、教練及遊戲ヲ授クヘシ

第二十五條第三項削除

第二十七條第一項中「四百人以下」ヲ「六百人以下」ニ「六百人マテ」ヲ「八百人マテ」ニ改ム

第三十七條第一項中「校舎、」ヲ「位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更、校舎、」ニ改ム

第四十條中「公立高等女學校ノ費用負擔者」ヲ「公立高等女學校ノ費用負擔者又ハ私立高等女學校ノ設立者」ニ改ム

大正四年三月二十日文部省令第六號を以て左の如く高等女學校令施行規則中に改正が行はれた。

高等女學校令施行規則中左ノ通改正ス

第一條第五項ヲ左ノ如ク改ム

土地ノ情況ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一項ノ學科目ノ外必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ學科目ハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

第十六條第一項表中家事、裁縫、音樂及計ノ各欄ヲ左ノ如ク改ム

計	家 事	裁 縫	音 樂
二八	四	二	二八
二八	四	二	二八
三〇	六	一	三〇
三〇	三	一	三〇

同條第二項表中家事、裁縫、音樂及計ノ各欄ヲ左ノ如ク改ム

計	音	裁	家
	樂	縫	事
二八	二	四	
二八	二	四	
二八	二	四	
三〇	一	六	三
三〇	一	六	五

同條第七項ヲ左ノ如ク改ム

前三項ノ規定ニ依リ每週教授時數ヲ増加スル場合ニ於テ各學年ノ每週教授時數ノ總計ハ三十四時ヲ超ユルコトヲ得ス

學校長ハ季節ニ依リ各學科目ノ一學年間ニ於ケル教授時數ノ總計ヲ増減セサル範圍内ニ於テ每週教授時數ヲ變更スルコトヲ得但シ各學年ノ每週教授時數ノ總計ニ關シテハ前項ニ準ス

第十八條第一項中「歴史、」ノ次ニ「地理、」ヲ加ヘ「家事、裁縫、」ノ次ニ「圖畫、唱歌、」ヲ加フ
同條第二項中「唱歌及實業ハ之ヲ缺キ」ヲ「圖畫、唱歌、實業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ缺キ」ニ改ム
同條第三項中甲號表、乙號表及丙號表ヲ左ノ如ク改ム

甲號表

學 科 目	學 年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語	六	六	五	五
修身	二	二	二	二

乙號表

計	學 科 目									
	體操	實業	唱歌	圖畫	裁縫	理科及家事	數學	地理	歷史	
三二	三		一	一	一二	二	二		三	
三二	三		一	一	一二	二	二		三	
三四	三	三	一	一	一四	三	二			
三四	三	三	一	一	一四	三	二			

學 科 目	學 年			
	第一學年	第二學年	第三學年	
國語	六		五	
修身	二		二	
歷史				五
地理	三			二

計	體操	實業	唱歌	圖畫	裁縫	理科及家事	學年	
							第一學年	第二學年
三二	三		一	一	二		二	二
三四					一四	三	二	二
三四	三	三	一	一	一四		二	二

丙號表

國畫	裁縫	家事	數學	國語	修身	學年	
						第一學年	第二學年
					二	二	
一	一四	三	二	五			
一	一四	三	二	五	二		

計	體操	實業	唱歌	學年	
				第一學年	第二學年
三四	三	三	一	二	二
三四					
三四	三	三	一	二	二

同條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

季節ニ依ル毎週教授時數ノ變更ニ關シテハ第十六條第八項ノ規定ヲ準用ス但シ各學年ノ毎週教授時數ノ總計ハ修業年限四箇年ノモノニ在リテハ第一學年及第二學年ハ三十四時第三學年及第四學年ハ三十六時ヲ超ユルコトヲ得

ス修業年限三箇年又ハ二箇年ノモノニ在リテモ亦修業年限四箇年ノ相當學年ニ準ス

第十九條第一項中「第五條、第七條乃至第十三條」ヲ「第五條乃至第十三條」ニ改ム

第二十九條中「裁縫」ヲ削ル

第三十條第二項削除

第四十五條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ學科課程ニ差異アルトキハ其ノ學科目ニ就キ試驗ヲ行フヘシ

第四十七條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ補習科ノ學科目ニ就キ既修ノ課程ニ差異アルトキハ試驗ヲ行フコトヲ得

附則

本令ハ大正四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目並其ノ程度ニ關シテハ其ノ卒業ニ至ルマテ仍從前ノ例ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ學科、學年又ハ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ裁縫ヲ教授スル學校ニ於テハ裁縫教授ニ關シ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

寺内内閣に依て設けられた臨時教育會議は「女子教育ニ關シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要點及方法如何」といふ内閣總理大臣の諮問に對し、大正七年十月二十四日を以て左の答申を爲した。

答 申

諮問第六號女子教育ノ改善ニ關シテハ左記ノ各項ヲ實施セラルルノ必要アリト認ム

右及答申候也

- 一、女子教育ニ於テハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ體得セシメ殊ニ國體ノ觀念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ一層體育ヲ勵ミ勤勞ヲ尙フノ氣風ヲ振作シ虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ與フルニ主力ヲ注クコト
- 二、高等女學校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且ツ經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト
- 三、高等女學校及實科高等女學校ノ入學年齢修業年限學科課程等ニ關スル規定ヲ改正シテ一層地方ノ情況ニ適切ナラシムルコト

- 四、高等女學校卒業後更ニ高等ナル教育ヲ受ケムトスル者ノ爲ニハ專攻科ノ施設ヲ完備シ又必要ニ應ジテ高等科ヲ設置スルヲ得シムルコト
- 五、高等女學校ノ教科目ハ成ルヘク選擇ノ範圍ヲ廣クシ最モ適切ナル教育ヲ施スコルコト
- 六、高等女學校長並教員ノ待遇ヲ高メ優良ナル人物ヲ招致スルコト
- 七、女子ニ適切ナル實業教育ヲ獎勵スルコト
- 八、以上ノ外高等普通教育改善ニ關スル第二回ノ答申ニ列舉シタル事項ハ大體ニ於テ女子教育ニ關シテモ同様必要アルモノト認ム

希望事項

女學校ノ校長及視學委員ニハ學識經驗ニ富メル適良ノ女子ヲモ任用スルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

女子教育ニ關スル件答申理由書

一、教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ體得セシムルハ我國教育ノ大本ニシテ固ヨリ男女ニ依テ其ノ別アルヘカラス然ルニ從來女子教育ニ在リテハ主トシテ家庭ニ於ケル婦徳ノ養成ニ力ヲ用ヒタルカ如キノ感アリテ國家觀念ヲ鞏固ニスルニ至テハ未ダ十分ナラサル所アルカ如シ女子ハ自ラ忠良ノ國民タルヘキノミナラス又忠良ノ國民タルヘキ兒童ヲ育成スヘキ賢母タラサルヘカラス故ニ女子ノ教育ニ於テモ第一ニ國體ノ觀念ヲ鞏固ニシ國民道徳ノ根柢ヲ固クスルト共ニ家庭ノ主婦トシテ又母トシテ其ノ責務ヲ盡スニ足ルヘキ人格ヲ養成スルニ努ムヘク又近時舅姑ニ對スル務ヲ重ンセス貞烈ノ風亦漸ク頹敗セムトスルノ傾ナキニアラサルヲ以テ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シテ舅姑ニ對シ夫ニ對シ女子タルモノノ本分ヲ盡スニ遺憾ナカラシメサルヘカラス又從來我國ニ於テハ女子ノ

體格ヲ輕視スルノ弊ナキニアラス將來民族ノ發展ヲ圖ルニハ一層女子ノ體育ニ重キヲ置クコトヲ要ス且ツ近來女子ノ勤勞ヲ厭ヒ浮華ニ流ルルノ弊益々太甚シカラムトスルノ傾向ナキニアラサルヲ以テ特ニ勤勞ヲ尙ヒ儉素ヲ重ニスルノ氣風ヲ作興シ虛榮奢侈ノ風ヲ矯正スルニ於テ十分ノ力ヲ致スノ要アリ斯ノ如クニシテ我國體及家族制度ニ適スルノ素養ヲ與フルニ主力ヲ注クノ必要アリト認ム

二、高等女學校又ハ實科高等女學校ニ於テハ中流社會ノ婦女女子ノ實際生活ニ適切ナル智能ヲ授クルヲ要スルハ言フ俟タサル所ナリ然ルニ從來學校ニ於テ教授スル所往々形式ニ流レテ徹底的ナラス即チ實際ニ適切ナラサルノミナラス實行ノ能力ヲ養成スルニ於テ一層意ヲ致サムコトヲ要ス又從來我國女子ノ通弊トシテ經濟衛生ノ思想ニ乏シク家政上日常知ラス識ラス不經濟ノコトヲ爲シテ意トセサルノ風アリ又衣食住ノ事ヨリ子女養育ニ至ルマテ實際衛生上甚ク無頓著ナルノ憾アルヲ以テ教育上此ニ留意シ之カ思想ノ涵養ニ力ヲ用フヘク殊ニ家事ニ關スル事項ハ理科ノ應用ニ基クモノ尠カラサルニ拘ラス理科ノ知識ニ缺クル所アルカ爲ニ家事上幾多ノ缺點アルノ實況ナルヲ以テ理科ノ教授ニ一層ノ重キヲ置クノ要アリ此等ノ改善ト共ニ更ニ女子ノ節儉貯蓄ノ思想ヲ涵養スルニ努メ高等女學校ノ教育ヲシテ一層社會ノ實際生活ニ適應セシメ我中流家庭生活ノ改善ニ資セムコトヲ要ス

三、現在ニ於テハ高等女學校及實科高等女學校各其ノ修業年限ヲ異ニシ入學年齡ニ關シテモ亦其ノ制相同シカラス而シテ實科高等女學校カ實際地方ノ情況ニ應シ其ノ實情ニ最モ適切ナラシムルニ於テ運用ノ自由ナルニ反シ高等女學校ノ態様ハ法令上多種多樣ナルコトヲ得サルヲ以テ其ノ教育スル所或ハ地方ノ情況ニ適切ナラサルモノナキニアラス然ルニ實科高等女學校ハ實科ノ名稱アルカ爲虛榮ヲ尙フノ生徒ハ之ニ入學スルニ欲セサルノ傾向アルヲ

以テ實科高等女學校ヲ改メテ高等女學校トナスモノ尠カラス然レトモ高等女學校ニ於テモ家政科ニ重キヲ置キ實科的學科ヲ授クルノ必要ナルハ勿論其ノ制度運用ニ就テモ一層地方ノ實況ニ適切ナラシムルノ必要アルヲ以テ高等女學校及實科高等女學校ノ入學年齡修業年限學科課程等ニ關シテハ現行規定ヲ改正シテ地方ノ情況ニ應シテ其ノ運用ヲ自由ナラシメ以テ適切ナル教育ヲ爲スノ途ヲ講スルノ要アルヲ認ム或ハ實科高等女學校ノ名稱ヲ廢シ總テ高等女學校ト爲シ從來ノ高等女學校ニ於テモ實科ヲ多ク課シ得ルコトトスヘントノ意見モアリシカ審議ノ結果實科高等女學校ハ之ヲ存スルコトトシ一層家政科ニ重キヲ置キ適切ノ改善ヲ施スヘク高等女學校ノ修業年限ハ五箇年ヲ以テ本體トナシ然ルヘキモ又之カ伸縮ノ自由ヲ許シ其ノ入學資格修業年限等ハ實科高等女學校ニ於ケルカ如クシ學科目ニ就テモ地方ノ實況ニ應シテ適當ニ實科ヲ課スル等取捨選擇ノ範圍ヲ廣クセシムルコトヲ可ナリトスルニ決シタル次第ナリ

四、高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施スモノナルカ故ニ其ノ卒業者ハ高等普通教育ヲ完了セル者ナリト雖近年ニ至リテハ尙一層高等ナル教育ヲ受ケムコトヲ希望スルモノ亦尠カラサルカ如シ現制ニ於テハ此等ノ者ノ爲專攻科ノ制ヲ認メタリト雖其ノ施設不十分ニシテ之カ目的ニ副フコトヲ得サルノ情況ナリ故ニ必要ニ應シテ之カ施設ヲ完備シ其ノ志望ヲ滿タスコトヲ得シムヘク又必要アルトキハ高等女學校ニ高等科ノ設置ヲ爲スコトヲ得シメ一層精深ナル程度ニ於テ女子ノ高等普通教育ヲ授クルノ途ヲ開クモ亦時勢ノ進運ニ伴ヒ必要ナルヘント認ム

五、高等女學校、實科高等女學校、專攻科及高等科ニ於ケル教科目ハ土地ノ情況等ニ應シ取捨選擇ノ自由ヲ存スルキハ勿論又生徒ノ健康上ノ關係ニ於テモ其ノ負擔ノ過重ヲ避ケシムルノ必要アリ若シ教育上ノ壓迫ノ爲ニ我國女

子ノ體力ノ發達ヲ害スルカ如キコトアラムカ其ノ害ヲ子孫ニ及ホシ民族ノ生存發展ヲ危クシ國家將來ノ爲ニ寒心スヘキモノアルハ言フ俟タス故ニ學科選擇ノ範圍ヲ廣クシ伸縮ノ自由ヲ許スノ制ヲ取り劃一ノ弊ヲ改ムルト共ニ成ルヘク其ノ負擔ヲ輕減スルノ用意ナカルヘカラス

六、各般ノ教育ニ涉リ教職ニ在ル者ノ待遇ヲ高メ優良ナル人物ヲ得ルヲ以テ教育改善ノ一大要義ト爲スヘキコトハ本會議ニ於テ一貫シテ決議スル所ニシテ高等女學校ニ於テモ亦其ノ校長及教員ノ待遇ヲ高メ適當ノ人物ヲ斯界ニ招致スルノ必要アルハ論ヲ俟タス殊ニ女子ノ高等教育ハ尙試驗ノ時期ニ在リテ改善ヲ要スルモノ尠カラス特ニ優良ナル人物ヲ其ノ職員ニ選任スルノ必要アルニ拘ラス從來高等女學校ノ校長等ヲ任用スルニ方リ動モスレハ之ヲ輕視スルノ弊ナキニ非サルカ如シ當局者ニ於テ茲ニ留意アラムコトヲ要ス

七、女子ニ對スル實業教育ニ付テハ將來職業教育ヲ授クルノ必要ヲ生スルニ至ルヘキモ今日ハ寧ロ實業補習教育ニ一層重キヲ置キ女子ニ適切ナル教育ヲ施スノ最モ必要アルヲ認ム現今歐米諸國ニ於テハ女子カ男子ニ代リテ諸種ノ職業ニ從事スルノ趨勢ハ近時益々盛ナルノ情況ヲ致シ我國ニ於テモ女子ノ職業ハ漸次發達スヘシト雖一面ニ於テハ之カ爲ニ往往家族制度ノ破壊セラルルノ傾向ヲ來スヘキヲ以テ教育上大ニ注意スル所ナカルヘカラス故ニ女子實業教育ニ付テハ今日ニアリテハ純然タル職業教育ヨリハ實業科(例ヘハ農村ニアリテハ養蠶、養雞、蔬菜栽培等ヲ課シ商工業地ニ於テハ商工業ニ適當ノ學科ヲ課スルノ類)ヲ加味シタル普通教育ヲ授ケ家事育兒等ヨリ主婦タリ母タルノ心得等ヲ授ケ團體ノ觀念ヲモ涵養スル等實際生活ノ情況ニ應シテ適切ナル教育ヲ施スノ要アリ而シテ從來實業學校ニ於テハ往々ニシテ技藝ノ教育ニ重キヲ置クノ結果德育ヲ忽諸ニ附スルノ弊ニ陥ルモノアルヲ以テ一般實業學校ニ在リテハ特ニ此等ノ點ニ注意ヲ怠ラサルコトヲ要スヘシ

八、以上ノ外曩ニ高等普通教育ニ關シテ答申シタル夫ノ各學科ノ聯絡統一ヲ圖リ理會力ト獨創力トノ啓發ニ努ムルカ如キ教授要目ヲ改定シ教科書ノ編纂ニ工夫ヲ施スノ餘地ヲ與フル如キ學校ト家庭トノ協力ヲ圖リ課外讀物ノ選擇等ニ關シ格段ノ注意ヲ加フルカ如キハ女子教育上ニ於テモ極メテ必要ノ事項タリトス

又女子ハ特殊ノ生理狀態ニ在ルモノナルヲ以テ其ノ教育上亦男子ヨリモ格段ナル注意ヲ必要トシ學校ノ課業等ニ於テ十分此等ノ關係ヲ考慮スルヲ要ス

女子ニシテ專門ノ學術ヲ修メムトスル者ニ關シテハ既ニ東北帝國大學等ニ於テ實施セル如ク女子高等師範學校等ノ卒業者ニシテ大學ニ於テ高等學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト認メタル場合ニ於テハ之カ入學ヲ許可スルノ途ヲ開キテ然ルヘシ然レトモ特ニ女子ノ爲ニスル大學ノ制度ヲ立ツルカ如キハ未タ其ノ時期ニアラスト認ム蓋シ女子ノ專門學術教育ニ付テハ今日尙試驗ノ時代ニ屬ス殊ニ女子ノ爲ニ特種ノ大學制度ヲ設ケムトスルカ如キハ其ノ制度ニ關シテモ尙十分ノ研究ヲ要スヘシ今日ハ高等女學校ニ高等科ヲ設ケルコトヲ得シメ之ニ依テ一層高等ノ教育ヲ授ケ之ヲ以テ女子ノ高等教育ヲ完成セシムヘシ而シテ更ニ專門學術ヲ修メムトスル特種ノ志望者ハ大學ニ入りテ之ヲ研究スルヲ得ルノ途アルモ尙女子ノ爲ニ專門學術ヲ教授スヘキ高等ノ學校ヲ設ケムトスル者アラハ亦其ノ途ヲ杜絶スヘキニアラス而シテ現行專門學校令ニ依レハ此ノ種ノ學校ヲ設ケルニ何等支障アルコトナク專門學校令ニ依據シ女子ノ爲ニ學術ノ蘊奧ヲ攻究スヘキ大學ノ實質ヲ具フル教育ヲ授ケルモ亦可能ナルカ故ニ之ニ依リテ其ノ經營ノ歩ヲ進メテ可ナリ當局者ニ於テハ須ク女子高等教育ノ穩健ナル發達ヲ爲サシムルニ適當ナル措置ヲ取ルヘキナリ

希望事項

女學校ノ校長及視學委員ニ學識經驗ニ富メル適良ナ女子ヲ任用セハ克ク女子教育ヲ了解シ女子ノ特性ニ應スル教育

ヲ施スニ適切ナルヘキヲ以テ之カ任用ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム所以ナリ

大正九年七月勅令第百九十九號を以てする高等女學校令中の改正は即ち右の臨時教育會議の答申に基いて爲されたものに外ならぬ。これは發令の時日よりいへば次の期に屬することではあるが、寺内内閣時代の學制改革の一部であるから便宜此處に之を述べることにする。尙ほ高等女學校令中の改正に伴ひ大正九年七月文部省令第十五號を以て爲された高等女學校令施行規則中の改正も、同様の趣旨に依り此款の中に於て後に之を述べることにする。

大正九年七月六日勅令第百九十九號高等女學校令中の改正の正文は次の通である。

高等女學校令中左ノ通改正ス

第一條 高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

第二條第二項ヲ削ル

第四條中「又ハ町村學校組合」ヲ「市町村學校組合及町村學校組合」ニ改ム

第五條 削除

第九條 高等女學校ノ修業年限ハ五箇年又ハ四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ三箇年ト爲スコトヲ得

第十條 高等女學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ

修業年限三箇年ノ高等女學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依

リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ

第十條ノ二 高等女學校ニ於テハ高等科、專攻科又ハ補習科ヲ置クコトヲ得

第十條ノ三 高等科ハ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ爲スモノトス

專攻科ハ精深ナル程度ニ於テ高等女學校ノ學科中一科目又ハ數科目ヲ專攻セシムルモノトス

第十條ノ四 高等科及專攻科ノ修業年限ハ二箇年又ハ三箇年トス

第十條ノ五 修業年限三箇年ノ高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限四箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ

文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ

修業年限二箇年ノ高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限五箇年若ハ三箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ

文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ

第十條ノ六 專攻科及補習科ニ關スル規則ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

第十一條第三項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ高等女學校ニハ第十條ノ二中高等科又ハ專攻科ニ關スル規定ヲ適用セス

第十一條ノ二 實科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者、高等小學校第一學年ヲ修了シタル者若

ハ修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラ

レタル者タルヘシ

第十五條 削除

右の改正規程に於て注意すべき點を擧げると左の通である。

- (一) 第一條高等女學校の目的の處に「特ニ國民道德ノ養成ニカメ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と規定して精神教育を高調したること
- (二) 第二條第二項に道府縣立高等女學校の校數は土地の情況に應じ文部大臣の指揮を承け地方長官之を定むとの規定があつたのを削除したること
- (三) 第五條に「郡市町村立ノ高等女學校ニシテ府縣立高等女學校ニ代用スルニ足ルヘキモノアルトキハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣費ヲ以テ相當ノ補助ヲ與ヘ第二條ノ設置ニ代フルコトヲ得」といふ規定があつたのを削除し代用高等女學校の制を廢止したること
- (四) 明治三十二年高等女學校令制定の際には高等女學校の修業年限は四箇年を本則とし但土地の情況により一箇年を伸縮することを得ることとなつて居て、五箇年のもの又は三箇年のものをも認められたのであつたが、其後明治四十年の改正規程に依り一箇年の伸縮を改めて一箇年の延長とし、修業年限三箇年の高等女學校は之を認めざることとしたのであつたのを、今回は更に之を改め高等女學校の修業年限は五箇年又は四箇年とし但土地の情況に依り三箇年と爲すことを得ることとしたること
- 一旦廢止せられた三年制の高等女學校を再び認めることとしたのは一見逆轉の如くに見えるが實は左様な譯ではない。以前の三年制高等女學校は尋常小學校卒業を入学資格とするものであるが、今回の三年制高等女學校は高等小學校卒業を入学資格とするものであり、畢竟高等小學校との接續を必要とする地方の情況に鑑みて之を認められたものであつて、以前の三年制學校の如く四年制學校よりも低度の學校を認むるの趣旨に出たものではないのである。
- (五) 専攻科及高等科に關して新に規定を設けたること

専攻科に關しては明治三十二年の高等女學校令に「高等女學校ニ於テハ其ノ卒業生ニシテ某學科ヲ専攻セムトスル者ノ爲ニ専攻科ヲ置クコトヲ得」との規定があり、明治四十三年の改正規程に於ても實科の専攻科は之を認めざることと規定したのみで、専攻科其ものに關しては別段觸るる所はなかつたが、要するに唯専攻科を認めたのみで他に何等之に關する規定はなかつた。然るに今回は専攻科の修業年限は二箇年又は三箇年とすることを規定するに至つた。(次で發布せられた施行規則には専攻科の學科目若は毎週教授時數に關する規定をも設くるに至つた)

高等科は臨時教育會議の答申に基き今回全く新に認めたものであり、即ち精深なる程度に於て女子の高等普通教育を行ふを目的とし、男子の爲にする高等學校高等科と其趣旨に於て同一のものである。高等科の修業年限は二箇年又は三箇年とし、修業年限三箇年の高等科の入学資格は四年制高等女學校卒業の程度とし、修業年限二箇年の高等科の入学資格は五年制若しくは三年制の高等女學校卒業程度とする。此の如く高等科は女子の爲に最高等普通教育を施すことを目的とするものであるが、其程度に至つては之を男子の高等學校高等科に比し稍低く其卒業者に對して直に大學入學の資格を與ふる能はざる状態に在る。此點より見れば高等女學校高等科なるものは不徹底の憾ありといはねばならぬ。

高等科は之を施設の實績に徴すると極めて不振の状況に在り、全國を通じ高等科を設くる高等女學校は今日に於ても僅に指を屈するに過ぎぬ。これは必ずしも上述の如く其卒業者が大學入學の資格を有せざるが爲ではない。我國に於ては外國と異なり女子にして大學入學を志望するもの如きは寧ろ少數であるから、大學入學資格の有無が高等科の振否を左右するものとは思はれぬ。これには別に原因がある。元來我國の女子にして高等女學校卒業後更に學業を修めんとするもの多數が其學修に依て素養を高むると共に何等かの資格を獲得せんとする希望を有するこ

とは實際の事實である。然るに例へば中等教員の無試験検定の如き多くの學科に關しては、修業年限四箇年の高等女學校卒業後四箇年の課程を修めたる者にあらざれば之を受くることを許されぬこととなつて居るので、高等科卒業者は其特典に浴することが出来ぬ。故に全國を通じて多數なる修業年限四箇年の高等女學校の卒業者にしこ、尙ほ其學修を續けんとするものは、高等科に入るよりも寧ろ中等教員の資格を得るに便利なる専門學校に入らんことを希望するであらう。此等のことが高等科の不振を來す最大なる原因であると思はれる。

其他第十五條の削除といふことは同條に「公立高等女學校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外地方長官之ヲ定ム」といふ規定があつたのを、此等のことは別に何等の規定なくとも地方長官に於て當然之を爲し得るものなりとの趣旨より之を廢止したのである。

大正九年七月二十一日文部省令第十五號を以て左の如く高等女學校令施行規則中に改正が行はれた。

高等女學校令施行規則中左ノ通改正ス

第一條第五項ヲ左ノ如ク改メ第六項中「隨意科目」ノ下ニ「又ハ撰擇科目」ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ第一項ノ學科目ノ外教育、法制及經濟、手藝又ハ實業ヲ加ヘ其ノ他文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得

第一條ノ二 高等女學校ニ於テハ高等女學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ養成、婦徳ノ涵養ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第七條中「ノ初歩」ヲ削ル

第八條中「授クヘシ」ヲ「授ケ又便宜實驗ヲ課スヘシ」ニ改ム

第十條中「知識」ノ下ニ「技能」ヲ加ヘ「授クヘシ」ヲ「授ケ又實習ヲ課スヘシ」ニ改ム

第十四條 教育ハ教育ニ關スル一般ノ知識ヲ得シメ特ニ家庭ニ於ケル子女教養ノ道ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス
教育ハ兒童心理ノ大要、身體養護及智徳陶冶ノ概説、家庭教育ト學校教育及社會教育トノ關係ヲ授クヘシ

第十五條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民ノ生活上必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

第十五條ノ二 手藝ハ手藝ニ關スル知識技能ヲ得シメ兼テ意匠ヲ練リ美感ヲ養ヒ節約利用ノ習慣ヲ造ルヲ以テ要旨トス
トス

手藝ハ刺繡、造花、袋物、編物等ノ中ニ就キ適切ナル事項ヲ選擇シテ之ヲ授クヘシ

第十五條ノ三 實業ハ實業ニ關シ生活上必要ナル知識技能ヲ得シメ兼テ勤勞ヲ尙フノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス

實業ハ農業、工業、商業ノ中ニ就キ當該地方ニ必要ニシテ且女子ニ適切ナル事項ヲ選擇シ又成ルヘク實習ヲ課スヘシ

第十六條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ其ノ修業年限ニ依リ甲號表、乙號表又ハ丙號表ニ依ルヘシ

甲號表

學 科 日	學	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
	年					

乙號表

修身	學科		計	體操	音樂	裁縫	家事	圖畫	理科	數學	地理	歷史	外國語	國語	修身
	日	年													
二	第一學年	二	二八	三	二	四		一	二	二	三	三	六	二	
	第二學年	二	二八	三	二	四		一	二	二	三	三	六	二	
一	第三學年	一	二八	三	一	四		一	三	三	三	三	六	二	
	第四學年	一	二八	三	一	四	二	一	三	三	二	三	五	一	
一			二八	三		四	四		三	三	二	三	五	一	

丙號表

修身	學科		計	體操	音樂	裁縫	家事	圖畫	理科	數學	地理	歷史	外國語	國語	修身
	日	年													
二	第一學年	二	二八	三	二	四		一	二	二	三	三	六	二	
	第二學年	二	二八	三	二	四		一	二	二	三	三	六	二	
一	第三學年	一	二八	三	一	四	二	一	三	三	二	三	五	一	
	第三學年	一	二八	三		四	四		三	三	二	三	五	一	

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

外國語	三	三	三
歷史	二	二	二
地理	二	二	二
數學	二	二	二
理科	三	三	三
圖畫	二	一	四
家事	二	二	四
裁縫	四	四	四
音樂	二	一	一
體操	三	三	三
計	二八	二八	二八

外國語、圖畫又ハ音樂ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ每週教授時數ハ便宜前各表中ノ學科目若ハ第一條第五項ニ依ル加設科目ニ配當スルコトヲ得

特別ノ事情アル場合ニ於テハ前各表中各學科目ノ每週教授時數ヲ増加シ又文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ減少スルコトヲ得

第一條第五項ニ依ル加設科目ニ充ツル爲各學年ノ每週教授時數ヲ増加スルコトヲ得
學校長ハ季節ニヨリ各學科目ノ一學年間ニ於ケル教授時數ノ總計ヲ増減セサル範圍内ニ於テ每週教授時數ヲ變

更スルコトヲ得

各學年ノ每週教授時數ノ總計ハ三十時ヲ超ユルコトヲ得ス

家事又ハ實業ノ實習及音樂ノ樂器使用法ハ前項ノ總教授時數外ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得

第十六條ノ二 特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ生徒ノ全部又ハ一部ニ對シ各學年ノ學科目及其ノ程度ニ付前條各表ニ依ラサルコトヲ得但シ甲號表及乙號表ニ依ル學校ノ第二學年以下ニ在リテハ此ノ限ニ在ラ

第十七條 實科ノ學科目ハ修業年限四箇年ノモノ及三箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、歷史、地理、數學、理科及家事、裁縫、圖畫、唱歌、實業、體操トシ修業年限二箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫、圖畫、唱歌、實業、體操トス

圖畫、唱歌、實業ノ一科目又ハ數科目ハ之ヲ缺クコトヲ得
土地ノ情況ニ依リ第一項ノ學科目ノ外教育、法制及經濟又ハ手藝ヲ加ヘ其ノ他文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得

實業及前項ニ依ル加設科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得
第十八條 第一條ノ二ノ規定ハ實科ニ關シ之ヲ準用ス

實科ノ學科目ハ第二條、第三條、第五條乃至第十五條ノ三ノ規定ニ準據シテ之ヲ教授スヘシ
第十九條 實科ノ每週教授時數ハ其ノ修業年限ニ依リ甲號表、乙號表又ハ丙號表ニ依ルヘシ但シ高等女學校令第十條ノ三但書ニ依リ修業年限ヲ三箇年ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ學科目及每週教授時數ハ丙號表ニ準シ適宜之

ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
甲號表

計	體操	實業	唱歌	圖畫	裁縫	理科及家事	數學	地理	歴史	國語	修身	學科目	
												年	學
二八	三		一	一	八	三	二	二	六	二		第一學年	
二八	三		一	一	八	三	二	二	六	二		第二學年	
二八	三	二	一	一	八	三	二	二	五	一		第三學年	
二八	三	四			八	四	三		五	一		第四學年	

乙號表

丙號表

計	體操	實業	唱歌	圖畫	裁縫	理科及家事	數學	地理	歴史	國語	修身	學科目	
												年	學
二八	三		一	一	八	三	二	二	六	二		第一學年	
二八	三		一	一	八	四	二	二	四	一		第二學年	
二八	三	四			一〇	四	二		四	一		第三學年	

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで

國語	四	四
數學	二	一
家事	四	五
裁縫	一〇	一〇
國畫	一	
唱歌	一	
實業	二	四
體操	三	三
計	二八	二八

第十六條第二項乃至第七項ノ規定ハ實科ニ關シ之ヲ準用ス

第二十條 高等科及專攻科ノ學科目並ニ其ノ程度ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第二十一條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

補習科ノ學科目ハ第一條又ハ第十七條ノ學科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ

補習科ノ各學科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得

第二十二條 高等科、專攻科及補習科ノ每週教授時數ノ總計ハ三十時ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十七條 高等女學校ノ生徒數ハ八百人以内トス但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増スコトヲ得

高等科ノ生徒數ハ四百八十人以内トス

高等科、專攻科及補習科ノ生徒數ハ第一項ノ生徒數ニ算入セス

第二十八條 學級ハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ之ヲ編制スヘシ但シ實科ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一學級ノ生徒數ハ五十人以内トス但シ高等科及專攻科ニ在リテハ四十人以内トス

第二十九條中「修身、音樂、體操及隨意科目」ヲ「音樂、體操、隨意科目及選擇科目」ニ改ム

第三十條 教員ノ數ハ五學級以下ノ學校ニ於テハ一學級毎ニ二人以上トシ五學級以上一學級ヲ加フル毎ニ一人半以上ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ但シ高等科ニ在リテハ一學級毎ニ二人以上ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ

前項ノ場合ニ於テ一學級毎ニ一人ハ他ノ職ヲ兼ネヌ又ハ他ノ職ヨリ兼ネサルコトヲ要ス

第三十條ノ二 高等科ノ教員ハ全數ノ二分ノ一以上ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス

第三十一條中「及之ニ代用スヘキ公立高等女學校」ヲ削ル

第四十一條 年齡十二年以上ニシテ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ高等女

學校ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ハ第一學年ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト

認ム

第四十二條 高等小學校第一學年修了以上ノ程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル高等女學校ノ入學ニ關シテハ前

條ノ規定ヲ準用ス但シ實科ニ在リテハ前條ノ試驗學科目ノ外裁縫ヲ加フ

第四十二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ修業年限三箇年ノ高等科ノ入學ニ關シ修業年限四箇年ノ高等女學校

ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一 修業年限五箇年ノ高等女學校第四學年ヲ修了シタル者及修業年限三箇年ノ高等女學校第二學年ヲ修了シタル者

二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

三 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

第四十二條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ修業年限二箇年ノ高等科ノ入學ニ關シ修業年限五箇年又ハ三箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一 修業年限三箇年ノ高等科第一學年ヲ修了シタル者

二 高等女學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

三 文部大臣ニ於テ指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二條ノ四 專攻科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等女學校ヲ卒業シタル者タルヘシ
第五十條第二項ヲ削ル

附則

本令ハ大正九年七月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目並ニ其ノ程度ニ關シテハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ之ヲ斟酌スル

コトヲ得

第六款 專門教育

第一項 概説

明治四十一年三月十九日文部省令第十號を以て左の如く專門學校入學者檢定規程中に改正が加へられた。

明治三十六年文部省令第十四號專門學校入學者檢定規程第八條第二號ハ之ヲ削除ス

右は專門學校の無試験檢定を受け得る者の中に高等學校入學豫備試験に合格したる者があつたのを削除したのである。高等學校入學豫備試験の制度は明治三十六年專門學校令の制定後廢止せられ、唯從前の該試験合格者の爲に經過的に規定を設けて居たので、最早其必要もなくなつたから之を廢止したのである。

明治四十二年一月十九日文部省令第二號を以て左の如く公立私立專門學校規程中に改正が行はれた。

明治三十六年文部省令第十三號公立私立專門學校規程中左ノ通改正ス

第七條第一項第二號ヲ左ノ通改ム

帝國大學分科大學（元東京大學各部、元札幌農學校ヲ含ム）卒業者又ハ東京高等商業學校（元高等商業學校ヲ含ム）卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者

右は公立專門學校の教員たる資格に關するものである。

明治四十二年九月十三日直轄諸學校に對する左記文部省訓令第十三號（直轄諸學校修身教育に關する注意）が發せられた。これは専門學校のみに關することではないが便宜此處に之を掲げる。

教育ハ人物ノ養成ヲ以テ主眼トス普通教育ト専門教育トヲ問ハス常ニ重キヲ品性ノ陶冶ニ置クヘキコト論ヲ俟タス故ニ直轄諸學校ニ於テモ從來此ノ點ニ注意ヲ怠ラサリシハ本大臣ノ認ムル所ナリ是等諸學校ノ生徒ハ既ニ中學校以下ニ於テ修身教育ヲ受ケタルモノナリト雖道徳上ノ觀念尙堅實ヲ缺キ各種ノ誘惑ニ陥リ易ク德育上最モ注意ヲ要スル時期ニ屬ス故ニ自今直轄諸學校ニ於テハ一層力ヲ修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ爲スノ外必要ニ應ジ隨時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的觀念ヲ鍊成シ以テ實踐躬行ノ意志ヲ強固ナラシメンコトヲ要ス又學校長及教官ハ常ニ協心戮力シ躬ヲ學校德育ノ中心ト爲リテ生徒ヲ薰陶シ以テ教育勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ貫徹センコトヲ努ムヘシ

明治四十三年九月六日文部省告示第二百十三號を以て左の如く明治三十六年文部省告示第九十六號が改正せられた。

明治三十六年文部省告示第九十六號ヲ改正スルコト左ノ如シ

同一人ニシテ東京帝國大學農科大學農學實科、同林學實科、同獸醫學實科、東北帝國大學農科大學大學豫科、同附設農學實科、同附設土木工學科、同附設林學科、同附設水産學科並文部省直轄諸學校中ノ二箇以上ノ學科若ハ學校ニ入學ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入學ヲ許可セラレタル學科若ハ學校ニ入學スヘキモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ學科若ハ學校ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ入學スヘキ學科若ハ學校ハ本人ノ選擇ニ任ス
右は必ずしも専門學校のみに關することではないが、便宜此處に之を掲げる。

明治四十五年五月十八日文部省告示第五百十四號を以て左の如く明治四十三年文部省告示第二百十三號文部省直轄諸學校入學に關する件中に改正が行はれた。

明治四十三年文部省告示第二百十三號中左ノ通改正ス

「同附設水産學科」ノ下ニ「東北帝國大學附屬醫學專門部、同附屬工學專門部」ヲ加ヘ、「二箇以上ノ學科」ヲ「入學ヲ許可セラレタル學科」ヲ「入學スヘキ學科」ノ下ニ各「專門部」ヲ加フ

大正六年寺内内閣の時に設けられた臨時教育會議に於ては「大學教育及専門教育ニ關シ改善ヲ要スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要點及方法如何」といふ内閣總理大臣の諮問に對して答申を爲したが（大學教育及大學豫備教育附學位の款参照）、其中に「専門學校ニ關スル現制ハ大體ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト」と述べて居る。此の如き次第で専門學校制度に關する法令上の改正は別に行はれなかつた。唯大正九年に至リ臨時教育會議に於て高調せられた、凡ての學校に於て人格教育に重きを置くべしとの精神に基き専門學校令中に改正が行はれたが、これは次の期の處で之を述べることとする。

第二項 法律經濟等に關する専門學校

私立帝國殖民學校（東京府）が明治三十九年六月に専門學校令に依り設立を認可せられた。

第三項 醫藥に關する専門學校

明治四十年四月十日文部省令第十號を以て左の如く官立醫學專門學校の修業年限、學科、學科目及其の程度並研究生に關する規程が定められた。

官立醫學專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並研究生ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
官立醫學專門學校規程

第一條 官立醫學專門學校ノ學科ヲ分チテ醫學科及藥學科トス

岡山醫學專門學校ニハ藥學科ヲ設置セス

第二條 官立醫學專門學校ノ修業年限ハ醫學科ヲ四箇年トシ藥學科ヲ三箇年トス

第三條 各學科ノ學科目及其ノ程度ハ左ノ如シ

醫學科

學科	倫理	獨逸語	化學	解剖學				學年	每週教授時數
				理論及實驗	實習	局所解剖學	組織學理論 組織學實習及顯微鏡 用法		
第一學年	一	八	六	八	二				
第二學年				四	四				
第三學年									
第四學年									

學科	胎生學	生理學 生理學理論及實驗 化學理論及實驗	衛生學 衛生學理論及實驗	細菌學 細菌學理論及實習	病理解剖學			病理解剖學實習	病理組織學實習	藥學		內科學 外來患者臨床講義 臨床講義 三以上 三 三	外科學 外來患者臨床講義 臨床講義 四以上 三 三
					總論	病理解剖學論	病理解剖學實習			理論及實驗	處方學		
第一學年	三												
第二學年													
第三學年	五												
第四學年													

計	體操	法醫學	精神病學	婦人科學	產科學	眼科學	喉科學	耳鼻喉	微毒學	皮膚病學	手術實習	
											理論及臨床講義	臨床講義
三	三	理論	臨床講義	產科婦人科模型演習 外來患者臨床講義	產科學理論 婦人科學理論	外來患者臨床講義	理論及檢眼鏡用法 外來患者臨床講義	理論及臨床講義 外來患者臨床講義	外來患者臨床講義	理論及臨床講義	手術實習	繙帶實習
三一												
三四												一
三三、五以上					二	不定時	一以上	四	不定時	一以上	不定時	一
二九以上					三	不定時	一以上					

藥學科

學科	學年	倫理	獨逸語	礦物學	化學	藥用	植物學	分析學		衛生化學		裁判化學		生藥學
								理論及實驗	實習	理論	實習	理論	實習	
第一學年	每週教授時數	一	八	一	七	三	三	二						
第二學年	每週教授時數		四						二	九	二		三	
第三學年	每週教授時數		六								六	一	一	三

計	體操	藥品鑑定	製藥化學		調劑學		藥局方	
			實	理	實	理	外方	日方
		實	實	理	實	理	外方	日方
		習	習	論	習	論	領	習
二八	三							
三三		一	五	二	一	一	二	
三六		五	二	二				

備考 各學科第二學年以上ニ於ケル倫理ハ特ニ每週教授時數ヲ定メス適切ノ時期ニ於テ隨時之ヲ課スルモノトス

教授上各學年ヲ數學期ニ分ツ必要アルトキハ學校長ハ前項ノ每週教授時數ノ範圍内ニ於テ適宜ニ各學期ノ每週教授時數ヲ定ムルコトヲ得

學校長ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テハ第一項ノ每週教授時數ヲ増減シ若ハ科外講義ヲ開クコトヲ得

第四條 卒業者ニシテ既修ノ學科目ニ就キ更ニ研究セントスル者アルトキハ學校長ハ必要ト認メタル場合ニ限リ二箇年以内當該學校ニ於テ研究ニ従事スルコトヲ許可スルコトヲ得

附則 本令ハ明治四十年九月十一日ヨリ施行ス

附則

本令ハ明治四十年九月十一日ヨリ施行ス

明治四十一年九月三日文部省令第二十五號を以て左の如く官立醫學專門學校規程中に改正が行はれた。

明治四十年文部省令第十號官立醫學專門學校規程中左ノ通改正ス

第三條中藥學科ノ學科目及其ノ程度ヲ左ノ如ク改ム

藥學科

學科	學年	第一學年			第二學年			第三學年				
		倫理	獨逸語	鑛物學	化學	藥用	植物學	生藥學	分析學	理	實	論
倫理		一										
獨逸語		八										
鑛物學				一								
化學				七、五								
藥用				三								
植物學				三								
生藥學						三						
分析學							二					
理								二				
實								九				
論									二			

計	體操	工業學 實 習	藥品 理 論	機械學 大 意	藥化學		調劑學		藥品鑑定	藥局方		裁判化學		衛生化學	
					實 習	理 論	實 習	理 論		日 本 外 國 藥 局 方 要 領	實 習	理 論	實 習	理 論	
二八、五	三														
		不定時			一、五	三		五	一						
三二、五															
		不定時													
三九															

(備考) 各學科第二學年以上ニ於ケル倫理ハ特ニ每週教授時數ヲ定メス適切ノ時期ニ於テ隨時之ヲ課スルモノトス

本令ハ明治四十一年九月十一日ヨリ施行ス

此改正に就て注意すべきは、新に機械學大意や藥品工業學が學科目の中に加へられたことである。從來藥學科に於ては主として藥劑師即ち調劑を掌る者の養成を目的として來たのであるが、我國に於て漸次藥品工業が興ることとなり、此方面の事業に従事せんとする者に要する知識技能を與ふる必要が生じて來たので、右の如き學科を加ふるに至つたのである。

尙ほ前に述べた如く官立醫學專門學校の前身たる高等中學校醫學科及藥學科の學科課程が定められた當時(醫學科に就ては明治二十年、藥學科に就ては明治二十二年)に於ては外國語は英語に限られたのであるが、醫學及藥學は獨逸が最進んで居るといふ所から斯學の修業に關して獨逸語を學ぶことが最便利とせられ、今回右の兩規程に於ては外國語は獨逸語に限らるることとなつた。

明治四十一年千葉醫學專門學校、仙臺醫學專門學校、金澤醫學專門學校、岡山醫學專門學校及長崎醫學專門學校に於ては何れも規則を改正し、明治四十一年以後の卒業者には學校名を冠したる學士號(醫學士若は藥學士)と稱するを得ることとした。後に新設せられた新潟醫學專門學校に於ても亦此例に倣つたのであつた。

明治四十二年千葉醫學專門學校、仙臺醫學專門學校、金澤醫學專門學校及長崎醫學專門學校に於ては何れも規則を改正し、明治四十年以前の卒業者にして左の一に該當して入學したる者に限り、自著の論文を提出して審査を受け合格して認可を得たる者は學校名を冠したる醫學士若は藥學士と稱するを得ることとした。

一 元尋常中學校卒業者

- 二 中學校卒業者
- 三 専門學校入學者檢定規程ニ依リ施行シタル試験檢定ニ合格シタル者
- 四 同規程第八條第一號(無試験檢定)ノ指定ヲ受ケタル者但其學校ノ入學ニ限リ指定ヲ受ケタル者ヲ除ク
- 五 専門學校令實施以前當該醫學専門學校規則ニ依リ施行シタル元尋常中學校又ハ中學校卒業以上ノ入學試験ニ合格シタル者

明治四十三年三月新潟市に新潟醫學専門學校が新設せられ、同月勅令第六十六號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り同校が文部省直轄諸學校の中に加へらるることとなつた。他の直轄醫學専門學校に於ては何れも其所在地の縣との約款に依り縣立病院を實習病院として利用して居るのであるが、新潟醫學専門學校には眞の附屬實習病院を置くこととなり、上記勅令第六十六號中に其旨が規定せられた。同校の初代の校長は池原康造であつた。(學校等職員關係の款参照)

明治四十三年四月六日左記文部省令第八號が發せられた。

新潟醫學専門學校ハ本年四月一日ヨリ開校ス

新潟醫學専門學校ニハ醫學科ヲ置キ本年九月十一日ヨリ授業ヲ開始ス

明治四十三年五月二十五日文部省令第十三號を以て左の如く官立醫學専門學校規程中に改正が行はれた。

明治四十年文部省令第十號官立醫學専門學校規程中左ノ通改正ス
第三條各學科課程表中「倫理」ヲ「修身」トシ每週教授時數ヲ左ノ如ク改ム

醫 學 科	修 身	一	一	一
-------	-----	---	---	---

藥 學 科	修 身	一	一	一
-------	-----	---	---	---

同表中「計」ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

醫 學 科	計	三一	三五	三四、五以上	三〇以上
-------	---	----	----	--------	------

藥 學 科	計	二八、五	三三、五		四〇
-------	---	------	------	--	----

時の文相小松原が右の如く官立醫學専門學校各學科課程表を改正して倫理を修身に改めたのは、倫理といふと動もすれば理論にのみ趨る傾向があるので之を修身とし其教授時間をも増加し、主として實踐道德を授けしめんとする趣旨に出でたものである。

明治四十四年五月十九日文部省令第二十二號を以て左の如く藥學校通則が廢止せられた。

明治十五年文部省達第六號藥學校通則ハ之ヲ廢止ス

藥學校通則は甲種藥學校及乙種藥學校のことを規定したものであり、甲種藥學校に關する部分は明治三十六年專門學校規程に依り廢止せられ、乙種藥學校に關する部分のみが残存して居たのであるが、今回之が廢止せられたのである。此の如き低度の藥學校に關しては別に規程を設くる必要なしとの理由に出でたものである。

明治四十五年三月勅令第六十五號を以てする東北帝國大學官制中の改正に依り官立仙臺醫學專門學校は東北帝國大學附屬醫學專門部となり、獨立校としては其存在を失ふに至つた。(學校等職員關係の款參照)

明治四十五年七月四日文部省令第十六號を以て左の如く官立醫學專門學校規程中に改正が行はれた。

官立醫學專門學校規程中左ノ通改正ス

第三條學科課程表中醫學科ノ部「獨逸語」「生理學」及「計」ノ欄ヲ左ノ如ク改メ「生理學」ノ欄ノ次ニ「醫化學」ノ欄ヲ加フ

獨逸語	一	一	三	三	三
生理學	三	三、五	三、五	三	三
醫化學	一	二、五	二、五		
計	三五	三五	三三、五以上		二九以上

同表中藥學科ノ部「獨逸語」及「計」ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

獨逸語	一	一	三	四
計	三一、五	三一、五	三二、五	三八

附 則

本令ハ明治四十五年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年一月八日文部省令第一號を以て左の如く官立醫學專門學校規程中に改正が行はれた。

官立醫學專門學校規程中左ノ通改正ス

第三條學科課程表中醫學科ノ部「內科學」ノ欄中ヨリ小兒科學ヲ削リ「法醫學」ノ欄ノ次ニ左ノ一欄ヲ加フ

小兒科學	理論及臨床講義	一以上
------	---------	-----

大正七年九月二十五日文部省令第十二號を以て左の如く官立醫學專門學校規程中に改正が行はれた。

官立醫學專門學校規程中左ノ通改正ス

第三條醫學科學科課程表中「皮膚病學」ヲ「皮膚病學」「花柳病學」ニ「精神病學」及「小兒科學」ノ欄ヲ左ノ如ク改メ「計」ノ

欄中「二九以上」ヲ「二八以上」ニ改ム

精神病學	理論及臨床講義	一以上
------	---------	-----